

成蹊大学『点検・評価報告書』
(2023 年度版)

成蹊大学

目次

序章	2
第1章 理念・目的	4
第2章 内部質保証	11
第3章 教育研究組織	25
第4章 教育課程・学習成果	29
第5章 学生の受け入れ.....	59
第6章 教員・教員組織.....	71
第7章 学生支援.....	81
第8章 教育研究等環境	96
第9章 社会連携・社会貢献	111
第10章 大学運営・財務(1)大学運営	120
第10章 大学運営・財務(2)財務	133
終章	139

序章

本報告書は、成蹊大学(以下、「本学」という。)が2023年度に公益財団法人大学基準協会(以下、「大学基準協会」という。)による大学評価(認証評価)を受審するための調書としてまとめたものである。

本学は、創立者の中村春二が、当時の画一的教育や教育機会の不均等に疑問を持ち、1906年に学生塾(翌年「成蹊園」と命名)を開設したことから始まっており、1912年には成蹊実務学校を創立した。その後、1914年に成蹊中学校(旧制)、1915年に成蹊小学校、1917年に成蹊実業専門学校及び成蹊女学校を創設した。1919年には財団法人成蹊学園を設立し、1951年にこれを改組し、現在の学校法人成蹊学園となった。中村は、教育の基本的なあり方を、「修養」(精神を練磨し、優れた人格を形成することにつとめること)とし、人間育成、人格養成を教育の根幹に据え、建学の精神として「個性の尊重」「品性の陶冶」「勤労の実践」を掲げた。その後、学部・学科や研究科の設置・改廃等を重ね、現在では、吉祥寺の1キャンパスに5学部10学科、大学院4研究科を有する総合大学へと発展し、創立者の理念を礎として、自発的精神の涵養と個性の発見・伸長を目指す独自の教育を実践している。

本学は、2016年度に大学基準協会による大学評価を受審し、同協会の定める大学基準に適合していると認定され、キャリア教育や継続的に地域に貢献する教育内容が長所として特記された。一方で、教員の採用・昇格における基準、研究科における教育課程の編成・実施、研究科における学生の受入れの3件については、一部の学部・研究科において努力課題が付された。

これらの課題については、大学評価受審後、全学的な内部質保証推進組織である成蹊大学内部質保証委員会(以下、「内部質保証委員会」という。)が中心となって、対象となる学部・研究科との意思疎通を図ることで、規則の改正やカリキュラム編成の検証等を行い改善に至った。改善に至る経緯と結果については、2020年8月に大学基準協会に『改善報告書』を提出している。その後、2021年3月に同協会から『改善報告書検討結果』を受審し、「改善活動に取り組んでおり、改善の認められる項目が確認できる」との評価を受けた。ただし、研究科における学生の受入れについては、今後の改善経過について再度の報告は不要であるものの、「引き続き改善に取り組むとともに、貴大学が掲げる理念・目的の実現のために、不断の改善・向上に取り組むことを期待したい」との講評を受けている。本件については、例えば理工学研究科において、博士後期課程への入学者を増やすために、学士・修士の学位を合計5年で修了する早期修了制度が2018年度に創設され、2019年度より運用が始められていることなど具体的な改善に向けた取り組みを実施しており、一定の効果が生まれている。今後、これらの施策の効果の更なる発展が期待される。

本学の内部質保証活動については、2013年度に「成蹊大学内部質保証に関する規則」(旧)及び「成蹊大学自己点検・評価実施に関する規則」を制定し、これら規則に基づいて内部質保証に関する体制の構築及び内部質保証システムの運用を開始しており、上述の2つの規則に基づいて自己点検・評価を行うことを本学の「内部質保証に関する方針」として定めていた。この本学の内部質保証システムについては、2016年度に受審した大学評価において一定の評価を受けているものの、より実効性・有効性が高いものとなるよう、大学評価受審後に、関係規則を含めて改めて検証を行い、大幅な改善・向上に至っている。

具体的には、従来の内部質保証システムにおいては、毎年度実施する自己点検・評価の結果

について、規則上、学長へ報告するまでのプロセスについては明示されていたものの、その結果を具体的に改善につなげるためのプロセスについては明確に定められておらず、改善に向けた取り組みとそのサポートは日常の運営のなかで適宜行われている状態であった。また、学長や各委員会の役割についても規定の内容が十分でなく、規定上役割の重複が生じていると思われる部分や、役割が曖昧になっている部分がある等の課題を有していた。

加えて、「内部質保証に関する方針」についても、規則に則って自己点検・評価活動を実施する旨のみが記載されているものであり、本学の内部質保証に関する取り組みについて、学外のステークホルダーに対して理解を得るものとしては、具体性に欠けており十分ではなかった。

このことから、内部質保証システムの実効性・有効性を高め、大学として継続的・恒常的に教育の質の改善に取り組むプロセスをより明確に示し、自己点検・評価により確認された課題が確実に改善につながるよう、2021 年度に従来の「成蹊大学内部質保証に関する規則」(旧)及び「成蹊大学自己点検・評価実施に関する規則」の内容を精査し、「成蹊大学内部質保証に関する規則」(新)(以下、「内部質保証規則」という。)に一本化し、改善に向けたプロセスの明確化を行い、加えて学長の役割を明示した。さらに、「内部質保証の方針」についても、「1 基本的な考え方」「2 内部質保証の体制」「3 内部質保証にかかる手続き」の順で体系立てて示した上で、「4 内部質保証システムの概念図」でフローを図示するなどして、学内外に本学が取り組む内部質保証活動について分かり易くかつ明確に示した。

さらに、関係規則及び「4 内部質保証システムの概念図」において、内部質保証委員会と本学の IR 推進組織である IR 推進委員会との連携についても明示した。このことにより、今後、学修成果等に関する IR データを含む客観的な指標に基づく自己点検・評価活動と、その結果に基づくより効果的な教育の質の改善に向けた取り組みを行うことを目指している。

この新しい内部質保証システムに基づく取り組みは 2021 年度から運用が開始されており、定期的な自己点検・評価において課題として確認された事項については、改善に至っているものが多く確認されているなど既に一定の成果を上げている。

また、本学は 2019 年度から 2022 年度を達成期間とする『第 2 次中期計画』の振り返りを受けて、2023 年度から 2028 年度を達成期間とする新たな『第 3 次中期計画』に取り組むこととしている。『第 3 次中期計画』では、大学全体の目標を「新しい時代に対応した教育活動と活力のある研究活動を推進し、持続可能な社会の実現に貢献すること」と設定し、そのもとに「教育」「研究」「学生支援」「社会連携」の 4 つの重要施策を設け、それらのもとにそれぞれ複数の取り組みを掲げ、評価指標と併せて明示している。

今後は、これらの重要施策で定められている取り組みについて、内部質保証システムの一環としても定期的な点検・評価を適切に実施することで、大学全体として、中期計画の達成、ひいては本学の理念・目的の実現のために資することを目指す。

その上で、本学の強み・長所として今後更に発展させていく必要がある事項、本学が抱えている課題を現時点で正確に把握し、適切な大学評価を受審することができるよう、さらには、その後の本学の発展に向けた貴重な糧とすべく、詳細を以降の各章にまとめた次第である。

以上

本 章

第 1 章 理念・目的

(1) 現状説明

① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

【評価の視点】

- 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
- 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

成蹊学園は、創立者の中村春二が、1906年に学生塾を開設したことから始まっており、翌1907年にこれを「成蹊園」と命名した。1912年には成蹊実務学校を創立し、その後、成蹊中学校(旧制)、成蹊小学校、成蹊実業専門学校、成蹊女学校を開校するなどして成蹊教育の基礎を築いた。なお、大学としては、1949年に本学が創設され、学園としては1951年に現在の学校法人成蹊学園に改組するに至っている(資料1-1【ウェブ】)。

創立者の中村は、その教育の基本的なあり方を、日本古来の教育理念ともいえる「修養」(精神を練磨し、優れた人格を形成することにつとめる)とし、人間はどんな状況におかれても、それを乗り越えるだけの「心の力」がもともと一人ひとりに備わっており、その「尊い心」の存在に気づくことで、自奮自発の強固な精神力が培われると考え、こうした人間育成、人格養成を教育の根幹に据えていた。成蹊学園では、この創立者の理念を基に、建学の精神を「個性の尊重」「品性の陶冶」「勤労の実践」とし、そのもとに学園の教育理念として「自発的精神の涵養と個性の発見伸長を目指す、真の人間教育」を掲げている(資料1-2【ウェブ】)。

本学では、この成蹊学園の建学の精神及び教育理念に基づき、また、教育基本法第7条、学校教育法第83条等に則り、「成蹊大学学則(以下、「学則」という。)」第1条において、大学の目的及び使命について「教育基本法に則り、学校教育法の定める大学として学術の理論及び応用を研究教授するとともに、成蹊学園建学の精神に基づき、良識ある人格高き社会の指導的人物を養成することを目的とする。」と定めている(資料1-3【ウェブ】)。また、「成蹊大学大学院学則(以下、「大学院学則」という。)」第1条においては、本学大学院の目的を示している(資料1-4【ウェブ】)。ただし、この学則上の目的は大学設置時のものであり、今日の社会情勢の変化等に鑑み、大学の教育研究上の理念・目的をより具体的に示し、大学の理念・目的の実現のために、以下のとおり3つのミッションと「教育目標(人材育成方針)」を定めている(資料1-5【ウェブ】)。

本学が掲げるミッション

1. 知育偏重ではなく、人格、学問、心身にバランスのとれた人間教育を実践し、確かな教養と豊かな人間性を兼ね備え、社会の発展のために献身的に貢献できる人材を輩出する。
2. 学術の理論及び応用を教授研究し、自由な知の創造をはかり、もってその深奥を究めて文化の進展に寄与する。

3. 地域社会に根ざしつつ、世界に開かれた教育・研究機関として、その成果を社会に還元することを通じて、人類の共存に寄与する。

教育目標(人材育成方針)

1. 広い教養と深い(各学科、各専攻の)専門知識を備え、物事の本質を探究する思考力を養成する。
2. 自己の人生観・価値観を確立し、自分の考えや意見を的確かつ明瞭に表現、発信する力を養成する。
3. 多様な文化、環境、状況に対応し、他者と協働して課題の解決に取り組む力を養成する。
4. 未知のものに積極的に挑み、生涯学び続けようとする自発性と積極性を養成する。

これらの大学のミッションを含む理念・目的、「教育目標(人材育成方針)」については、その適切性について、第2章で詳述する本学の内部質保証システムの一環として行われる自己点検・評価活動において、大学執行部が定期的な検証を行っている。

学部・研究科の目的については、学則第1条第2項において「この大学は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について学部ごとに定める。」と、大学院学則第1条第2項において「本大学院は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について研究科ごとに定める。」としている(資料1-3~4【ウェブ】)。この規定に基づき、各学部・研究科は、それぞれの学部規則及び研究科規則において教育研究上の目的を適切に設定している(資料1-6~14【ウェブ】)。例えば、文学部においては、「成蹊大学文学部規則」第1条の2において、その教育研究上の目的について「文化現象の総合的理解及びその継承を基本理念とし、その実現のために、少人数教育を基本とする教養教育及び専門教育との適切な調和を考慮したきめ細かなカリキュラムによって、問題発見能力及び多面的な分析能力の伸長を図ること、並びに言葉を通じて形づくられた人間、歴史及び社会の多様なあり方を考究し、共感を持って他者を理解する能力及び自己を他者に正確に伝達する能力を涵養することによって、社会的な活動を自律的に展開するための基礎を構築すること」と定め、さらにそのもとに各学科における目的を規定している。また、大学の理念・目的と各学部・研究科の教育研究上の目的の連関性については、第2章で詳述する定期的な自己点検・評価においてその適切性を確認するほか、法学部及び法学政治学研究科以外の各学部・研究科においては『教育研究方針大綱(文学部及び文学研究科は『教育方針大綱』。以下、総称として『教育研究方針大綱』という。)』を定めており、その一部として、教授会、研究科教授会等において定期的に確認している(資料1-15~21)。なお、法学部及び法学政治学研究科については、『教育研究方針大綱』を定めるべく検討を進めている(資料1-22~23)。

なお、2021年5月19日の大学運営会議及び大学評議会において、大学全体の「教育目標(人材育成方針)」やポリシー等の改訂を検討する場合はもちろん、学部及び研究科で、教育研究上の目的やポリシー等を記載している『教育研究方針大綱』が修正された場合においても、大学運営会議及び大学評議会の審議事項として諮ることが改めて確認された(資料1-24)。

上述のとおり、大学が定める理念・目的等と、学部・研究科で定める教育研究上の目的等の間で、その内容の連関性が確実に保たれる仕組みを全学的に整えている。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

【評価の視点】

- 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
- 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

前述のとおり、本学の理念・目的については学則第 1 条において明示している。また、大学院の目的についても、大学院学則第 1 条に「成蹊大学大学院(以下、「本大学院」という。)は、成蹊学園建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること及び高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」と明示している(資料 1-3~4【ウェブ】)。

また、学則第 1 条第 2 項に「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について学部ごとに定める。」と明記しており、各学部・学科においては本規定に基づき、その教育研究上の目的を各学部規則に明示している。大学院についても同様に大学院学則第 1 条第 2 項に基づき各研究科規則に明示している(資料 1-3~4【ウェブ】、6~14【ウェブ】)。各学科の教育研究上の目的については、例えば、文学部国際文化学科においては、前述の「成蹊大学文学部規則」第 1 条の 2 第 2 項第 3 号のもとに、以下 3 点を明示している(資料 1-9【ウェブ】)。

- ア 歴史・地域文化研究、文化人類学及び国際関係研究に跨る専門科目を学ぶことを通して、世界に関する広い知見と深い教養を修得させるとともに、情報収集・分析能力に加え、国内外で通用するコミュニケーション能力を養成する。
- イ 歴史及び文化を視座としながら、世界を時空的な広がりの中で理解し、グローバル化の中で複雑さを増す現代及び未来と向き合う柔らかな力を涵養する。
- ウ 世界及び社会が直面する諸課題に柔軟に対処でき、かつ、異文化理解の実践を通じて、文化間の架け橋となりうる自律的な人材を養成する。

これらの学則、各学部規則等をはじめとする諸規則については、学生、教職員等の本学の構成員のみならず、さまざまなステークホルダーが容易にその内容を確認できるよう大学 Web サイトに情報公開のページを設け、広く一般に公開している(資料 1-25【ウェブ】)。

また、大学の理念・目的、「教育目標(人材育成方針)」のほか、大学全体の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)、全学共通カリキュラムである「成蹊教養カリキュラム」の教育目標、「成蹊大学のグローバル・ポリシー」「成蹊大学の求める教員像と教員組織の編制方針」「学生支援に関する方針」「教育・研究環境の整備に関する方針」「社会連携・社会貢献に関する方針」「管理運営に関する方針」「内部質保証に関する方針」等本学が定める各種方針等についても、大学 Web サイトにまとめて掲載している(資料 1-26【ウェブ】)。

なお、2020 年度には新経済学部及び経営学部の設置や、既設の学部及び成蹊教養カリキュラムのカリキュラム改編が行われ、大学の「教育目標(人材育成方針)」等に一部変更が生じたことか

ら、大学 Web サイトにおいては、「2020 年度以降入学者」向けと「2019 年度以前入学者」向けに分けて掲出している(資料 1-26【ウェブ】)。

大学 Web サイト内の各学部のページにおいては、基礎情報として各学部の基本理念、「人材育成方針（教育研究上の目的）」等を掲載しており、閲覧者がこれらの教育の根幹となる情報に、より多く接するように工夫している(資料 1-27～31【ウェブ】)。

受験を検討している高校生向けには、大学案内(受験生用冊子)において、建学の精神等を掲出している(資料 1-32【ウェブ】)。

また、本学の学生に対しては、全学共通カリキュラムである「成蹊教養カリキュラム」内に「成蹊を知る」という科目を開設しており、本科目では創立者の中村春二の生い立ちと人物像、中村春二が目指した教育、成蹊教育の特色、成蹊大学の未来等をテーマにした自校教育を行うことで、建学の理念や歴史を踏まえて、学生自身が将来を考察する能力を身につけることを目指している(資料 1-33)。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

【評価の視点】

- 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
- ・ 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

大学としての将来を見据えた中・長期の計画の策定については、「学校法人成蹊学園 寄附行為」第 39 条において「事業に関する中期的な計画」に関することが、理事会への付議事項として明記されている(資料 1-34【ウェブ】)。これに基づき策定された『第 1 次中期計画』は、2013 年度より 2018 年度までの 6 年間で達成期間とし、4 つのテーマ(「グローバル化の推進」「教育・研究の質の向上」「組織・経営基盤の強化」「産業界・地域との連携」)のもとに各学校・法人(以下、「各学校等」という。)が諸施策を策定して取り組んできた(資料 1-35～36【ウェブ】)。

その後、『第 1 次中期計画』の成果及び課題を踏まえた上で、2019 年度より 2022 年度までの 4 年間で達成期間とした『第 2 次中期計画』を策定した。この中で、学園の目標は「未来を切り拓く蹊(こみち)を成す」と定められている。なお、本学において「蹊」とは、「成蹊」の名前の由来でもある「桃李不言下自成蹊」(桃や李は、ものを言うわけではないが、美しい花を咲かせ、おいしい果実を実らせるため、自然と人が集まり、そこに蹊ができる。桃や李は人徳のある人のたとえで、優れた人格を備えた人のまわりには、その人を慕って自然と人が集まってくる、という意。)において、本学が輩出を目指す「良識ある人格高き社会の指導的人物」が誘う道程を示すものとしている。この学園目標を達成するために各学校等が部門目標を設定し、他校との比較のなかでの現状のポジショニングを十分に認識した上で差別化を図ることを目指して、部門目標達成のための重要施策を策定している(資料 1-37)。

大学においては、部門目標を『Seikei Way(「ゼミの成蹊」「プロジェクトの成蹊」「コラボの成蹊」「USR の成蹊」)を強力に推進し、「個性輝く(プリリアント)大学」へとダイナミックに変貌する』と定め、そのための重要施策として次の 6 つを掲げている。

- ① 2020年の学部再編、大規模カリキュラム改革の円滑な始動
- ② 新しい教育手法の開発・導入
- ③ 教育の質を支える研究力の強化
- ④ 学生生活の充実と学生生活活性化
- ⑤ 改革を支える環境、インフラの整備
- ⑥ 成蹊ブランドの確立に繋がるインパクトのある広報展開

また、重要施策ごとに複数の事業計画を立案しており、これらの個別の事業計画については、各事業計画別に『事業計画シート』を策定している。この『事業計画シート』は達成期間の年度ごとの「評価指標」（目標と実績）等を記載することとなっているが、併せて「必要な経営資源」等の項目を設け、達成期間中に発生する見込みの支出額を年度ごとにあらかじめ設定している。これら必要な予算を含めた活動計画について事前に了承を得ることで、その実現可能性を担保している（資料 1-38）。なお、これらの策定にあたっては、部門目標については、常務理事会を中心に大学の理念・目的に基づく形で作成し、その後、目標達成のための重要施策を策定し、理事会、評議員会で承認を得ている。また、中期計画に示した重要施策の進捗状況については、「成蹊学園事業計画・評価等に関する規則」に基づき、学園内で毎年度の中間報告会・年度末報告会を実施するほか、理事会・評議員会で毎年度の年度末報告及び達成期間の中間期における中間報告を行い、定期的に計画の達成状況を点検・評価している（資料 1-39～41）。加えて、年度ごとの進捗状況等については本学園が作成する『事業計画』及び『事業報告書』としてまとめられ、本学園 Web サイトにも掲載している（資料 1-42【ウェブ】）。また、『第 2 次中期計画』における事業計画のうちの一部については、大規模な大学改革として「成蹊ブリリアント 2020」と題し、大学 Web サイトに専用のページを設けるなどしてその情報を公表している（資料 1-43【ウェブ】）。

『第 2 次中期計画』に掲げた大学の 6 つの重要施策については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、目標達成に至らなかった項目も散見されたが、概ね、順調に推移したことを確認しており、2022 年度時点で最終検証を行っている段階である。また、この検証と並行し、『第 2 次中期計画』の検証結果も踏まえた上で、2023 年度から 2028 年度までを達成期間とする『第 3 次中期計画』の策定に着手している。なお、中期計画の策定については、私立学校法第 45 条の 2 第 3 項において、大学評価の結果を踏まえて作成することが求められているが、2016 年度に受審した大学評価における努力課題については、規則の改正や各部門において個別に改善を進める内容であったことから、全学的な取り組みとして『第 2 次中期計画』へ具体的に示すには至らなかった。なお、2023 年度の大学評価の受審に先立って、2022 年度 11 月 9 日の大学運営会議において、当該大学評価の結果において、『第 4 次中期計画』を待たずに、中期計画として早期に取り組むべき課題が認められた際は、2023 年度から始まる『第 3 次中期計画』の期中においても、これに追加して取り組むことの確認がなされた（資料 1-44）。

(2) 長所・特色

本学は、建学の精神に基づき、学則において「良識ある人格高き社会の指導的人物を養成すること」を目的と定めている。さらに、今日の社会情勢の変化等に柔軟に対応しつつ、これらの目的の実現に資することができるよう、設置時の目的を踏まえた上で、現在の本学が果たすべきミッションを具体的に明示し、加えて、そのミッションの達成のための「教育目標（人材育成方針）」を定め、こ

れを広く周知している(資料 1-2～5【ウェブ】)。さらに、ミッションや「教育目標(人材育成方針)」等については、その時々々の社会情勢を踏まえて適切であるかどうかについて定期的な検証・見直しを行い、そのもとで実際に教育を実施する各学部・研究科が定める教育研究上の目的等との一貫性・整合性についても定期的に検証している。このように、本学は、ミッションや「教育目標(人材育成方針)」等を策定することで、設置時の大学としての目的を実現するため、どのような人材を育成し社会に輩出し、どういった社会貢献を目指しているのかということについて、その時代の社会のニーズに柔軟に対応できる仕組みとなっている。

また、『第2次中期計画』についての『事業計画シート』においては、達成期間の年度ごとの行動計画とロードマップを示すだけでなく、達成期間中に発生する見込みの支出額についても年度ごとの概算を計画に盛り込み、加えて、学園内で毎年度の中間報告会・年度末報告会を実施するほか、理事会・評議員会で毎年度の年度末報告及び達成期間の中間期における中間報告を行うなど適切なフォロー体制を採ることで計画の実現可能性を高めており、目標の達成に向けて有効に機能している(資料 1-38)。この結果として、その対象期間の大半が新型コロナウイルス感染症の対策・対応に追われることとなった『第2次中期計画』においても、当初の計画どおり、2020年度に新経済学部及び経営学部の設置がなされ、理工学部についても2022年4月から1学科5専攻に大規模刷新されるに至った。加えて、2020年度から所属する学部学科の専門教育に加えて、16分野から興味・関心に応じて学べる「副専攻制度」が始動し、2021年度に「データサイエンス副専攻」、2022年度には更に「SDGs 副専攻」を追加するなど発展的に展開している(資料 1-37)。

(3) 問題点

特になし。

(4) 全体のまとめ

大学の目的は、成蹊学園の建学の精神に則り適切に設定されている。さらに、社会情勢の変化に対応できるように大学としてミッションを設定し、「教育目標(人材育成方針)」においては、本学が養成する学生像について明示している。また、学部・研究科の教育研究上の目的についても、建学の精神及び大学が定める目的のもとに適切に設定されており、さらにそのもとに学科・専攻の教育研究上の目的も定められている。これら大学が定める理念・目的と、学部・学科、研究科等が定める教育研究上の目的については定期的な検証を行うことで、その関連性についても確かなものになっている。

上述の大学の目的、各学部・研究科の教育研究上の目的については、学則及び各学部規則・研究科規則等に明示し、教職員及び学生だけでなく広く社会に対して公表している。

また、中期計画について、『第1次中期計画』の成果及び課題を踏まえた上で、2019年度より2022年度までの4年間を達成期間とした『第2次中期計画』を策定した。本計画では、学園全体の目標である「未来を切り拓く蹊(こみち)を成す」を達成するために各学校等が部門目標を設定し、他校との比較のなかでの現状のポジショニングを十分に認識した上で差別化を図ることを目指して、部門目標達成のための重要施策を策定した。重要施策内の各事業計画では『事業計画シート』内で達成期間中に必要となる支出額をあらかじめ検証することで中期計画の実現可能性を高めている。『第2次中期計画』については、概ね、順調に推移したことを確認し、2022年度時点で最終検証を行っている段階である。また、この検証と並行し、2023年度から2028年度までの6年間を達

成期間とする次期の『第3次中期計画』の策定を進めている。
このことから本学は、大学基準を充足していると考えている。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

【評価の視点】

○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)

序章で述べたとおり、本学では従来の内部質保証に関連する規則及び方針等においては明確でない部分があるなどの課題があった。そのため、内部質保証システムの実効性・有効性を高め、大学として継続的・恒常的に教育の質の改善に取り組むプロセスをより明確化するために、2021年度に、従来の内部質保証に関する規則である「成蹊大学内部質保証に関する規則」(旧)及び「成蹊大学自己点検・評価実施に関する規則」の内容を整備し、「内部質保証規則」に一本化した(資料 2-1~3)。

そのなかで、具体的には、「内部質保証規則」第5条において、本学の内部質保証システムと、それに基づく自己点検・評価の計画・実施・報告について明示し、加えて、発見された課題の改善に向けた手続までを含めたプロセスを明確に示した。さらに、同規則第3条、第6条、第7条において、内部質保証の体制を明示すると同時に、構成する各種委員会等の任務を定めることにより、役割と権限の明確化を行った(資料 2-3)。

また、「内部質保証に関する方針」についても2021年度に併せて改訂を行い、その冒頭で、以下のとおり「1 基本的な考え方」を示した上で、「2 内部質保証の体制」において全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織である内部質保証委員会の任務と、そのもとに設置される成蹊大学自己点検・評価委員会(以下、「自己点検・評価委員会」という。)、学部・研究科・センター・事務部署等(以下、総称として「各部門」といい、学部・研究科を除く「各部門」を「各部局」という。)の役割及び関係性をそれぞれ定めている。さらに、具体的な内部質保証に係る手続を「3 内部質保証にかかる手続き」で順を追って示し、「4 内部質保証システムの概念図」においては、後掲の「Seikei PDCA Chart」によって内部質保証システムの体制全体と手続等を図示している(資料 2-4【ウェブ】)。

(内部質保証に関する方針)

1 基本的な考え方

本学における「内部質保証」とは、成蹊大学学則第1条及び成蹊大学大学院学則第1条に掲げる目的の実現に向けて、組織及び活動を不断に検証し、その充実向上に努め、適切な水準にあることを自らの責任で説明・証明していく恒常的・継続的プロセスをいう。本学は、このプロセスの実現のため、理念・目的、教育研究等の組織・環境、教育課程・学修成果、学生の受入れ、学生支援、社会連携・社会貢献、大学運営・財務等に関する取組について点検・評

価し、教育研究機関としての質の改善・向上を図り、学長自らの責任において説明・証明する体制を構築し運用する。

2 内部質保証の体制

学長の下に、本学における内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、成蹊大学内部質保証委員会(以下「内部質保証委員会」という。)を設置する。内部質保証委員会は(1)内部質保証を実現する体制の整備、運用、検証及び改善方針の立案、(2)大学全体の自己点検・評価活動に関する方針の策定、(3)自己点検・評価活動における自己点検・評価委員会並びに各学部、研究科及び各部局への指示、(4)自己点検・評価活動の結果(外部評価等による指摘事項を含む。)に基づく改善を要する課題等の学長への報告、(5)学長から示される大学としての課題等の改善方法の検討及び改善が必要となる部門への課題の提示並びに当該部門における自己点検・評価活動への反映・改善の支援などを協議する。

内部質保証委員会の任務を実施するに当たり必要な事項を検討するため、内部質保証委員会の下に、成蹊大学自己点検・評価委員会(以下「自己点検・評価委員会」という。)を置く。

また、自己点検・評価委員会は、内部質保証委員会の下で、自己点検・評価活動の運営を行う。

各学部、研究科及び部局は、所属長の下で、内部質保証推進チームを構成し、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会の指示の下、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行い、改善・向上に取り組む。さらに、IR推進委員会が中心となり、内部質保証委員会と連携して、大学全体または各学部等・各事務組織における教学諸活動の点検・評価及び改善を円滑に進めるため、内外の各種情報やデータを分析しその結果を活用する。

そのほか、本学の内部質保証体制全般及び自己点検・評価結果について、その客観性及び妥当性に関する点検・評価を行い、本学の諸活動の改善に資する助言等を得るため、外部有識者等による外部評価を定期的に受けることとする。

3 内部質保証にかかる手続き

本学の内部質保証は以下の手順を軸として推進し、毎年度、継続的に検証・改善を行う。

- (1) 内部質保証委員会は、自己点検・評価の実施方針を策定し、それに基づき自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の実施に必要な手順を策定する。
- (2) 各学部、研究科及び部局等の内部質保証推進チームは、手順に従い自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会へ報告する。
- (3) 自己点検・評価委員会は、自己点検・評価活動の進捗状況を管理すると同時に、各学部、研究科及び部局等からの報告を基に大学全体としての報告書を作成して内部質保証委員会に報告する。
- (4) 内部質保証委員会は自己点検・評価委員会からの報告を受け、大学として改善が必要と思われる事項等を学長へ報告する。
- (5) 学長は内部質保証委員会からの報告を受け、改善を要する事項について、内部質保証委員会に大学としての課題等の提示を行う。

(6) 学長からの大学としての課題等の提示を受けて、内部質保証委員会は、関係する学部、研究科及び部局等に当該課題等の提示を行い、この提示を受けた学部、研究科及び部局等は次年度の改善計画を策定し、改善・向上につなげる。なお、これに伴う改善の管理・支援については内部質保証委員会が中心となって行う。

※4 内部質保証システムの概念図（15 頁「Seikei PDCA Chart」）

本方針の策定にあたっては、本学の内部質保証に関する取り組みについて対外的に説明責任を果たすものであるということに重点を置き、必要かつ重要な情報を簡潔に説明し、さらに図を用いるなど分かり易さについても十分に配慮した。そのため、大学 Web サイトにこれを公開することで、本学が学びの質をどのように保証し、向上に取り組むこととしているのかについてステークホルダーが理解を得やすいものとなったと同時に、これを SD 研修の資料としても用いて説明を行うことで学内の教職員における共通認識の醸成につながっている(資料 2-5)。

また、内部質保証の推進においては、各部門が共通した認識のもとで自己点検・評価活動に取り組むことができるよう『大学内部質保証／点検・評価シート運用ガイドライン』を設け、教職員専用の Web サイトにおいて明示している(資料 2-6)。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

【評価の視点】

- 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
- 全学内部質保証推進組織のメンバー構成

「内部質保証の方針」及び「内部質保証規則」第 3 条第 2 項において、本学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、学長のもとに内部質保証委員会を設置することとしている。さらに、内部質保証委員会のもとに、自己点検・評価活動を運営するための委員会として自己点検・評価委員会を設置している。これら全学的な 2 つの委員会のもとで、各部門は、各部門内で内部質保証推進チームを構成し、各部門の取り組みについて第一義的な自己点検・評価を行い改善・向上に取り組むという多層的なシステムを整えている(資料 2-3、4【ウェブ】)。この本学の内部質保証体制については、2016 年度に受審した大学評価においても、大学基準協会より一定の評価を得ることができている(資料 2-7【ウェブ】)。また、内部質保証体制については、自己点検・評価活動の手続等と併せて、前述の「Seikei PDCA Chart」(15 頁参照)として図示しており、「内部質保証の方針」の一部として、大学 Web サイトにおいて広く公開している(資料 2-4【ウェブ】)。

内部質保証委員会については、その役割が「内部質保証規則」第 6 条に定められており、内部質保証を実現する体制の整備、運用、検証及び改善方針の立案、大学全体の自己点検・評価活動に関する方針の策定等、重要事項に関する協議を行うことが明記されている。加えて、自己点検・評価活動の結果において、大学として改善を要すると判断された課題等のとりまとめ及び改善の支援等を行うことも規定されているなど、全学的に取り組むべき事項のかじ取りの役目を主としている。メンバー構成については、副学長 1 名を委員長として、各学部長、研究科長、自己点検・評価委員会委員長、学長室長、教務部長、機関長のうち学長が必要と認める者から構成されており、その他学長が委嘱する者についても委員となることを可能としている(資料 2-3)。

自己点検・評価委員会については、同じく「内部質保証規則」第 7 条にその役割が定められている。主な任務としては、自己点検・評価の実施に関する手順の策定及び様式の整備、各内部質保証推進チームにおける自己点検・評価活動の調整・支援、各内部質保証推進チームからの報告のとりまとめ等が規定されており、同規則第 3 条第 3 項で規定されているとおり、内部質保証委員会のもとに設置され、全学的な観点から自己点検・評価を実質的に運営するための委員会となっている。加えて、自己点検・評価委員会は、各内部質保証推進チームから点検・評価結果の報告を受け、大学全体としての自己点検・評価報告書である『大学統括シート点検・評価報告書』の作成及び内部質保証委員会への報告を行うことが定められている。委員会は、学長が指名した委員長、各学部または研究科から選出された委員、総合企画課の課長、教務部の課長から構成されており、その他学長が委嘱する者を委員とすることができる(資料 2-3)。

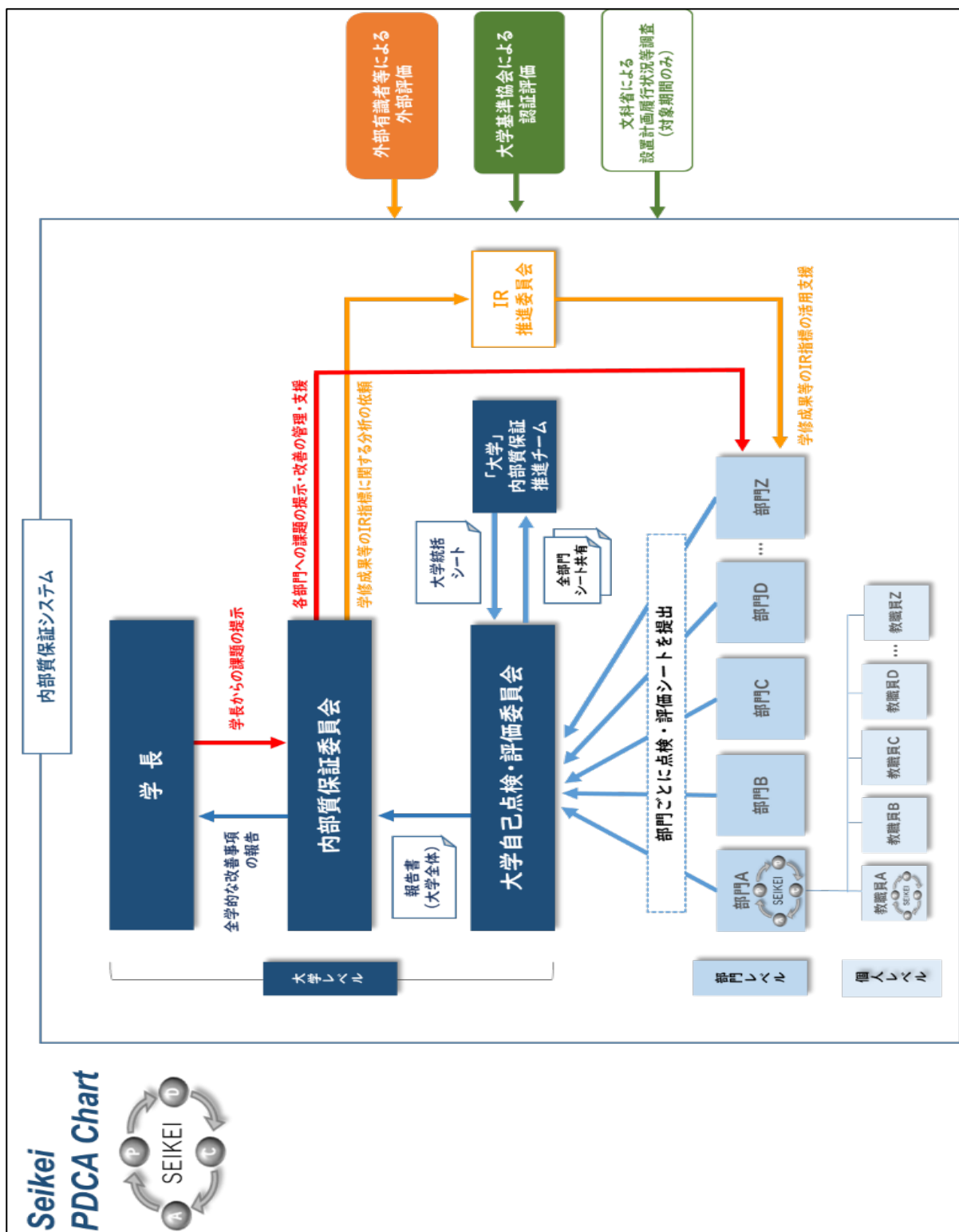
自己点検・評価委員会のもとに、各部門は部門の長を中心として、その部門の構成員のうちからメンバーを選出し内部質保証推進チームを組織しており、各部門における第一義的な毎年度の自己点検・評価を行い、その点検・評価結果を自己点検・評価委員会に提出することとなっている(資料 2-3)。

また、以前より本学は、他の私立大学と相互評価による点検・評価を行うことで、学内の点検・評価活動では気付きを得られにくい点について、客観的な視点からの指摘を得て改善を行っていたが、この取り組みを継続することが困難となった(資料 2-8)。そのため、その後の客観的視点からの点検・評価の方法について模索を続けていたが、2020 年度に外部有識者による大学基準に基づく外部評価 2 件を受審するに至った(資料 2-9～10)。加えて、同年度より学長からの文書『3 つのポリシーに照らした取り組みの適切性に関する点検・評価の実施について(諮問)』を受けて、教育に明るい民間企業(以下、「協力事業者」という。)に業務委託をする形で、本学の各種取り組みが、本学が定める学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の 3 つのポリシー(以下、総称して「3 ポリシー」という。)に則って適切に行われているかどうかについて、評価対象範囲を限定した外部評価を実施している(資料 2-11～14)。

さらに、2021 年度には、2020 年度に実施した外部有識者による大学基準に基づく外部評価の結果を受けて、今後、継続して定期的に客観的な評価を受ける仕組みが必要であるとの判断のもと、その根拠規定として「成蹊大学外部評価の実施に関する規則(以下、「外部評価規則」という。)」を制定し、本学の内部質保証システムの一部として「Seikei PDCA Chart」にも明記するに至った(資料 2-15)。

また、本学には、本学の大学ガバナンス及び教学マネジメントの計画策定、政策決定、意思決定を支援するために行われる IR(Institutional Research)に関し、全学的視野から推進及び統括を図ることを目的として、学長のもとに成蹊大学 IR 推進委員会(以下、「IR 推進委員会」という。)が設置されている。IR 推進委員会については、「成蹊大学 IR 推進委員会規則」において、その任務は「(1)本学及び他大学等の情報を収集し、数値化・可視化し、評価指標として管理・分析すること」「(2)前号の分析結果を教育・研究、学生支援、経営等に活用するための基本方針の策定を支援すること」「(3)成蹊大学内部質保証委員会と連携し、各学部、各研究科及び各部局における諸活動の自己点検・評価及び改善・向上に係る分析並びに当該分析結果の活用を支援すること。」であると定められており、内部質保証委員会と有機的な連携を行うことについては、「Seikei PDCA Chart」にもその位置づけを明確に表している。IR 推進委員会は内部質保証委員会からの依頼に基づいて、学修成果等の IR 指標による分析を行い、その結果を内部質保証委員会へ報告すると

ともに、その分析結果を用いて、各部門に対して学修成果等の IR 指標の活用支援を行うこととしている。この体制を整備することにより、内部質保証委員会や自己点検・評価委員会ではカバーしきれないより専門的なデータを用いた改善支援等を行うことが可能となっている(資料 2-4【ウェブ】、16)。



③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

【評価の視点】

- 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
- 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
- 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する適切な対応
- 点検・評価における客観性、妥当性の確保

3 ポリシー策定のための全学としての基本的な考え方設定

本学では、3 ポリシーの策定のための全学としての基本的な考え方設定について、理念・目的及び「教育目標(人材育成方針)」に基づき、大学(学士課程)全体及び大学院(修士・博士課程)全体として、それぞれ学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学受入れの方針を定めており、各学部学科・研究科において各方針を策定するための基となる全学的な方針としている(資料 2-17~19【ウェブ】)。なお、2017 年度からの 3 ポリシーの策定の義務化に伴い、2016 年 5 月 11 日の大学運営会議において、大学としての理念・目的との整合性・一貫性を図る形で既存の大学全体の 3 ポリシーを検証した上で、学長から各学部・研究科に対して、大学として定めている理念・目的、教育目標、各ポリシーに基づき、各学部・研究科の教育研究上の目的と整合性・一貫性のある 3 ポリシーを策定するよう依頼している(資料 2-20)。また、その後も、2020 年度に新学部の設置や既設学部等のカリキュラム改編を行った際も、2018 年 3 月の大学運営会議において学長から、新たなカリキュラムの策定に加えて、2020 年度以降の入学生に向けた各ポリシーの改定を行うほか、改定にあたっては、各学部・研究科における教育研究上の目的を検証した上で、大学の理念・目的及び大学全体の各ポリシーとの整合性・一貫性について確認するよう依頼している(資料 2-21)。

なお、大学全体の方針についても、定期的にその内容が適切かつ十分なものであるかどうかについて、毎年度実施している自己点検・評価活動において点検・評価している。具体的には、『大学統括シート』を作成する段階で、大学の執行部で構成されている「大学」内部質保証推進チームが、その適切性について第一義的な点検・評価を行い、その『大学統括シート』について、自己点検・評価委員会及び内部質保証委員会が全学的な観点からさらに点検・評価を行うこととなっている。この点検・評価の結果、2022 年度には、従来、大学院を含めて大学全体の方針としていた全学的な方針について、学士課程における基礎学力についての具体的な記載があるなど、大学院における教育に当てはめた際に必ずしも適切でない文言が含まれていたことを受け、大学院の専門性を具体的に示すことが必要であるという判断から、学士課程と修士・博士課程とでそれぞれ別に全体方針を設定するに至った(資料 2-22~25)。また、この改正に基づき、上述の全学的な方針と各学部・研究科で定めている方針との整合性についても、改めて教授会及び研究科教授会で審

議し確認を行ったことで、その関連性も明確なものとなっている(資料 2-26～27)。

大学全体の学位授与の方針については、以下のとおり定めており、本基準及び各学部が定める学位授与の方針に到達するように編成された各学部学科の教育課程において、所定の単位を修得した者に対して所定の学位を授与することとしている(資料 2-17【ウェブ】)。

【専門分野の知識・技能】

(DP1) (各学科、各専攻の)専門分野に関する知識・技能を修得している。

【教養の修得】(広い視野での思考・判断)

(DP2) 人文科学、社会科学、自然科学及びこれらにまたがる学際的な分野に関する基礎的な知識を修得し、広い視野で思考・判断を行うことができる。

【課題の発見と解決】(情報の調査収集＋分析・解釈＋論理的思考)

(DP3) 課題の本質を発見するために必要な情報(文献、統計等を含む)を調査収集し、それらを的確に解釈・分析し、課題の解決に向けて論理的に思考する能力を身に付けている。

【表現力、発信力】

(DP4) 自分の意見や考えを、外に向けて的確かつ明瞭に発信できる豊かな表現力を身に付けている。

【多様な人々との協働】(コミュニケーション＋協調性＋チームワーク)

(DP5) 多様な人々と協働して課題解決に取り組んだ経験を通じて、多様な価値観を受容し、協調性やコミュニケーション力を身に付け、チームの中で自分の役割を的確に果たすことができる。

【自発性、積極性】

(DP6) 学びで獲得した知識・技能を、様々な活動(正課・正課外や学内・学外を問わず)において自発的・積極的に活用した経験を有している。

方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

本学の内部質保証システムにおける毎年度の自己点検・評価活動については、「内部質保証の方針」の「3. 内部質保証にかかる手続き」及び「内部質保証規則」第5条にその手続と仕組みを示すと同時に「4. 内部質保証システムの概念図」として図示している(資料 2-3、4【ウェブ】)。

毎年度、全学的な組織である内部質保証委員会及び自己点検・評価委員会からの指示に基づき、各部門の内部質保証推進チームは、大学基準に基づいて策定されている『大学内部質保証／点検・評価シート』に、前年度の各部門の活動について点検・評価を行い記載する。この『大学内部質保証／点検・評価シート』は前年度の振り返りを行い、各部門における課題や長所を洗い出すと同時に、当該年度における課題に対する改善計画や長所を伸ばすための計画を記載する形となっており、ここで策定された各部門における改善計画等については、次年度の『大学内部質保証／点検・評価シート』にその進捗状況を記載することとしている。そのため、単年度における各部門の活動について点検・評価ができるだけでなく、経年的に課題となっている事項の発見及びそのような課題について PDCA サイクルが機能して適切に改善に向かっているかということについて、年度を跨いで管理できる仕組みとなっている(資料 2-28)。なお、『大学内部質保証／点検・評価シート』の作成にあたっては、前述したとおり『大学内部質保証／点検・評価シート運用ガイド

ライン』を設けており、各部門において共通した認識のもとで自己点検・評価活動に取り組むことで内部質保証の有効性を高めることができるよう工夫している(資料 2-6)。

各部門が策定した『大学内部質保証／点検・評価シート』は自己点検・評価委員会に集約され、「大学」内部質保証推進チームに全てのシートが共有される。「大学」内部質保証推進チームは、学長、各学部長、事務部長等の大学執行部から構成されており、ここでは各部門からの『大学内部質保証／点検・評価シート』を受け、大学全体からの視点でこれを改めて点検・評価し、大学全体として取り組むべき課題等も検討し、それらを盛り込んだ『大学統括シート』としてまとめ、自己点検・評価委員会へ提出する(資料 2-29)。

自己点検・評価委員会は『大学統括シート』について、全学的な委員会として客観的な視点から点検・評価を行い、『大学統括シート点検・評価報告書』としてまとめ内部質保証委員会に提出する。『大学統括シート点検・評価報告書』は、大学基準で定められている基準ごとに、本学の現状と課題・長所を簡潔にまとめたものとなっている(資料 2-30)。さらに、この報告書の提出を受け、内部質保証委員会は大学全体として改善に取り組むべき課題や、さらに伸長すべき事項等を明らかにし、それを学長に報告する(資料 2-31)。内部質保証委員会からの報告を受けた学長は、改善が必要と思われる事項について『課題の提示』として一覧にまとめ、内部質保証委員会を通じて改善に向けて検討を開始するよう各部門に指示する(資料 2-32)。

自己点検・評価委員会における『大学統括シート点検・評価報告書』の作成から、学長からの『課題の提示』に至るプロセスについては、従来、協議はなされていたものの文書等では明確にされておらず、それゆえに改善にスムーズに結びつかない状況であった。これについては、前述した外部有識者による外部評価においても「改善に向けたプロセスが明確に示されていない」旨、指摘を受けていた(資料 2-9)。そのため、規則、方針の改正と併せて、改善に向けたプロセスの明確化を行い、内部質保証システムの有効性を高めるべく 2021 年度より運用を開始した。

加えて、学長からの『課題の提示』で示された事項については、その対象となった部門の次年度の『大学内部質保証／点検・評価シート』において、必ず盛り込むこととしており、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会が、それぞれ改善支援や経過の確認をすることで、必要な改善・向上が確実に行われる仕組みとしている。

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する対応については、本学は 2016 年度に大学基準協会による第 2 期大学評価を受審し、適合判定を受けている。同時に、努力課題として 3 件の事項が本学に付されていたが、この対応については、毎年度行われている自己点検・評価活動の一部として、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会において、その状況を確認・検討し改善を行った。研究科の定員管理については、限られた期間で完全に課題の改善を達成することが困難であることから、内部質保証委員会等で定期的な改善状況のフォロー、必要に応じた改善支援等を行うなど全学的に取り組み、結果については、2020 年度に大学基準協会へ『改善報告書』を提出するなど適切な対応を行っている(資料 2-7【ウェブ】)。

文部科学省の行う設置計画履行状況等調査については、本学は 2020 年度に新経済学部・経営学部を設置し、さらに 2022 年度には、理工学部の学科改編(従来の 3 学科を 1 学科(理工学科)に改編)を実施していることから、調査の対象となっている。調査対象のうち、現時点で指摘事項を受けているものはなく、届出受理時の附帯事項が付されている一部学科については、適宜学

長や対象の学部長等と連携し情報共有を行うことで、学長室総合企画課にて適切に対応を行っている(資料 2-33【ウェブ】)。

点検・評価における客観性、妥当性の確保

点検・評価における客観性、妥当性を確保するために、前述のとおり、本学は他の私立大学と相互評価を行っていたものの、その制度の継続が困難となった。その後、実施方法について模索を続けていたが、2018 年度以降、2020 年度の外部評価の実施に向けた検討を具体的に開始し、予定した 2020 年度には外部有識者による外部評価を 2 件受審するに至った。試験的に依頼したものではありませんが、各部門が策定した『大学内部質保証／点検・評価シート』等を基に、大学基準の内容に沿った点検・評価を依頼し、その点検・評価結果については報告書を受領し、内部質保証委員会においてその内容について懇談を行った(資料 2-9～10)。さらに、本学教職員を対象に外部評価実施者を講師とした SD 研修会を開催したことで、本学の教職員全体で課題意識の共有も図ることができた(資料 2-34～35)。外部有識者による外部評価の点検・評価結果で指摘を受けた「改善プロセスの明確化」や「内部質保証システム内の学長の役割」等については、2021 年度に改善を行うなど、本学の内部質保証システムの改善の大きな一助となった。

また、大学における学びの質を保証する上で重要な 3 ポリシーと学修成果に係る部分については、点検・評価項目②で記載したとおり、2020 年度の学長からの諮問に基づき、前述の有識者による外部評価とは別に、協力事業者からの点検・評価を受審している。この評価対象範囲を限定した外部評価では、各部門から提出された『大学内部質保証／点検・評価シート』の、主に「教育課程・学習成果(基準 4)」「学生の受け入れ(基準 5)」を基に、3 ポリシーを踏まえた上で、「アセスメントプラン」に沿って作成された指標を用いて、本学の取り組みが適切であるかという観点から点検・評価を受けている。この点検・評価の結果は報告書として受領している(資料 2-12～14)。また、報告書受領後に開催した IR 推進委員会には、外部評価を実施した協力事業者の担当者を招聘し、改めて内容の説明を受けた上で意見交換を行った。加えて、その指摘内容に基づいて全学 FD 委員会に対して、学部との意見交換を行うことが提案され、その後、全ての学部において「IR 指標に関する意見交換会」が実施された。意見交換会においては、IR 指標による自己点検・評価の重要性の共有、その活用方法等について懇談がなされ、IR 指標の改善等について IR 推進委員会が学部と連携して取り組む仕組みが確立されるに至った。さらに、報告書受領後のこれら一連の取り組みについては、最終的に内部質保証委員会でも報告がなされ、本学の内部質保証システムの一部として有機的に機能している(資料 2-36)。

外部評価については、前述のとおり「外部評価規則」として規則化し、定期的に客観的な視点から、本学の内部質保証システムの妥当性・適切性を点検・評価できる体制を整え、これにより、更に多角的な視点からの評価を得ることができ、より内部質保証システムを有効に機能させることができる環境が整っている(資料 2-15)。

評価対象範囲を限定した外部評価は、「内部質保証規則」第 8 条第 3 項で規定され、特定分野または重要事項について、より専門的な見地からの点検・評価、助言を受けることができる仕組みを整えている(資料 2-3)。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

【評価の視点】

- 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
- 公表する情報の正確性、信頼性
- 公表する情報の適切な更新

本学の公共性や社会的責任を明確にすることを目的として、教育に関する情報、財務に関する情報等は、本学園及び本学の Web サイト内「教育情報の公表」ページに項目ごとに複数ページに分けて公開している(資料 1-26【ウェブ】、2-37【ウェブ】)。

教育研究活動については、「教育・研究について」のページにおいて、「成蹊大学の理念・目的／教育目標(人材育成方針)」をはじめとして、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針、「成蹊大学のグローバル・ポリシー」等の各種方針等を掲載している(資料 1-26【ウェブ】)。

また、学修成果の評価、学位の授与については、同ページに、学部・大学院の学修成果に係る評価基準、各学部・研究科の卒業・修了要件を示している(資料 2-38【ウェブ】)。加えて、一般の方も含めて、シラバスを Web 上で閲覧できる仕組みとしており、講義名、教員名、キーワード等から検索することができるようになっている。シラバス内には到達目標、授業計画、成績評価の方法等が記載されており、授業の透明性を確保している(資料 2-39【ウェブ】)。学年暦も併せて公開し、さらに各学部の紹介ページにはそれぞれの『履修モデル』についても掲載することで、学生が年間の履修計画を立てやすいよう努めている(資料 2-40～45【ウェブ】)。

また、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定されている情報については、専修免許状に係る情報も含めて、本学 Web サイト内の「教職課程」ページにおいて閲覧が可能となっている(資料 2-46【ウェブ】)。

学校教育法 172 条の 2 において情報の公開が求められているその他の事項については、「教育情報の公表」ページ内の「大学の概要」ページにて、本学園の組織図、教員数(職名別・年齢別構成表を含む)、教員の業績を確認することができる教員紹介ページ等を掲載し、学生の状況については学生数、入学者数、収容定員、卒業または修了した者の数、進学者数、就職者数、留学生数、海外派遣学生数、主な進学・就職先等について公開している(資料 2-47【ウェブ】)。また、「学修・研究環境と学生への支援について」のページには、キャンパスマップや各種研究施設、スポーツ施設について掲載すると同時に、奨学金をはじめとする経済的支援、キャリア支援、国際交流・留学をはじめとする修学支援、学生相談窓口の案内、さらにはボランティア支援、課外活動等の情報を掲載している(資料 2-48【ウェブ】)。さらに、「大学運営・財務について」のページには、授業料等納付金に関する情報のほか、『事業計画』『事業報告書』、私立学校法第 47 条において作成が求められている財務関係書類、大学基準協会による大学評価結果等についても公開している(資料 2-37【ウェブ】)。

これらの教育情報の公開については、学長室総合企画課において、学校基本調査のデータを用いて作成等することで、正確性及び信頼性に配慮している。また、学生の状況等、年度ごとの更新が必要となるデータについては、当該年度の 5 月 1 日時点を基準として毎年度更新することとしており、その他のデータについても 1 年に一度の定期的な確認を行うほか、掲載内容の訂正等が

行われた段階で、適宜更新を行うことで、常に最新の情報を広く一般に公開することができるように努めている。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- 全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
- 点検・評価における適切な根拠(資料、情報)の使用
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の内部質保証システムは、点検・評価項目②、③で記述したとおり、「内部質保証の方針」の中の「3. 内部質保証にかかる手続き」及び「内部質保証規則」第5条に定める手続に従って、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織である内部質保証委員会のもとで有効に機能している。この内部質保証委員会を含む本学の内部質保証システム全般の適切性や有効性については、全学的な組織である自己点検・評価委員会及び内部質保証委員会において、毎年度、各部門から提出される『大学内部質保証／点検・評価シート』について全学的な観点からの点検・評価を行う際に、同時に検証を行うこととしている。全学的な内部質保証システムについて課題が発見された場合は、自己点検・評価委員会から内部質保証委員会に提出される『大学統括シート点検・評価報告書』の中に記載がなされ、内部質保証委員会から必要に応じて学長へ報告を行い、その後、学長からの指示に基づき、内部質保証委員会を中心に改善に取り組むこととしている(資料 2-3、4【ウェブ】)。

さらに、点検・評価項目③で記載したとおり、本学では外部評価を大学基準に則った形で実施することとしており、そのなかで、内部質保証システム全般においても、より客観的・俯瞰的な視点から指摘を得ることができる体制を整えている(資料 2-3、4【ウェブ】、15)。

実際に、2020年度に試験的に依頼し、受審した外部有識者による外部評価と、翌2021年11月に自己点検・評価委員会から内部質保証委員会に対して提出された『大学統括シート点検・評価報告書』において、本学の内部質保証システム全般について、学長の役割が明確でないこと、自己点検・評価の結果について改善するためのプロセスが明確でないことが課題として報告された(資料 2-9、30)。その後、学長からの文書『課題の提示』に基づき、内部質保証委員会を中心に検討を行い、2021年度中に「内部質保証規則」の抜本的な改訂を行うことで、学長や各委員会の役割及び改善プロセスを含めた自己点検・評価活動に係る一連の手続の明確化を行い、それに基づく新たな「内部質保証の方針」及び「Seikei PDCA Chart」の策定に至っており、実際にその運用も開始されている(資料 2-4【ウェブ】、2-32)。

なお、2021年度の自己点検・評価に基づく学長からの文書『課題の提示』については、上述の規則や体制の整備だけでなく、第4、5及び6章にて詳述するとおり、研究科における全学的なポリシーの必要性等を含む計8個の具体的な課題が示されており、これらの課題については、それぞれ対象となる部門において検証がなされ必要に応じて改善がなされている。

さらに、本学の内部質保証システム全般について、今後も、学内だけでなく、より客観的な視点からこれを点検・評価することが必要であるとの判断から、定期的な外部評価を実施するための根拠規則として「外部評価規則」を策定した(資料 2-15)。上述のとおり、本学は、内部質保証システ

ムの適切性及び有効性を確保するために、全学的な内部質保証システムによる PDCA サイクルに加え、外部評価による客観的な視点により、点検・評価を実施しており、その結果を受けて、迅速に改善・向上に向けた取り組みを行うこととしている。

(2) 長所・特色

本学の内部質保証システムにおいては、前述したとおり、各部門が作成した『大学内部質保証／点検・評価シート』を、大学執行部からなる「大学」内部質保証推進チームが確認を行った上で『大学統括シート』を作成し、その提出を受けた自己点検・評価委員会が、さらに全学的な観点から点検・評価を行い『大学統括シート点検・評価報告書』を作成している(資料 2-30)。加えて、全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織である内部質保証委員会は、この『大学統括シート点検・評価報告書』について、自己点検・評価委員会の点検・評価結果も含めて、改めて全学的な観点から点検・評価を行っている。なお、全学的な組織である自己点検・評価委員会や内部質保証委員会も、必要に応じて各部門が作成した『大学内部質保証／点検・評価シート』を確認し、追加で確認を要する事項については、該当部門に確認を行うなどしている。このように各部門、「大学」内部質保証推進チーム、自己点検・評価委員会、内部質保証委員会と多くの階層を設けて、各階層において異なる視点から点検・評価を行う体制は本学独自のものである。より多くの視点から本学が抱える課題についてその本質を見出すことが可能となり、実際に、学長からの『課題の提示』においては、部門固有で対応が必要な課題から、大学全体として取り組むべき必要がある課題に至るまで、さまざまなレベルの課題が確認され、内部質保証の有効性の向上という点について一定の成果を上げており、今後も発展が期待できる。

また、本学の内部質保証システムの特色として、そのほかに複数の視点による外部評価の実施及び IR 推進委員会との連携による IR の活用の 2 点が挙げられる。

まず、複数の視点による外部評価について、本学は大学基準に基づく外部有識者による外部評価に加え、学びの質の保証のために、本学の取り組みが 3 ポリシーを踏まえた上で、適切であるかという観点から、協力事業者の点検・評価を受けている(資料 2-12～14)。前者の外部有識者による外部評価においては、大学基準で求められている事項について、どの程度本学が対応できているのかという視点での点検・評価がなされ、2020 年度に実施した際には「学長の役割の明確化」「改善に向けたプロセスの明確化」について指摘を受け、その課題解消のために、2021 年度に「内部質保証の方針」「内部質保証規則」等について抜本的な改訂を行い、内部質保証システムと手続、学長や各種委員会の果たすべき役割が今まで以上に明確なものとなり、さらには、毎年度の自己点検・評価によって見出された課題について、改善につなげるための支援を確実に行うことができる仕組みが確立されるなど大幅な改善に繋がった(資料 2-3、2-4【ウェブ】)。一方、後者の協力事業者による外部評価においては、本学の各学部・学科が掲げる 3 ポリシーに基づいて行われている実際の取り組みが適切であるかどうかについて、「アセスメントプラン」を基に作成した指標を用いて点検・評価を受けており、例えば、IR 指標の活用強化の必要性について言及されるなど、より実際の教育活動内容に踏み込んだ内容となっている。

このように、異なった視点からの点検・評価を受けることで、大学基準を満たすだけでなく、大学の特色を更に伸ばすためのきっかけや気づきを得られる仕組みとなっている。

続いての特色である IR 推進委員会との連携による IR の活用の一つに、上述した協力事業者が実施する外部評価の結果の活用が挙げられる。外部評価の結果は、内部質保証委員会に報告さ

れるとともに、内部質保証委員会からの依頼を受け IR 推進委員会において外部評価実施者を変えて、その結果を分析し意見交換することとなっている。さらに 2020 年度においては IR 推進委員会から全学 FD 委員会に依頼を行い、全ての学部において「IR 指標に関する意見交換会」が実施されるに至った(資料 2-36)。その結果、各学部においては、既存の IR 指標の改善要請や分析依頼等を IR 推進委員会に行うことができる仕組みについて改めて共有され、その後の具体的な分析依頼に繋がるなどの成果が上がっている。また、IR 推進委員会は、外部評価の結果のみに留まらず、各種調査・アンケートの結果について分析を行うとともに、積極的に各学部・研究科と共有し、学修成果等の把握に向けた IR 指標やデータの活用について、より踏み込んだ支援を行っている点も本学の先駆的な取り組みであると自負している。

(3) 問題点

本学の内部質保証システムは、2021 年度に「内部質保証の方針」「内部質保証規則」等について抜本的な改訂を行うことで大きく改善するに至っている。また、外部評価については、他私立大学との相互評価を過去に実施したものの、2020 年度に改めて外部有識者等による評価を受審し、2021 年度にその根拠となる「外部評価規則」を整えた(資料 2-3、4【ウェブ】、15)。現時点で改訂された方針及び規則等に則り、内部質保証システムは有効に機能しており、運営上、大きな課題があるとは認められてはいないが、今後はこの新たに整備した内部質保証システムにおける点検・評価及びその結果に基づく改善に向けた取り組みが、大学全体として継続的に機能するよう、定期的な検証を行うことで、それを確立していく必要がある。

また、近年は学部横断型グローバル教育プログラムである「EAGLE (Education for Academic and Global Learners in English) 」や「副専攻制度」等、全学的に行われる学部横断的な教育プログラムを複数実施しているが、これらのプログラムのより一層の教育効果の向上と発展のためには、更なる自己点検・評価活動の展開が必要と思われる。現在、これらの教育プログラムの点検・評価については、原則として第一義的な点検・評価を部門単位で実施しているが、学部横断的なプログラムには複数部門がその運営に携わっているものが多く、プログラム全体を通じて部門間の連携が有効に機能しているのか、また複数部門に跨っているがゆえに隠れてしまっている問題点や課題に改善の余地がないかなどが懸念事項として挙げられる。今後、これらの学部横断的なプログラムの維持・拡充を図っていく際には、プログラム全体を俯瞰的な観点から、点検・評価する体制を強化し、グッド・プラクティスの共有、制度的改善点の検証等を行っていくことが必要になってくるものと考えられる。

(4) 全体のまとめ

本学は、自己点検・評価活動を含む従来の内部質保証システムにおける課題を解消し、さらに、より有効に内部質保証システムを機能させるため、「内部質保証の方針」「内部質保証規則」を大幅に改訂した。上述の方針の中で、本学の内部質保証についての考え方を「成蹊大学学則第 1 条及び成蹊大学大学院学則第 1 条に掲げる目的の実現に向けて、組織及び活動を不断に検証し、その充実向上に努め、適切な水準にあることを自らの責任で説明・証明していく恒常的・継続的プロセスをいう。本学は、このプロセスの実現のため、理念・目的、教育研究等の組織・環境、教育課程・学修成果、学生の受入れ、学生支援、社会連携・社会貢献、大学運営・財務等に関する取り組みについて点検・評価し、教育研究機関としての質の改善・向上を図り、学長自らの責任に

において説明・証明する体制を構築し運用する」こととして定め、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として内部質保証委員会を設置し、実際の点検・評価活動の運営を担う自己点検・評価委員会、各部門における内部質保証推進チームをそれぞれ整備し、自己点検・評価活動を実施している。

毎年度の点検・評価については、各部門の内部質保証推進チームから提出される『大学内部質保証／点検・評価シート』を「大学」内部質保証推進チームが点検・評価し、『大学統括シート』にまとめ自己点検・評価委員会に提出している。自己点検・評価委員会はこれを点検・評価し、『大学統括シート点検・評価報告書』にまとめ、内部質保証委員会に提出し、内部質保証委員会は報告書に基づき、大学として改善に取り組むことが必要と思われる事項について学長へ報告する。その後、学長は『課題の提示』として改善が必要な事項について各部門へ検討を行うよう指示する。これに対して、各部門は次年度の自己点検・評価において、『課題の提示』の内容を盛り込む形で『大学内部質保証／点検・評価シート』を作成することで、全学的に検討・改善状況を管理し、改善支援を行うことができる体制を整備している。

内部質保証システム全体の適切性については、毎年度、全学的な組織である内部質保証委員会、自己点検・評価委員会がその検証を行うが、より客観的かつ俯瞰的な視点からの気付きを得るため、外部有識者による大学基準に則った内容の外部評価を依頼することとしている。また、学びの質の保証のために、各学部・学科が定める 3 ポリシーに基づいて行われている本学の取り組みが適切であるかどうかについて、「アセスメントプラン」を基にした IR 指標を用いて協力事業者に点検・評価を依頼することで、より多角的な視点から気付きを得ることができる仕組みとしている。

以上のことから、本学は、大学基準を充足していると考えている。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

【評価の視点】

- 大学の理念・目的と学部(学科又は課程)構成及び研究科(研究科又は専攻)構成との適合性
- 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
- 教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性
- 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、学則及び大学院学則で定める目的に基づき、従来、経済学部、理工学部、文学部、法学部の4学部と理工学研究科、経済経営研究科、法学政治学研究科、文学研究科の4研究科を設置(法務研究科は2021年3月31日に廃止)していたが、2020年度及び2022年度において、学部教育における更なる専門性の明確化と教育効果の向上を目指して以下の組織改編を行った(基礎データ表1)。

2020年度には旧経済学部を廃止し、経済数理学科と現代経済学科の2学科からなる新しい経済学部と、総合経営学科の1学科からなる経営学部の2学部の新設を行った。2022年度には理工学部を従来の3学科から1学科へと改組する大規模な学科改編を実施した(資料2-33【ウェブ】)。この理工学部の学科改編においては、学長をリーダーとする「教職協働の理工学部改革プロジェクトチーム」を2020年6月に設置し、理工学部理工学科の設置届出と認可申請(収容定員変更、教職課程認定)を行い、2021年6月28日付で理工学部理工学科の設置届出が受理され、また、2021年6月29日付で収容定員の増加が認可された。なお、改革の検討にあたっては、外部有識者から成る成蹊大学理工学部改革助言委員会による提案・助言を受けながら検討を進めることで、より幅広い視野からの気づきを得ることができた(資料3-1)。

上述の組織改編を受けて、2022年度より5学部・10学科、4研究科の教育研究体制を整備している。

その他、「学校法人成蹊学園組織規則」及び学則に基づき、教育研究に関する附属研究所・センター等として、国際教育センター、図書館、高等教育開発・支援センター(以下、「高教センター」という。)、アジア太平洋研究センター、キャリア支援センター、理工学研究所(理工学部附属研究所)、ボランティア支援センター、教職課程センターを設置している。また、2018年4月には、全世界的に持続可能な社会の実現が課題になっている社会情勢のなかで、本学が従来から行っている実践教育を「見える化」して、学園内で共有・発信するとともに、国内外の機関やさまざまな方々との相互交流によってシナジー効果を生み出すためサステナビリティ教育研究センターを開設した。なお、学園の組織である国際教育センター及びサステナビリティ教育研究センターのもとには、大学の組織として大学国際教育センター及び大学サステナビリティ教育研究センターをそれぞれ設置し、一体的な運用を行っている(本報告書においては総称として、以下、「国際教育センター」「サステナビリティ教育研究センター」という。)(資料1-3【ウェブ】、3-2)。

さらに、直近では、2020年4月に、Society 5.0研究所を開設している。本研究所は、社会的要

請にもとづき、技術革新の進展が社会文化に及ぼす影響を幅広く研究することにより、これからの技術進歩のあり方及び人材育成方法を探求し、その成果を広く社会に還元することを通じて、豊かな社会の構築に貢献することを目的としている。2021 年度より、「学融合研究プロジェクト」1 件及び「社会実装・実践プロジェクト」2 件、加えて 2022 年度には「社会実装・実践プロジェクト」1 件の研究活動がそれぞれ開始している。これらのプロジェクトを推進し、大学 Web サイトでの情報発信を行うとともに、プロジェクトの内容をテーマにした講演会、シンポジウム等のイベントを開催している（資料 3-3【ウェブ】）。

なお、本学では、2015 年 12 月中央教育審議会答申で「全学的に教職課程を統括する組織の設置について努力義務化」されたことに基づいて、それまでの教職課程指導室を発展的に改組し、2018 年に教員養成の全学的な組織として教職課程センターを開設した。また、この教職課程センター及び教員養成を含めた教職課程全体の運営に関する基本方針を決定する機関として、学長・学部長等からなる教職課程協議会を設置するとともに、各学部学科・研究科専攻の教職課程運営と全学的な運営及び調整・協議を担う組織として、認定課程を有する学科の代表から構成される全学教職課程委員会を設置し、全学的に責任を持った運営がなされる体制が構築されている（資料 3-4【ウェブ】）。

いずれの組織も大学の理念・目的及び教育目標に照らして適切に設置されており、これらの各組織の目的はそれぞれの規則に明記されている（資料 3-5～16）。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では 2014 年度に内部質保証体制を構築し、その後は第 2 章で記載したとおり、毎年度、大学及び大学に関係する全部門において、内部質保証の取り組みの一環として自己点検・評価を実施しており、教育研究組織の適切性についてもこの取り組みのなかで定期的に検証している（資料 2-4【ウェブ】）。

具体的には、『大学内部質保証／点検・評価シート』を用い、年度ごとに各学部・研究科やセンター等の附属機関において PDCA サイクルを展開することで、組織の適切性について定期的に検証を行っている（資料 2-28）。また、組織構成全体の適切性については、本学の内部質保証システムにおいては、各部門の点検・評価結果を踏まえて「大学」内部質保証推進チームが改めて大学全体の視点から点検・評価を行い、「大学」内部質保証推進チームが作成した『大学統括シート』を大学自己点検・評価委員会が点検・評価し、さらにその点検・評価結果を内部質保証委員会が客観的な視点から点検・評価を行うこととしている（資料 2-29～32）。

『第 2 次中期計画』において、大学としての重要施策として設定していた経済学部、経営学部の新学部設置及び理工学部の大規模学科改編については、上に述べた本学の内部質保証システムの一環としての毎年度の自己点検・評価に加え、学園内で毎年度の中間報告会・年度末報告会を実施するほか、理事会・評議員会で毎年度の年度末報告及び達成期間の中間期における中間報告を行い、定期的に計画の達成状況を点検・評価している（資料 1-40～41）。その成果として、

文部科学省が設置以降一定期間実施することとなっている設置計画履行状況等調査においても2022年度現在で指導を受けることなく、設置計画の確実な履行を行っているとの評価を得ている(資料 2-33【ウェブ】)。

また、部門における定期的な点検・評価に基づく具体的な改善事例として、成蹊大学 Society 5.0 研究所の事例が挙げられる。同研究所が設立された2020年度の点検・評価において課題とした「プロジェクトにおける研究成果等をできるだけ高頻度で更新していくこと」について、研究の進捗状況を公開している研究所 Web サイトの更新に加えて、2021年度には研究者自身が自ら書き込みをできるクラウド上のサービス「Scrapbox」を導入することで、よりリアルタイムに研究所の活動状況を公開する体制を整えた。また、同じく2020年度に課題としていた所員のジェンダーバランスについても、2021年度に2名の女性教員が加わり一定の改善がなされた(資料 3-17)。上述のように、新設された研究所等においても、本学の内部質保証システムの一環として行われている点検・評価により、部門内の適切性について改善に至っている。

教職課程センターについては、第2章で述べた本学が行う定期的な自己点検・評価活動における1部門として大学基準に基づいた点検・評価を実施し、改善・向上に取り組んでいる。一方で、2021年5月7日付の『教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について(通知)』内で「教職課程を設置する全ての大学は、教職課程を実施するためのカリキュラムや教員組織、施設及び設備の状況等について自ら点検・評価を行い公表する」ことが定められ、これに基づき、文部科学省より教職課程の質保証のためのガイドラインが示され、全国私立大学教職課程協会からも『教職課程 自己点検・評価基準』が示されたことから、教職課程センターにおいて、大学基準や教職課程独自のガイドライン・基準を踏まえた新たな自己点検・評価の実施方法について具体的な検討を進めている。

(2) 長所・特色

『第2次中期計画』に示す重要施策のうち、教育研究組織に係る事項として、2020年度の旧経済学部廃止に伴う新経済学部及び経営学部の設置、2022年度の理工学部の3学科から1学科(5専攻)への大規模な学科再編、USR(University Social Responsibility)に基づく研究所等の研究機構、組織、制度等の体制整備の一環として2020年度に新設された Society 5.0 研究所の3つが挙げられ、これらについては当初の計画通り改編、新設等を行った(資料 1-37)。そのなかでも、Society 5.0 研究所においては、開設後間もない機関であり、かつ、コロナ禍での始動となったものの、幅広い分野について、一般の方向けに既に複数の講演会を開催するとともに、各種プロジェクトも発足(「学融合研究プロジェクト」1件及び「社会実装・実践プロジェクト」3件の研究活動)するなど活発な活動がなされている(資料 3-3【ウェブ】)。これらの活動は、本学がミッションとして掲げる「文化の進展に寄与」し、かつ「教育・研究機関として、その成果を社会に還元する」活動そのものであり、本学の理念・目的の実現に資する取り組みである。また、講演会については、地域住民をはじめとする方々の多くの参加実績を誇っており、進行中のプロジェクトについても今後社会に有益な一定の成果を示すことが期待され、本学としての大きな特色であると捉えている。

(3) 問題点

なし。

(4) 全体のまとめ

本学は、学則第 1 条において「学校教育法の定める大学として学術の理論及び応用を研究教授するとともに、成蹊学園建学の精神に基づき、良識ある人格高き社会の指導的人物を養成することを目的とする」と定め、また大学院学則第 1 条において「成蹊学園建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること及び高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」と定め、その目的に基づき、学部・研究科及び附属研究所・センター等を整備している。

学部・研究科については、2020 年度には旧経済学部を廃止し、経済数理学科と現代経済学科の 2 学科からなる新しい経済学部と、総合経営学科からなる経営学部の 2 学部の新設を行った。また 2022 年度には理工学部の従来の 3 学科から 1 学科(5 専攻)への大規模な学科改編を実施した。これにより、5 学部・10 学科、4 研究科の教育研究体制を整備している。

また、教育研究に関する附属研究所・センター等としては、図書館をはじめ高教センター、アジア太平洋研究センター、国際教育センター、キャリア支援センター、理工学研究所(理工学部附属研究所)、ボランティア支援センター、教職課程センターを整備している。また、2018 年 4 月にサステナビリティ教育研究センターを開設した。加えて、2020 年 4 月に Society 5.0 研究所を開設した。

『第 2 次中期計画』のとおり、2020 年度からの開始が予定されていた全ての教育改革が概ね順調に進められ、新設予定の教育研究組織が設置・開設された。

『第 2 次中期計画』に掲げられた重要な施策の点検・評価については、内部質保証システム内における定期的な点検・評価だけでなく、大学運営会議、大学評議会、学園・大学との中期計画報告会、理事会、評議員会において、組織的に評価・点検を行っているが、新設・改編から間もない機関もあるため、その結果を基に、今後、どのような改善・向上に向けた取り組みを行うことが必要であるのかについて積極的に検討を行い、現状よりも有効な施策・対応を実施し、発展させていく予定である。

以上のことから、大学基準を充足していると考えている。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

【評価の視点】

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定(授与する学位ごと)及び公表

本学では、理念・目的及び「教育目標(人材育成方針)」を踏まえ、大学共通の学位授与の方針を以下のとおり定め、この基準に到達するように編成された各学科の教育課程において、所定の単位を修得した者に対して所定の学位を授与している(資料 2-17【ウェブ】)。

「成蹊大学の学位授与の方針(Diploma Policy;DP)」

【専門分野の知識・技能】

(DP1) (各学科、各専攻の)専門分野に関する知識・技能を修得している。

【教養の修得】(広い視野での思考・判断)

(DP2) 人文科学、社会科学、自然科学及びこれらにまたがる学際的な分野に関する基礎的な知識を修得し、広い視野で思考・判断を行うことができる。

【課題の発見と解決】(情報の調査収集+分析・解釈+論理的思考)

(DP3) 課題の本質を発見するために必要な情報(文献、統計等を含む)を調査収集し、それらを的確に解釈・分析し、課題の解決に向けて論理的に思考する能力を身に付けている。

【表現力、発信力】

(DP4) 自分の意見や考えを、外に向けて的確かつ明瞭に発信できる豊かな表現力を身に付けている。

【多様な人々との協働】(コミュニケーション+協調性+チームワーク)

(DP5) 多様な人々と協働して課題解決に取り組んだ経験を通じて、多様な価値観を受容し、協調性やコミュニケーション力を身に付け、チームの中で自分の役割を的確に果たすことができる。

【自発性、積極性】

(DP6) 学びで獲得した知識・技能を、様々な活動(正課・正課外や学内・学外を問わず)において自発的・積極的に活用した経験を有している。

「教育目標(人材育成方針)」と大学共通の学位授与の方針に基づき、各学部においては学科ごとに学位授与の方針をそれぞれ定めている。これらの学位授与の方針については、大学共通の学位授与の方針で掲げる項目が、学科が定める学位授与の方針のどの項目に該当するのかについて確認ができるよう、上述の DP1～6 に対応する形で策定されている(資料 2-17【ウェブ】)。

例えば、経済学部経済数理学科においては、大学全体の DP1 に対応する学位授与の方針を

以下のとおり複数定めている。

-
- (DP1-1) 経済数理学科の専門分野に関する知識・技能を修得している。
 - (DP1-2) ミクロ経済学、マクロ経済学の基礎的な概念及び理論を理解している。
 - (DP1-3) 計量経済学、統計学の基礎的な手法を修得し、経済現象を定量的に把握することができる。
 - (DP1-4) 経済問題、経済政策に関して自ら仮説を立て、それを検証することができる。
-

上述のとおり、まず大学共通の学位授与の方針を定め、その各項目に対応する形で各学科の学位授与の方針を定めることで、関連性を明確にするとともに、大学が目指す「教育目標(人材育成方針)」の達成に向け、整合性・一貫性を保っている(資料 1-5【ウェブ】)。

大学院における学位授与の方針については、従来、上述の大学共通の学位授与の方針が大学院全体の方針を包含するものとして設定されていたものの、自己点検・評価のなかで、その内容が一部学士課程のみに関する事項であり十分でないとの判断がなされ、2022 年度に新たに大学院共通の学位授与の方針を以下のとおり策定した(資料 2-17【ウェブ】)。

(博士前期課程)

1. 研究者又は高度専門職業人として活動するために必要な専門分野及び関連分野に関する高度な専門知識を修得している。
2. 専門分野に関して、自らの研究課題を発見し探究できる十分な研究能力を有している。
3. 自らの主張や見解を論理的に伝えることのできる表現力を有している。

(博士後期課程)

1. 研究者又は高度専門職業人として自立して活動するために必要な専門分野及び関連分野に関する優れて高度な専門知識を修得している。
 2. 専門分野における卓越した又は独創的な研究を展開できる能力を有している。
 3. 学識を活かし、未解決の諸問題に主体的に取り組む力を有している。
-

また、上述の大学院共通の学位授与の方針の設定にあたっては、設定後に各研究科長に対して『大学院全体の DP、CP の設定に伴う各研究科の DP、CP の検証について(依頼)』を内部質保証委員会委員長より発出しており、各研究科において各研究科が定める既存の学位授与の方針について、大学院共通のものとの整合性の検証がなされた(資料 2-26～27)。

これらの大学共通・大学院共通及び各学部学科・研究科が定める学位授与の方針については、大学 Web サイトにおいて「教育情報の公表」の一部として掲載し、本学構成員に周知すると同時に社会に対して広く公表している(資料 2-17【ウェブ】)。また学部学生・大学院学生に対しては、各学部・研究科ごとに配付する履修要項において掲載し、所属する学部・研究科の学位授与の方針を理解した上で、履修を計画するよう周知している(資料 4-1【ウェブ】)。

学位授与の方針の設定と公表の適切性については、本学の内部質保証システムにおける自己点検・評価の一環として定期的に点検・評価を行っているほか、『教育研究方針大綱』を定める各学部・研究科においては、これに盛り込み、教授会・研究科教授会に諮ることで定期的な検証を行

っている(資料 1-15~21)。また、2021 年 5 月 19 日に開催された大学運営会議及び第 2 回大学評議会にて、今後、各学部・研究科の 3 ポリシーに修正があった場合は、大学運営会議及び大学評議会に諮ることが改めて確認されている(資料 1-24)。学位授与の方針を点検・評価することを通じて、成蹊大学の理念・目的、「教育目標(人材育成方針)」と 3 ポリシーを相互認識し、それぞれの適切性とこれらの関連性を適宜検証している。

なお、学位授与の方針については、自己点検・評価の結果、大学院共通の学位授与の方針についての必要性が判断されたほか、文学研究科及び理工学研究科において、授与する学位の分野ごとの設定が必要であると判断されており、これらの課題については各研究科と内部質保証委員会との連携のもとで検討を行い、2022 年度に改定を行った(資料 2-17【ウェブ】、31~32)。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

【評価の視点】

- 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定(授与する学位ごと)及び公表
 - ・教育課程の体系、教育内容
 - ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
- 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

教育課程編成・実施の方針の適切な設定

本学では、前項で示した成蹊大学の教育目標(人材育成方針)と大学共通の学位授与の方針を踏まえ、教育課程の体系・教育内容と教育課程を構成する授業科目区分・授業形態等を規定するため、以下のとおり大学共通の教育課程編成・実施の方針を定めている(資料2-18【ウェブ】)。

「成蹊大学の教育課程編成・実施の方針(Curriculum Policy; CP)」

- (CP1) (各学科、各専攻の)専門分野を系統的・体系的に学修できるように、各科目を適切に配置する。
- (CP2) 広い教養と汎用性の高い技能を修得するための科目群「成蹊教養カリキュラム」を設ける。
- (CP3) 視野を広げ、多面的な思考を促進するとともに、異分野の学生との交流、多様な人々との協働を図るために、学部学科の枠を超えて幅広く学ぶことのできる仕組みを設ける。
- (CP4) 思考力、表現力、課題解決力を集中的に錬成するために、(各学科の教育課程の適切な年次に)少人数の演習科目を置き、さらに卒業論文(またはこれに代わるもの)の作成を必修とする。
- (CP5) 自発性、積極性の達成のため、留学、インターンシップ等の単位認定の仕組み、及び上級者向けの選抜型の科目を設ける。

大学共通の教育課程編成・実施の方針及び各学部学科で定める学位授与の方針に基づき、各学部においては、学科ごとの教育課程編成・実施の方針を定めている(資料2-18【ウェブ】)。なお、学位授与の方針と同様に大学共通の方針との関連性を明確にするため、上述のCP1~5に対応する形で各学科の教育課程編成・実施の方針を定めており、例えば経営学部総合経営学科においては、CP1に対応する学科のCP1を以下のとおり複数定めている。

-
- (CP1) 総合経営学科の専門分野を系統的・体系的に学修できるように、各科目を適切に配置する。
- (CP1-1) 経営学を理解する基礎的能力を養えるように、経営学及びその関連科目の基礎を1年次に配置する。
- (CP1-2) 経営学の専門領域ごとに基礎科目と応用発展科目を設けて、各専門領域を体系的及び段階的に学修できるように配置する。
- (CP1-3) 企業経営の問題をより広い視点から認識できるように、経営学と関連する学際領域として、情報、国際、キャリアの領域の科目を配置する。
- (CP1-4) 学際科目に対する強い関心を持つ学生を対象に高度学際科目群を設ける。
-

なお、大学院共通の教育課程編成・実施の方針については、学位授与の方針と同じく、大学院の内容も包含するものとして大学共通の方針を用いていたものの、その内容が適切でないとの判断のもと、2022年度に新たに大学院共通の教育課程編成・実施の方針を博士前期課程・後期課程ごとに設定し、設定後には前述の文書『大学院全体のDP、CPの設定に伴う各研究科のDP、CPの検証について(依頼)』に従って、各研究科において各研究科が定める既存の教育課程編成・実施の方針について、大学院共通の方針との整合性の検証がなされた(資料2-26～27)。博士前期課程、博士後期課程の教育課程編成・実施の方針については、それぞれ以下のとおり定めている(資料2-18【ウェブ】)。

(博士前期課程)

1. 専門分野及び関連分野における高度な専門的知識・技能を修得するための専門科目及び幅広い学識を修得するための学際科目を配置し、講義、演習、実習等を体系的に組み合わせて研究指導を行う。
2. 専門分野における十分な研究能力の獲得のために、指導教授を中心とした組織的な研究指導体制のもとで研究指導を行う。
3. 学修成果の評価に関しては、シラバスに定める方法により行い、学位審査の実施に際しては、各研究科の定める基準により評価する。

(博士後期課程)

1. 専門分野及び関連分野における卓越した専門的知識・技能を修得するための専門科目を配置し、講義、演習、実験もしくは実習のいずれかにより又はこれらの併用により研究指導を行う。
 2. 専門分野における卓越した又は独創的な研究を展開できる能力を養うために、指導教授を中心とした組織的な研究指導体制のもとで研究指導を行う。
 3. 学修成果の評価に関しては、シラバスに定める方法により行い、学位審査の実施に際しては、各研究科の定める基準により評価する。
-

上述の大学共通及び大学院共通の教育課程編成・実施の方針については、各学部・研究科が定める教育課程編成・実施の方針と併せて大学Webサイトにおいて公表し、広く社会に対して周知している(資料2-18【ウェブ】)。

学部学生・大学院学生に対しては履修要項にも掲載しており、学部学生については『学修・教育目標(科目グループ別カリキュラム・フロー)』『履修モデル』を各学部のWebサイトで明示し、年度初めのガイダンスでも説明を行うなどして、所属する学部の教育課程編成・実施の方針を理解した上で、履修を計画するよう周知している(資料2-41～45【ウェブ】、4-1【ウェブ】)。

教育課程編成・実施の方針と学位授与の方針との適切な連関性

各学部・研究科の教育課程編成・実施の方針と、「教育目標(人材育成方針)」や学位授与の方針等との適切な連関性については、内部質保証システムにおいて、大学基準に則った自己点検・評価を行う中で定期的に確認を行っている。その他、『教育研究方針大綱』を定める各学部・研究科においては、この中に各方針を明示し、教授会・研究科教授会において定期的に確認を行うほか、大学運営会議で適宜検証している。この検証結果を踏まえ、各学部・研究科においては、科目設定や講義内容の見直しを検討している(資料1-15～21)。

なお、2021年度の自己点検・評価において、大学院共通の教育課程編成実施の方針についての必要性が判断されたほか、文学研究科及び理工学研究科においては、授与する学位課程ごとに教育課程編成実施の方針が設定されておらず、また、経済経営研究科においては、教育課程編成・実施の方針に定められている「実施」に係る記載が十分でないとの判断があり、これらの課題については各研究科と内部質保証委員会との連携のもと検討を行い、2022年度に改定を行った(資料2-18【ウェブ】、32)。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【評価の視点】

○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ(必修、選択等)
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮(【学士】【学専】)
- ・教養教育と専門教育の適切な配置(【学士】)
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等(【修士】【博士】)
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

適切に教育課程を編成するための措置

本学の教育課程は、学則第 34 条において「教養教育の充実を図るために必要な全学共通の授業科目(以下、「全学共通科目」という。)、学部の教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目(以下、「学部開設科目」という。)及び教職課程の設置に必要な授業科目(以下、「教職課程科目」という。)を置き、体系的に編成する」ことを定め、大学院学則第 8 条においても「各研究

科は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導(以下、「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成すること」を定めており、それに基づき各学部・研究科では、各学部・研究科が定める教育課程編成・実施の方針を踏まえた上で、各学位課程にふさわしい授業科目を順次性を考慮して設定し、体系的な教育課程を適切に編成している(資料1-3~4【ウェブ】、2-18【ウェブ】、4-1【ウェブ】)。個々の授業科目の内容及び方法については、点検・評価項目④で詳述するシラバスに明記しており、シラバスは大学 Web サイトから一般の方でも検索ができるようにして公開している(資料2-39【ウェブ】)。

また、単位制度については、大学設置基準第21条に基づき、学則第36条において「各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準」とし、講義、演習、実験・実習等の授業の方法に即して、(1)講義については15時間、(2)演習、外国語及び体育実技については30時間(ただし、演習については教育効果等を考慮し15時間とすることもできる)、(3)実験、実習、製図及び実技等については30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって、それぞれ1単位とする旨を定めている(資料1-3【ウェブ】)。各学部はこれに基づき、各授業科目の単位数を定め、教育課程を編成している(基礎要件確認シート)。また、大学院における単位制度についても、大学院学則第10条において、学則第36条を準用する旨を定めている(資料1-4【ウェブ】)。

なお、本学は従来の1時限90分の授業を学期ごとに15週実施していた時間割を改め、2020年度より1時限100分の授業を学期ごとに14週実施することとしている。これにより、実質的な授業時間は増加しており、授業外学修時間を含め大学設置基準が求める基準を満たし、学修時間を十分に確保している(資料1-3【ウェブ】、4-2【ウェブ】、4-3)。

(学士課程)

本学の各学部・学科における教育課程は、①全学共通科目である「成蹊教養カリキュラム」、②学部ごとに開設する「専門科目」、③学科専門科目以外の学部開設科目や他学部開設科目等の「自己設計科目」「自由選択科目」等から構成されている。

「成蹊教養カリキュラム」は、全学的な教養教育を担い、在学する学生全員が、所属する学科の専門的な授業科目のほかに、言語力や情報力をはじめとする「ジェネリックスキル(汎用的技能)」と、アカデミックな思考力を高める「学問知」、市民社会を担うための「市民知」とをバランスよく学ぶ全学共通の教育カリキュラムである(資料4-4【ウェブ】)。2010年度に「成蹊教養カリキュラム」をスタートさせたが、2014年度の改良を経て、導入後10年を経た2020年度からは、これまでの3つの基本的な科目区分(「桃李成蹊科目」「人間形成系統」「文化創造系統」)から、時代に即して技法知・学問知・実践知をバランスよく修得するために、「外国語」「技能」「教養基礎」「持続社会探究」の4つの基本的な科目区分への見直しを行い、そのもとで体系的な教育課程が組まれている。

科目区分	内容
「外国語」	英語及び英語以外の外国語を学び、国際理解能力の養成に向けて実践的スキルを身につける。
「技能」	社会人として必要となる、基本的な技能や考え方を身につける。
「教養基礎」	大学生、社会人として必要な人文学、社会科学、自然科学の3つの分野に関する教養の知識を身につけ、持続社会探究科目や所属学科の専門教育の学修につなげる。

「持続社会探究」	文理融合的若しくは学際的な視点から、教養カリキュラムにおいて身につけた外国語、技能、教養の知識等を持続可能な未来の構築に向けた実践に生かせるようにする。
----------	--

「外国語」と「技能」に関しては、体系的かつ段階的に学ぶために基礎的で重要な科目を、「外国語」では必修科目として、「技能」では「コア科目」として、それぞれ配置しており、これを基に学修を更に深めるための選択科目として「発展科目」を設けている（「健康・スポーツ科目」を除く）。また、このうち、「外国語」において、英語科目から必修科目4単位、選択必修科目2単位を修得することとしており、「技能」と併せて16単位以上（理工学部は12単位以上）の単位を修得することを求めている。加えて、本学では、ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、韓国語の5つを初修外国語（第2外国語）に指定しており、学生はこの5つのうちから、最低1言語を選択して、1年間履修することとしている（理工学部及び文学部日本文学科に所属する学生は希望者のみ履修）。

「教養基礎」「持続社会探究」については、全てを選択科目として、数ある科目から興味関心に応じて自由に選ぶことができることとし、両科目区分から8単位以上の単位を修得することとしている。

これらの科目群・科目体系については、『成蹊教養カリキュラム：学修・教育目標（科目グループ別カリキュラム・フロー）』を策定し、そこで上述の4つの科目区分ごとのねらい、科目グループごとの学修・教育目標を定め、学修の順次性・体系性を確保している（資料4-5【ウェブ】）。

各学部において開設している専門科目については、各学科の専門教育を担っており、大学共通及び各学部・学科が定める教育課程編成・実施の方針に基づいて、各学科の専門分野を系統的・体系的に学修できるように、各科目を適切に配置している（2-41～45【ウェブ】、4-1【ウェブ】）。

点検・評価項目②において、学科の教育課程編成・実施の方針を例示した経営学部総合経営学科においては、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、科目区分として「演習科目」「専門基幹科目」「専門応用発展科目」「学際科目」「高度学際科目」「広域基礎科目」「自己設計科目」を設定している。「演習科目」は必修科目としており、「専門基幹科目」については、そのもとに「経営経済基礎科目」「経営専門基礎科目」の2つの区分を設け、それぞれ10単位以上の単位を修得することとしている。また、更に学修を深めるための「専門応用発展科目」についても、そのもとに4つの区分を設けて必要な修得単位を定めている。カリキュラムにおける科目の配置については、1年次に「企業経営の基礎」「会社のしくみと制度」等の基礎的な科目を配置し、2年次以降に「経営戦略」「マーケティング」等、3年次以降に「ロジカル・シンキング&ライティング」「実証研究の方法」等のより発展的な科目を配置している。演習科目についても、1年次の「基礎演習」を経て、3年次に「経営専門演習Ⅰ・Ⅱ」、4年次に「経営卒業研究」を履修する構成としている（資料2-45【ウェブ】、4-1【ウェブ】）。

また、初年次教育への配慮については、各学部において専門教育課程で必要とされる基本技能を習得できるよう、初年次教育の授業科目として基礎的な演習科目を配置している。文学部においては、専門教育課程で必要とされる基本技能として、知的活動のために必要な調査・分析能力と論理的思考能力、話すことと書くことの両面にわたる表現能力、聴くことと読むことの両面にわたる理解力等があり、これらを習得するため、英語英米文学科で「セミナー100」、日本文学科で「日本語・日本文学入門Ⅰ」、国際文化学科「基礎演習Ⅰ」、現代社会学科で「現代社会研究の基礎Ⅰ」を必修科目として配当している。その後も、全学科が全学年に学修段階に応じた演習科目を配当していることで、基礎的な内容からより高度な内容へと無理なく学修が進むようにカリキュ

ラムが組み込まれている。例えば日本文学科においては、2年次の演習科目が週に3コマ設けられ、近現代文学・古典文学・日本語学という主要3分野を全て学ぶこととなっている。これにより、3・4年次において専門的なテーマを深く追究できるよう基礎的な学力を広く身につけ、併せて問題解決能力の涵養、卒業論文執筆に向けたスキルの向上が図られている。また、英語英米文学科は、選択科目に「言語と社会」「文化とコンテキスト」「芸術と思想」の3つのフォーカスという専門群を設けている。学生は1年次後期に、1つのフォーカスを自分の専門領域(メイン・フォーカス)として選択し、そのフォーカスに属する科目を重点的に履修することとしており、それにより、自分の専門とする学問分野について少しずつ積み上げて学修しながら、卒業論文に結びつけていくことが可能となっている(資料2-43【ウェブ】、4-1【ウェブ】)。

学修の順次性・体系性の確保については、全学部・学科において、カリキュラム表だけでなく、『履修モデル』を策定している。上述の経営学部総合経営学科においては、①国際文化の理解と語学力を備えた起業家、②心理分析ができる人事コンサルタント、③ファイナンス知識に長けた職業会計人、④情報技術の知識を備えた経営情報専門家、⑤高度専門人材(大学院進学)、⑥国際的なビジネスの現場で活躍する職業人、⑦中学校・高等学校の教員という7パターンを想定した『履修モデル』を策定している。加えて、全学部学科では『学修・教育目標(科目グループ別カリキュラム・フロー)』において、科目グループごとの学位授与の方針との関連性、学修到達目標、カリキュラムの順次性等を示しており、カリキュラム表、『履修モデル』と併せて大学Webサイトに公開している(資料2-41～45【ウェブ】)。

さらに、2021年度には全学的に科目ナンバリング(授業科目に番号を付して分類すること)を実施した。ここでは分野や科目区分に加え学修の段階・順序等を表し、教育課程の体系性を明示しており、学生は履修登録時にナンバリングを参照することで、より計画的な学修が可能になる。なお、科目ナンバリングについては、各学部の履修要項にてその詳細を説明している(資料4-1【ウェブ】)。

また、本学は、学部横断型コラボ教育として「副専攻制度」を設けている。これは学生の多様な関心や目的に応じて、所属学科の専門教育に加え、他学部開講の科目も含めて一定の系統的なまとまりをもって学修できるようにするプログラムであり、2022年度時点で「グローバル・コミュニケーション副専攻」「データサイエンス副専攻」「SDGs副専攻」等、全18専攻を設定している。ワンキャンパスに全ての学部・学科を有する本学の利点を活かし、学生は専門的な知識を体系的に学修しながら、専門以外のさまざまな分野の系統的な学修も可能であり、マルチな専門性を備えることができる。なお、本制度では、副専攻制度の修了要件を満たすことにより修了証が交付される(資料4-6【ウェブ】)。

国際化への対応として本学は、全学的なプログラムとしてグローバル教育プログラム「EAGLE」を設けている(資料4-7【ウェブ】)。これは2教科型グローバル教育プログラム統一入試(G方式)によりそれぞれの学科に入学した学生が、所属学科の教育を受け専門知識を修得しながら、学部学科の枠を超えて少人数の授業でグローバルに学ぶことができる学部横断型プログラムである。「EAGLE」の対象学科は、経済学部現代経済学科、経営学部総合経営学科、法学部法律学科、法学部政治学科、文学部英語英米文学科、文学部国際文化学科の6学科で、定員は1学年30名に設定している。将来、国内外の組織において国際化を牽引できる、グローバルな知見と教養、確かな英語力、またビジネスや実社会において求められる実践的なスキルを備えたグローバル市民(国際志向とチャレンジ精神を持った総合力のある魅力的な人材)を育成するため、英語の4技

能を徹底して修得するとともに、国際性と学際性を意識した科目を段階的かつ体系的に履修する。また、留学(1年次に原則として全員がケンブリッジ大学で3週間の留学を行い、2～3年次に中期・長期の留学に挑戦する)を強く推奨するとともに、「EAGLE」専用のキャリア支援科目「Global Career Design」を開講するなどキャリアデザインまでを一貫してサポートする体制を構築している。

また、本学では全ての学部・学科及び大学院研究科専攻の博士前期課程において、教職課程を設けており、教育職員免許法、同施行規則及び教職課程認定基準に基づき、教員免許状授与の所要資格を得させることのできる課程の認定を受けている。教員免許状の取得には、学科・専攻ごとに認定された教職課程における「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」「大学が独自に設定する科目」等の所定の単位等を修得する必要がある(資料4-8【ウェブ】)。

このほか、学生が体系的に学ぶための取り組みとして、文学部では2020年度から武蔵野地域と連携し、これまでの「日本語教員養成課程」を強化する形で「日本語教員養成コース」を開設した。このコースはグローバル化・多様化する社会に向け、外国人に日本語を教える教員を養成するためのコースである。また、行政やNPOによる芸術・文化振興の実務を学び、官民で活躍できる芸術文化振興の担い手を育成するためのコースとして「芸術文化行政コース」を開設しており、両コースにはそれぞれ客員教員1名を配置している(資料4-9～10【ウェブ】)。学生はコースへの登録手続きを行い、それぞれのコースで定める科目区分ごとの所定の単位数を修得することが求められ、修了者には『コース修了証明書』または『コース修了証』が発行される。

また、法学部では2020年度より、高い専門性と幅広い教養を身につけた卒業生を社会に送り出すために「重点学修認定制度」と「エキスパート・コース」から構成される「高度職業人養成システム」を開設している(資料4-11【ウェブ】)。「重点学修認定制度」は、学びにおいて何を軸としているのかを自覚して学修を進め、より高度な専門性を身につけることに積極的に取り組むための制度であり、所定の単位数を修得した者には『認定証』を発行している。加えて、発展的な学修を求める学生に向けた「エキスパート・コース」では、「LEコース(法律学)」と「PSEコース(政治学)」の2つのコースを設定しており、コース修了には所定の単位数の修得を求めている。

(博士前期・後期課程)

大学院においても、大学院共通の教育課程編成・実施の方針に基づいて順次性・体系性に配慮したカリキュラムを構築している。具体的には、文学研究科では、博士前期課程を英米文学専攻、日本文学専攻、社会文化論専攻の3専攻から構成し、入学者それぞれの目的に応じるべく、いずれの専攻においても、研究者として将来の基盤となる修士論文執筆に重点を置く「研究コース」と、幅広く専門に関わる知識を身につけることに重点を置く「総合コース」を設けており、英米文学専攻にはそれに加えて「英語教育コース」を設けている。「研究コース」では、年次ごとの研究計画に基づいてそれぞれの専門に関わる演習と研究に主として取り組み、さらに共通講義科目の履修によって専門分野の知識と研究能力を培い、創造性豊かな優れた研究者として自立するための力を磨く。一方で、「総合コース」及び「英語教育コース」では、年次ごとの研究計画を進めながら分野横断的な共通科目履修の機会を多く持つことで、専門職業人または広く深い専門的素養を身につけた人材たるにふさわしい能力を培う。こうした目的を達成するために、体系的に学ぶことができるように授業科目を配置している。いずれの専攻も「研究コース」の課程修了に必要な単位数は30単位であるのに対し、「総合コース」と「英語教育コース」では34単位に設定しており、それぞれ

のコースの目的に適した体制になっている(資料 4-1【ウェブ】、基礎要件確認シート)。

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

学生の社会的及び職業的な自立を図るための教育として、本学は「成蹊教養カリキュラム」内の「技能」の科目区分に「キャリア教育科目」を設定することで1年次から体系化されたキャリア教育を行い、「社会で働くことの意味は何か」を考えることから始め、業界の現状や企業でのキャリア形成等についての理解を段階的に深めていくこととしている。開講科目としては、1年次対象の「キャリアプランニング」「ビジネストレーニングセミナー」等で基礎的な内容を学び、2年次対象の「グローバルキャリアセミナー」「キャリア発展講座」を経て、3年次対象の「インターンシップ準備講座」「日本企業の現状と展望」等では発展的な内容を学ぶ構成としている(資料4-4～5【ウェブ】)。また、これらの授業科目の開講だけでなく、一般企業、官公庁、団体、NPO 法人等のインターンシップに実際に参加した学生の成果報告、成果発表等の実習の事後指導を行い、単位認定を行う制度も整えている(資料4-12～13【ウェブ】)。なお、第7章で後述する「丸の内ビジネス研修(MBT)」は、インターンシップの発展的な取り組みとして、学部を越えて取り組む産学連携の人材育成プログラムであり、これをキャリア教育の一環としてカリキュラム内で実施している点は本学の特色である(資料4-14【ウェブ】)。

また、上述した「EAGLE」においては、卒業後のビジョンとして「グローバルに展開する商社や外資系企業等で活躍するビジネスパーソン」や「国際機関やNGOの職員、外交や国際交流の現場で活躍する公務員」等を設定している。そのための取り組みとして、グローバル・ビジネスの最先端を知る講師による授業を受けることができる「Global Career Design」といった「EAGLE」専用のキャリア支援科目の設置等を行っている(資料4-4【ウェブ】、7【ウェブ】)。このほか、語学研修と海外インターンシップを組み合わせた中期留学プログラムを、ダブリンシティ大学において実施しており、「EAGLE」に所属する学生へも参加を推奨している(資料4-15【ウェブ】)。

その他、教員免許状取得を目指す学生に対して、教職課程センターにおいて適切な授業科目の開設及び学生のサポートが行われており、加えて公務員試験の受験を目指す学生に対しては、2020年度から法学部の専門科目の講義に比べて、ポイントを凝縮した「コンデンスト講義シリーズ」を同学部で開講し、法学部以外の学生も受講することができる仕組みとしている(資料4-11【ウェブ】)。さらに、公務員試験については、専門学校と提携した公務員試験対策講座も学内で開講している(資料4-16)。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

【評価の視点】

- 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置
 - ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置(1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等)
 - ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)

- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法(教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等)
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数(【学士】【学専】)
- ・研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施(【修士】【博士】)
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり(教育の実施内容・状況の把握等)

本学では、学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うために、以下のとおり、多様な措置を講じている。

単位の実質化を図るための措置

大学設置基準第 27 条の 2 の規定に基づいて、本学では、学則第 35 条の 3 において「学生が各年度又は各学期にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努める」と定め、これに基づき各学部の履修上限単位数について各学部規則に規定している。なお、各学部において定める履修単位の上限については、単位の実質化を図るため、学期ごとの上限を定め(理工学部 1 年次を除く)、かつ年間を通じて 50 単位以下となるよう設定されている。また、大学設置基準第 27 条の 2 第 2 項に基づき、学則第 35 条の 3 第 2 項において「各学部は、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。」ことを定めている。また、各学部規則において、学部長が教育上必要と認めるときは、上述の履修登録上限単位数を越えて履修登録を認めることができることを明記している。なお、教職課程科目(教科に関する専門的事項の科目を含む)、インターンシップ実習科目、外国留学により認定される科目等、一部科目については、上述の履修単位数の上限には含まないこととしている(資料 1-3【ウェブ】、1-6～10【ウェブ】、基礎要件確認シート)。

大学院の各研究科においては、大学院学則第 9 条第 2 項及び各研究科規則の規定に基づき、指導教授が指導する学生の『研究指導計画』を策定し、研究科長の承認を得た上で研究指導を行っている。また、前述の『研究指導計画』に基づいて、授業科目を計画的かつ体系的に履修することができるよう、経済経営研究科、法学政治学研究科、文学研究科においては、学期の始めに所定の様式により履修科目を申請し、研究科長の承認を得る必要がある旨が各研究科規則に定められており、理工学研究科においては、学期の始めに指導教授と履修相談を行った上で履修登録を行い、この登録結果が教務部から指導教授に共有されることとなっている。これらの取り組みにより、各研究科における単位の実質化が図られている(資料 1-4【ウェブ】、1-11～14【ウェブ】)。

また、各学部・研究科のシラバスにおいても、適切な学修時間の確保の観点から、「授業の計画と準備学修」の欄を設け、授業回ごとに準備学修(予習・復習)に必要な時間をあらかじめ明示す

るよう、『シラバス作成要領』で全教員に対して求めている。シラバスの充実については、次の項目にて記載する(資料 2-39【ウェブ】、4-17)。

シラバスの内容及び実施

授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知

授業外学修に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学修課題の提示

本学のシラバスについては、教育の質保証の観点から、シラバスの記載内容の適正性を確保し、学生の適切な科目選択及び学修の促進に資することを目的として「シラバス作成方針」を定めており、その中で「シラバスは、学生が主体的に事前の準備及び事後の展開等を行うことを可能とするとともに、授業の工程表として機能するよう記載しなければならない」としている。また、本方針にはシラバス記載項目として「テーマ・概要」「到達目標」「授業の計画と準備学修」「授業の方法」「課題等へのフィードバック方法」「成績評価の方法」「成績評価の基準」「必要な予備知識／先修科目／関連科目」「テキスト」「参考書」「質問・相談方法等(オフィスアワー)」「特記事項」を定め、中でも「授業の計画と準備学修」欄には、前述のとおり、準備学修(予習・復習)の内容とそれに係る学修時間の目安を授業回ごとに記載することとしている。さらに、課題等へのフィードバック方法についても明記している。2019 年度には本方針の一部が改正され、「授業の目的及び学位授与の方針(Diploma Policy)に関連付けて、学修の指針となるように目標を設定する。」こと等が追加された(資料 4-18)。

また、シラバスの記載内容の適正性を確保するため、第三者(当該授業科目の担当教員以外の教員)による記載内容の確認作業(第三者チェック)を行うとし、全学 FD 委員会のもとで、全学共通科目については全学教育運営委員会、学部・研究科科目については各学部・研究科の FD 委員会、教職課程科目については教職課程センターが当該チェックを実施することとしている。さらに、これらの委員会等は、第三者チェックを行う教員をあらかじめ指名し全学 FD 委員会に報告した上で、実施後には第三者チェックの実施結果について報告書にまとめ同じく全学 FD 委員会に報告しなければならないこととしている。加えて、第三者チェックの段階で明らかに不備があると認められたシラバスがある場合には、委員会等の長(学部・研究科科目にあつては学部長または研究科長)を通じて当該科目担当者に対し、記載内容の改善等を要望することが定められている(資料 4-18)。なお、シラバスの作成にあたっては、『シラバス作成要領』を全教員に配付し、当該年度の変更点、入力項目ごとの記載事項及び留意点、記載例を周知している(資料 4-17)。

シラバス公開後の記載内容の変更については、同方針において原則として行わない旨を示し、授業運営上やむを得ず変更する場合についても、「テーマ・概要」及び「到達目標」は変更を認めず、「成績評価の方法」及び「成績評価の基準」は、極力変更を避けることとしている。その上でシラバスの内容を変更するときは、あらかじめ受講生と相談した上で行うこととし、シラバスの修正とともに、ポータルサイトの利用等により受講生に周知しなければならないことを規定している(資料 4-18)。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全授業がオンライン授業へと変更された 2020 年度においては、2020 年 4 月 8 日開催の大学運営会議において、「シラバス及び成績評価について」との議題で懇談がなされ、同年 5 月 20 日開催の大学運営会議において、『6 月 1 日以降の学生への対応について(基本方針)』『シラバス修正(学部、大学院(法務研究科を含む。))日程について』の文書に基づき懇談のうえ、了承を得た。本文書では、修正スケジュールとして、シラバス修

正に係る学長名での学生宛の告知から始まり、シラバスシステムの修正環境整備及び公開停止、シラバス修正、第三者チェック、シラバス再公開、学生の履修中止期間の確保までの具体的な日程が示されており、併せてシラバス公開停止期間中の授業の計画等について履修学生にあらかじめアナウンスすることも求めた(資料 4-19~20)。

実際の授業内容・方法とシラバスとの整合性については、2014 年度から全授業科目を対象として授業評価アンケートを実施しており、その結果を受けて、各学部・研究科の FD 委員会で確認を行うとともに、集計結果及び結果を踏まえて各担当教員が作成する「成績評価等の講評」「セルフ・レビュー」については、前者を大学 Web サイトで公表し、後者は授業改善のための資料として活用している(資料 4-21)。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

本学は、学生の主体的な学修を促すこと等を目的として、ポータルサイト「SEIKEI Portal」、学修支援システム「CoursePower」、クラウド版グループウェアサービス「Microsoft365(旧 Office365)」等の各種システムを導入している。教員は、これらのシステム等を通じて、履修者名簿の確認や出欠管理だけではなく、授業資料の掲示、課題の管理等が容易となり、さらに掲示板機能やグループワーク機能等を活用することにより、学生との距離を縮め、より主体的な授業参加を促すことにもつながっている。なお、システムの普及に向けては、2019 年度に導入された「CoursePower」については、教員向けと学生向けにそれぞれ利用マニュアルを整備し、「SEIKEI Portal」上で閲覧可能としているほか、全学教育運営委員会が本システムの利用を推奨したことで普及が進んだ(資料 4-22~24)。また、本学は 2017 年度よりサイバー大学のクラウド型 e ラーニングプラットフォーム「Cloud Campus」を導入しており、オンデマンド型オンライン授業を反転授業等に活用している(資料 4-25)。これらの各種システムについて、早い段階で導入していたことは、コロナ禍における学修方法を検討する上で特に有益であった。Web 会議システム「Zoom」でオンライン授業を実施し、その録画を「Microsoft 365」の Stream においてオンデマンドで配信し、資料提示や学生の課題提出に「CoursePower」を活用するなど複数のシステムを効果的に活用することで、学生の自主的な参加のための学修環境の提供を行うことができた。なお、このようなシステムの活用については、教職員に対して FD 活動の一環として、活用方法等についての研修を行うほか、活用事例等を含む有益な情報については組織的に共有を図った(資料 4-26【ウェブ】、27)。また、オンライン授業に係る本学の取り組みについて、本学の考え、実施概要、事例紹介、アンケート結果等を大学 Web サイトで紹介し、コロナ禍において本学が学生の自主的な学修を促すために行っている授業における取り組みを広く一般に公開した(資料 4-28【ウェブ】)。

各授業科目における学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法については、特徴的なものとして、アクティブラーニングの要素を含む授業、プロジェクト型授業、ICT を活用した双方向型授業や自主学修支援が挙げられる。

アクティブラーニングの要素を含む授業としては、課題解決型学習(PBL(Project Based Learning))、反転授業、グループディスカッション、ディベート、グループワーク、プレゼンテーション、実習、実験、実技、フィールドワーク等を行う授業がこれに該当する。

プロジェクト型授業とは、地方自治体、企業、非営利団体、商店街等の組織と本学が連携し、当該組織の提示する課題の解決(例:新商品・サービス・経営戦略・地域振興方策の企画立案等)に、学生が授業の一環として主体的に関与し、その成果を当該組織に対して還元することを目的とし

たものであり、グループ活動により課題を解決する、若しくはグループ活動によりプロジェクトを完成させるといった課題解決型学習(PBL)の実践を通じて、履修者の主体的な学修を促している。なお、本学では「プロジェクト型授業奨励金」の制度を設けており、2022年度には文学部が大泉町観光協会と連携して行うプロジェクト、2021年度には経済学部が株式会社エイチ・アイ・エスと連携して行うプロジェクト等、各年度複数件のプロジェクトが採択されている(資料4-29)。さらに、より発展的なものとして、本学、各学部等における特色ある教育を推進するためのプロジェクトを支援し、その成果を大学ブランディングに役立てていくことを目的として、教職員(複数名)と学生が協働して運営し、一定の期間(複数年度)活動を行うプロジェクトを公募の上、適当と認めるプロジェクトに対し、奨励金を通じて支援する「ブリアントプロジェクト奨励金」の制度を設けており、宗教法人天祖神社と文学部日本文学科・文学研究科日本文学専攻が連携して行う「天祖神社歌占プロジェクト」等が採択されている(資料4-30)。

ICTを活用した双方向型授業とは、クリックカー、タブレット端末等を活用し、学生と画面を共有し、回答を比較表示、その場で添削指導するなどのグループワークを実施することや、学生のパソコン・タブレットの画面をプロジェクターに表示し、意見を共有、活発な意見交換を行うものであり、ICTを活用した自主学習支援授業とは、教材または副教材としてeラーニングを活用して学生の授業時間外の学修や自主的な学修を小テストやクイズで促すなどの取り組みを行っている授業である。

これらの授業方法・形式等で行われる授業については、シラバスに「授業の方法」欄を設け、具体的な授業の実施方法を記載するとともに、「特記事項欄」において、その実施形態や方法・形式に特徴がある科目については、①プロジェクト型授業科目、②ICT教育科目、③外国語のみで実施される授業科目、④初年次教育の実施、⑤アクティブラーニングの要素を含む授業科目、⑥情報リテラシー教育科目、⑦ICTを活用した双方向型授業や自主学習支援の7項目のどの項目に該当するか記載することとなり、学生はこれらの記述を基に授業の履修を検討できる仕組みとなっている(資料2-39【ウェブ】、4-17～18)。

その他、第9章において詳述するが、包括連携協定を締結している他大学との間で、両大学で実施される授業・イベントに参画するなど、異なる環境のなかで学べる機会を設けており、今後の更なる発展を目指している(資料4-31～32【ウェブ】)。

なお、本学では、2020年度から、ICT活用教育や双方向型授業の推進、学生同士の学び合い促進、学修成果の可視化等について検討する「アクティブラーニング(AL)推進プロジェクト」を設置した。ただ、2020年3月25日開催の大学運営会議において、新型コロナウイルス感染症への対応を急ぐ必要があったことから、「緊急オンライン教育整備チーム」「ICT活用教育推進チーム」「学修成果可視化チーム」「学び合い推進チーム」の4チームのうち、「緊急オンライン教育整備チーム」のみを先行して設置した。このチームでは、確実に教員と学生との双方向性が確保され、学生側から高い評価が期待できる「Zoom」を用いたリアルタイムオンライン授業の実施に向けた検討を行い、授業開始までの短期間のうちに、専任及び非常勤講師を含めた本学教員に対するオンライン授業実施のための講習会の開催、学生側の学修環境の確認とサポート、学生のオンライン授業の参加のための指導等を実施した。その結果、4月中旬から授業を始めることができ、予定通り14回の授業回数を確保できた(資料4-33～35)。

その後、「ICT活用教育推進チーム」「学び合い推進チーム」においては、2021年度以降の本学のICT活用教育のあり方や学修環境等のあり方等について、学長からの諮問に対応するなどした。

さらに、本プロジェクトは、2022年4月6日開催の大学運営会議において、2025年度または2026年度からの新カリキュラム策定の前提となる諸事項の検討等を担う「教育改革プロジェクト」のもとで、アフターコロナにおける新しい「学生の学び合い」のあり方の検討を行う「新・アクティブラーニング推進プロジェクト」へと体制変更している。上述のとおり、大学全体として、学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法のあり方について検討を継続して行っている(資料4-36)。

学修の進捗と学生の理解度の確認

前述したとおり「CoursePower」の活用により、各授業科目担当教員は履修者名簿の確認や出欠管理、授業資料の掲示、課題とその提出状況の管理等を行うことができ、加えて掲示板機能やグループワーク機能、クlicker機能等を活用することにより、個々の学生がリアルタイムでどの程度授業内容を理解し、学修が進んでいるのかを確認することができる仕組みとなっている(資料4-22～23)。

「成蹊教養カリキュラム」では、英語教育について、各学生の学修の習熟度にあつたレベルで体系的・段階的に学ぶために、入学時に学生全員がTOEIC-IPを受験し、その結果をもとにレベル別のクラス編成を行っている。また、その後も、実社会で役立つ実践的な英語力を身につけることを目標とし、自ら英語学修の目標を立て、学修計画に基づいて実践していくために、入学後も学内でTOEIC-IP、TOEFL-ITPやIELTS等を受験できる機会を設け、学生自ら習熟度を確認し、目標設定と学修計画に活用できるようにしている(資料4-1【ウェブ】)。加えて、これらの受験結果については、大学においてIR指標として適宜分析を行い共有している。

また、英語英米文学科では、2018年度以降、第1ターム配当の必修科目「Summer Intensive 140」(2019年度以前のカリキュラムでは必修科目「CALL I」)を夏期集中講義期間に実施することで、英語漬けの1週間が実現し、集中的に英語力の強化を図ることができるようになっており、それによる学修の進捗と学生の理解度について教育効果を検証するため、2018年度から2021年度まで、1年次生を対象に教養教育英語外部試験(VELCテスト)を年2回実施した(資料4-37【ウェブ】)。

授業の履修に関する指導、その他効果的な学修のための指導

授業の履修等に関する指導に関して、教育課程の体系、教育内容、授業形態等を履修要項、シラバス、『学修・教育目標(科目グループ別カリキュラム・フロー)』『履修モデル』等を通じて学生に周知している(資料2-39【ウェブ】、41～45【ウェブ】、4-1【ウェブ】)。また、年度始めにオリエンテーション期間を設定しており、全学部で新入生に向けて学部全体及び各学科におけるガイダンスを実施しているほか、グローバル教育プログラム「EAGLE」所属の新入生については「EAGLE」ガイダンスを、キャリア教育については学年に応じて「ビジネストレainingセミナー」ガイダンスや「丸の内ビジネス研修(MBT)」履修ガイダンスを、教職課程については全学年別ガイダンスを実施するなど、それぞれのガイダンスを適切な時期に実施している。また、経済学部及び経営学部においては、1、2年次の学生を対象として、オリエンテーション期間内で期日を設けて履修相談を受け付けるなど、きめ細かな履修指導をしている(資料4-38【ウェブ】)。また、経済学部及び文学部においては、学生の学修活性化のためには図書館を使いこなしてもらうことが不可欠との考えのもと、全ての1年次ゼミにおいて図書館ガイダンス(学科によって、図書館ツアーと貴重書見学も含む)を行っている(資料4-39)。

2020年度以降の各種ガイダンス及び履修相談等は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に

に伴い、そのほとんどをオンラインで実施している。なお、重要なガイダンスの資料を学生が閲覧しているかどうかについては、ポータルサイトのアクセス情報等を用いて確認している。

また、法学部を除く全ての学部においては、必修ゼミの担当教員を中心として全学年の学生を対象に指導教授制を採用しており、履修上の指導を始め、学生生活全般にわたって細かな指導を行う体制を設けている。なお、指導教授制を採用していない法学部においては演習科目の担当教員が必要に応じて対応を行っている(資料 4-1【ウェブ】)。また、履修や成績に関する指導・相談について、事務組織としては教務部が受け付けている。さらに、専任教員はオフィスアワーを設け、その情報をポータルサイトに掲載することで、学生が自身で連絡方法・訪問可能時間等を調べ、必要に応じて連絡を取ることができる体制としており、加えて、非常勤講師を含めた全教員に対して「CoursePower」の「質問」機能から連絡できるようにしている。(資料 4-23～24)。

加えて、旧経済学部においては、「アカデミック・アドバイザー・ボード(AAB)」のメンバーの教員が授業全般、学生生活、留学、大学院進学、資格試験、就職等の相談に応じる体制を採用し、メンバー教員への連絡用のメールアドレスについても大学 Web サイトに公開している(資料 4-40【ウェブ】)。

その他の効果的な学修のための指導として、詳しくは第 8 章において記載するが、本学では、授業における教育効果を高め、かつ授業補助等を通じて学生相互の成長を図ることを目的とする「成蹊大学公認学習補助員(Qualified Learning Assistant)(以下、「QLA」という。)」制度を整備している。補助員としての学生は育成プログラムを受講した後、授業科目担当教員の指導のもと、授業における教員のサポートや、ファシリテーター等を務め授業の活性化を担うことで、普段の授業の受講だけでは得られない貴重な学びの機会を得ることができる(資料 4-41【ウェブ】)。

その他、点検・評価項目⑤で詳述する GPA を一部の学部で設けている成績優秀者に対する表彰制度の指標にしており、学生の学修意欲を高めるインセンティブともなっている(資料 4-1【ウェブ】)。

授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

学部の専門教育の柱となる演習科目においては、少人数のクラスで学生の実情にあった個別指導を行うことができるよう複数クラスを設け、少人数のクラスを編成できるようにしている。文学部における 2021 年度の 3、4 年次演習のクラス規模を見ると、英語英米文学科の 1 クラス以外は、16 名以下を実現している(資料 4-42)。また、英語英米文学科、日本文学科、現代社会学科では、1 年次演習について複数クラスのシラバスを同一にすることで、教育内容を統一している。国際文化学科においても、1、2 年次演習について輪読書籍のレベルを揃えて「標準化」を図るなど、基礎知識を確実に修得するための工夫を行っている(資料 2-39【ウェブ】)。

全学部共通の教養科目においても、外国語科目、スポーツの演習科目等、教育効果を高めるため少人数で授業を行う科目や、履修可能人数が制限される科目については、予備登録制度を設け、事前に抽選等によりその履修の可否を決定している。また、受講が認められた学生については、受講が認められなかった学生との公平性の観点から、履修が許可された場合は、必ず履修しなければならないことに加え、一部の科目については履修中止もできないこととしている(資料 4-1【ウェブ】)。

研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施

大学院の研究指導計画については、大学院学則第 9 条第 2 項において、「各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する」旨を定めており、それに基づいて各研究科規則では、指導する学生の研究指導計画を策定し、研究科長の承認を得ることとしている。各研究科ではこれらの規則に則り、毎年度始めに指導教授と学生が十分な面談を行った上で、指導教授による『研究指導計画書』の策定・見直し等が行われている。その『研究指導計画書』に沿うかたちで、毎年度始めに各学生は、指導教授の指導を受けつつ履修登録を行う。論文等の指導については、理工学研究科博士後期課程を除く全ての研究科博士前期・後期課程において中間発表の機会を設けて発表することとしている(資料 1-4【ウェブ】、11~14【ウェブ】)。

また、研究科における研究指導の方法(どのような体制や方法で研究指導を行うのか)と学位取得のプロセス(入学から学位取得までの流れ)については、各研究科の履修要項に詳しく記載し、大学 Web サイトに公表している(資料 4-1【ウェブ】)。

具体的には、経済経営研究科の博士前期課程の研究指導において、修士論文と特定課題研究の成果が、学位取得を満たす水準となることを確保するために、1 年次 4 月に指導教授に加えアドバイザーを定め、毎年度始めに指導教授、アドバイザーが学生と十分な面談の上、『研究指導計画書』を策定することとしており、個々の学生の能力、研究分野に沿った複数教員によるきめ細かな履修指導、研究指導を行っている。また、同研究科博士後期課程では、研究内容や進捗状況を公開するために「公開セミナー」での報告を促し、修了所要単位を満たした後も、学位取得に向けて計画的な研究を促すために「上級理論研究」科目を設けている(資料 4-1【ウェブ】)。なお、「公開セミナー」は、2020 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催されず、2021 年度にはオンラインで実施した。

さらに、文学研究科博士前期課程では、職業を有しているなどの事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する者のために、長期履修学生制度を設けている(資料 1-4【ウェブ】、13【ウェブ】、4-1【ウェブ】)。

その他、理工学研究科博士前期課程においては、早期修了制度を設けており、本学理工学部在学中に、あらかじめ学部 3 年次前期終了時で理工学研究科に入学することを希望し、所定の要件を満たした場合、学部在学時から理工学研究科博士前期課程 1 年次の必修科目を含む全ての理工学研究科科目(2 年次配当必修科目を除く)を履修することが可能となり、理工学研究科に入学後、博士前期課程 1 年次の 3 月末をもって博士前期課程を修了することができる。本制度を使用した場合の学位取得までの流れ(理工学研究科共通のものは除く)についても、理工学研究科の履修要項に記載している(資料 1-4【ウェブ】、12【ウェブ】、4-1【ウェブ】)。

各学部・研究科等における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

第 2 章において記載したとおり、本学が内部質保証システムに基づいて行う自己点検・評価活動において、各学部・研究科が本点検・評価項目についても大学基準に則った自己点検・評価を行っている。なお、その点検・評価結果については、さらに大学自己点検・評価委員会、内部質保証委員会によって全学的な視点から客観的な点検・評価がなされ、改善を要する点については学長が課題の提示を行うこととしている(資料 2-4【ウェブ】)。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

【評価の視点】

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位等の適切な認定
- ・実践的な能力を修得している者に対する単位の適切な認定（【学専】）
- ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

○学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

本学では、点検・評価項目③で述べたとおり、学則第 36 条に 1 単位の学修時間を明記するとともに、その成績評価について、学則第 39 条第 5 項及び大学院学則第 11 条の 2 第 5 項において、「客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示」して適切に行う旨を定めている。これらの規則に基づき、本学は学部、研究科において以下のとおり各措置を講じている(資料 1-3～4【ウェブ】)。

単位の認定については、学部においては学則第 37 条に「授業科目修了の認定は平素の成績及び筆記試験または論文による。ただし、保健体育実技、実験、実習等は平素の成績によって認定することができる。」と定め、研究科については大学院学則第 11 条において「単位修得の認定は、試験又は研究報告等により行う。」としている。また、学部においては、学則第 38 条に認定を受ける資格として「各授業科目について出席すべき時間数の 3 分の 2 に達しない者は、その授業科目修了の認定を受けることができない。」と規定している。その上で、成績評価については学則第 39 条及び大学院学則第 11 条の 2 に「授業科目の成績評価は、上位より S(100～90 点)、A(89～80 点)、B(79～70 点)、C(69～60 点)、F(59 点以下)の 5 段階をもって表示し、F を不合格、その他を合格とする。」旨を定めており、各授業科目においては、これらの基準に則り成績評価及び単位認定を行っている(資料 1-3～4【ウェブ】)。なお、経済学部・経営学部・文学部では学部開講科目については『成績評価ガイドライン』を設け、S や A の割合の目安等を定めてきたが、2022 年度からは全学的なガイドラインを採用することになり、教員向けの『SEIKEIPORTAL 利用マニュアル(教員用)』で周知している(資料 4-43)。

成績評価の客観性・厳格性・公正性・公平性を担保するために、上述のとおり単位認定及び成績評価について学則・大学院規則等に明記し、大学 Web サイトで公表している(資料 1-3～4【ウェブ】)。加えて、各授業科目における成績評価については、点検・評価項目③で述べたとおり、大学

の「シラバス作成方針」に基づき、シラバスに「成績評価の方法」「成績評価の基準」を具体的に記載することになっており、成績評価に関する情報を客観的なものとして教員と学生の間で共有し、その記載内容に基づき公正・公平に成績評価を実施している。なお、成績評価は総合評価とし、試験、宿題・レポート等の提出状況、授業態度等複数の指標を用いて評価することとしている(資料 2-39【ウェブ】、4-17～18)。その他、大学院学生を含む全ての学生は、成績評価に疑問がある場合はその理由等についての質問を申し出ることができることとして、成績評価の適切性に一層配慮している(資料 4-1【ウェブ】、44【ウェブ】)。

また、本学では、GPA 制度を学部では 2004 年度から、研究科では 2005 年度から導入しており、学則第 39 条第 4 項及び大学院学則 11 条の 2 第 3 項において「GPA は、卒業(修了)に必要な単位として算入することのできる授業科目の成績評価のうち、S に 4.0、A に 3.0、B に 2.0、C に 1.0、F に 0 をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、卒業(修了)に必要な単位として算入することのできる授業科目の総履修登録単位数で除して算出する」と定めており、学修全体の達成状況を客観的に捉えることができるように工夫している(資料 1-3～4【ウェブ】)。

また、成績評価については、学部により、GPA を退学勧告や表彰制度に活用しているほか、奨学金の選考等にも用いている(資料 4-1【ウェブ】)。

留学や在学中に他の大学・大学院等で修得した単位、入学前(転入学及び再入学の場合を除く)に他の大学・大学院において修得した単位については、学部では 60 単位、大学院では 10 単位を上限として、本学において修得した単位としてみなすことができることを学則第 37 条の 2、第 37 条の 3、第 37 条の 4 及び大学院学則第 12 条、第 12 条の 2 に定めている。なお、検定・資格試験による単位認定についても上述の上限に含まれることとしている(資料 1-3～4【ウェブ】)。これら単位認定の適切性を確保するため、各学部・研究科の教務委員会等での審査を経て、教授会・研究科教授会において認定している。

学部における卒業要件については、学則において修業年限、全学共通科目における卒業に必要な修得単位数を定め、各学部規則において各学部の卒業に必要な修得単位数を定めているほか、「成蹊大学学位規則(以下、「学位規則」という。)」において学位授与の要件を定めている(資料 1-3【ウェブ】、6～10【ウェブ】、4-45【ウェブ】)。大学院の修了要件についても同様に、大学院学則、各研究科規則及び「学位規則」で明記している(資料 1-4【ウェブ】、11～14【ウェブ】、4-45【ウェブ】)。卒業・修了の要件は、各学部・研究科の履修要項にも記載し、ガイダンス等で説明するとともに、関係諸規則と併せて大学 Web サイトで公開している(資料 2-38【ウェブ】、4-1【ウェブ】)。

学位授与を適切に行うための措置

修士・博士の学位授与にあたっては、学位論文審査及び特定課題研究の成果に関する審査における客観性及び厳格性を確保するため、課程ごとの学位論文審査基準及び特定課題研究の成果の審査基準を定め、履修要項を通じてあらかじめ学生に明示している(資料 4-1【ウェブ】)。

なお、審査の客観性・厳格性を確保するための責任体制及び手続の明示については、「学位規則」において以下の流れで行うことを定めている(資料 4-45【ウェブ】)。

-
- (1) 学位論文(以降、特定課題研究の成果も同様)の提出があったときは、研究科長が研究科教授会にその審査を付託しなければならない、それを受けて研究科教授会は審査委員会を設置

する。

- (2) 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行い、遅滞なく研究科教授会に文書で報告を行う。なお、審査委員会は、学位論文を提出した学生の指導教授を含める当該研究科所属の研究指導担当資格を有する専任教員 3 名以上で構成することが求められ、研究科の議を経て当該研究科に所属しない専任教員、本学名誉教授及び他大学の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。
- (3) 研究科教授会では(2)の報告を受けて学位を授与すべきか否かを議決するが、学位を授与できるものと議決するには、研究科教授会構成員の 3 分の 2 以上が出席し、かつ、出席者の 3 分の 2 以上の賛成が必要である。
- (4) 当該研究科長は、(3)の結果について文書をもって学長に報告する。
- (5) 学長は(4)の報告結果を受けて、大学評議会の議を経た上で学位を授与する。

その他、予備審査や中間発表等、研究科ごとに行っている学位授与審査等に関する取り組みについては、各研究科の内規等で定めている(資料 4-46~48)。

博士論文等の公表については、「学位規則」第 13 条において、「本学大学院研究科は、博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該学位論文の要旨及び審査の要旨を成蹊大学学術情報リポジトリを通じて公表する」と定めており、本規則に基づき適切に実施されている(資料 4-45【ウェブ】)。

学部の学位授与については、「成蹊大学教授会規則」第 3 条に基づき、各学部教授会において、学生が卒業要件を満たしているかの審議を行い、学部長が学長へ報告を行う。これを受け、「学位規則」第 12 条に基づき、学長は、大学評議会の議を経て、卒業の可否及び学位授与の可否を決定し、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与することとなっている。このように責任体制及び手続は適切に整備されている(資料 4-45【ウェブ】、49)。

加えて、文学部においては、卒業論文について、『卒業論文作成要領』を大学 Web サイトで公開するとともに、学科単位で卒業論文ガイダンス等を行っている。卒業論文審査についても、指導教授、学科会議、教授会の 3 段階の審査によって透明性と客観性を確保し、学科によっては副査による査読や口頭試問、合評会等の制度を設け、形式・内容ともに遺漏のない体制を構築している。さらに 2022 年度からは、上述の『卒業論文作成要領』において、各学科の卒業論文受理基準及び審査基準を明示した(資料 4-50)。これらの体制については、毎年度、学部の教務委員会、教授会にて検証を行い、公正なシステムの維持と必要に応じた改善ができるようにしている。なお 2020 年度以降、卒業論文の提出について、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、「CoursePower」を使用した提出へと切り替えたことに伴い、『卒業論文作成要領』、ガイダンス、審査基準等も全て見直し、万全の体制を整えた結果、問題なく提出及び審査を行うことができている。

成績評価及び学位授与に関わる全学的ルールの設定等への全学内部質保証推進組織等の関わり

第 2 章において記載したとおり、本学が内部質保証システムに基づいて行う自己点検・評価活動において、各学部・研究科が本点検・評価項目についても大学基準に則った自己点検・評価を行っている。なお、その点検・評価結果については、さらに大学自己点検・評価委員会、内部質保証委員会によって全学的な視点から客観的な点検・評価がなされ、改善を要する点については学

長が課題の提示を行うこととしている(資料 2-4【ウェブ】)。

一方で、内部質保証委員会の役割は、定められた規則等に基づき、各学部・研究科の成績評価や学位授与が適切に行われているかどうかについて、自己点検・評価活動を通じて確認し必要に応じて改善に向けた取り組みを支援することであり、学位授与や成績評価等の全学的ルールの設定や内容の検討については、教学マネジメントの主体である、大学運営会議や各学部教授会等において議論を重ね適切に運用している。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

【評価の視点】

- 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定(特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)
- 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発
《学習成果の測定方法例》
 - ・アセスメント・テスト
 - ・ルーブリックを活用した測定
 - ・学習成果の測定を目的とした学生調査
 - ・卒業生、就職先への意見聴取
- 学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

各学位課程の分野の特性に応じた学修成果を測定するための指標の適切な設定

本学では、大学全体レベル(機関レベル)、学科レベル(教育課程レベル)、科目レベル(科目・授業)ごとの学修成果を可視化し、その結果をそれぞれの改善につなげ学修支援を強化することを目的として、2018年度に、学修成果を測定するための具体的な検証方法を定めた「アセスメント・ポリシー」を策定し、大学運営会議での懇談を経て承認された。現在は、「アセスメントプラン」に名称を変更している。「アセスメントプラン」では、「入学前・入学直後」「在学中」「卒業時(卒業後)」の各段階において、大学全体レベル(機関レベル)、学科レベル(教育課程レベル)、科目レベル(科目・授業)ごとの検証方法を定めマトリクス表で示しており、各段階・レベルごとの検証や、それを踏まえての全学的な分析等も行うことができるようになっている(資料 4-51【ウェブ】)。

「アセスメントプラン」においては、可視化(アセスメント)活動を支える組織体制等についても以下のことを記載している。

- ・ 具体的な検証方法に明示されたデータを扱う大学の部、室、課、事務室並びに大学、学部等は学長室総合企画課に学修成果の可視化に必要な数値データ(学生個々に紐づいた数値データ)を抽出し提供する。
- ・ 学長室総合企画課は、収集した数値データを必要に応じて統合し、大学・学部・各事務部署等の各所属長に指標を提供する。
- ・ 大学・学部・各事務部署等は、その指標を検証・評価し、その結果を内部質保証制度の運用を通じて改善につなげる。
- ・ 大学・学部・各事務部署等の所属長は、検証・評価のために必要な指標の提供を学長室総

合企画課に要請することができ、学長室総合企画課も大学・学部・各事務部署等の所属長に上記「具体的な検証方法」以外の数値データの提供を要請することができる。

上述の「アセスメントプラン」に基づいて、本学は学修成果の可視化に向けた取り組みを実施し、また、その結果をそれぞれの改善につなげている。

学位授与の方針に明示した学生の学修成果を把握及び評価するための方法の開発

上述したとおり、本学では、学修成果の可視化のために、「アセスメントプラン」に示された検証方法に基づいて、それぞれの段階で、レベルごとに多くの検証を行っている(資料 4-51【ウェブ】)。

直接評価としては、まず、各授業科目におけるシラバスにおいて、当該科目において DP1～6 に掲げるどの項目について、どのレベルの到達を目指すのかということについて明確に示し、その上で学力試験やそれに伴う成績評価を行っている(資料 2-39【ウェブ】)。

また、各学部においては、『学修・教育目標(科目グループ別カリキュラム・フロー)』を定めており、科目グループごとに、主に DP1～6 のどの学位授与の方針の項目に関連するのかということを確認に示しているため、上述のシラバスに基づく成績評価と、『学修・教育目標(科目グループ別カリキュラム・フロー)』を確認することで、学生は自身の学修成果を把握することが可能な仕組みとなっている(資料 2-41～45【ウェブ】)。これは、卒業論文指導を行う演習科目や卒業研究科目のシラバスでも同様に、論文や論文執筆の過程で求められる学位授与の方針の該当項目の到達目標が定められており、加えて、最終的に厳正な評価を行うことで、学生の学修成果を適切に把握・評価している(資料 2-39【ウェブ】、4-1【ウェブ】、51【ウェブ】)。また、このほか客観的な評価指標である就職率・進学率、「アセスメントテスト」、卒業論文/卒業研究の成績評価と、後述する間接的指標である「学生調査」等における学位授与の方針で定める項目についての到達度に係る設問への回答(各項目における到達度の学生の自己認識)を組み合わせた結果による分析を行っている。1 年次生及び 2 年次生に対して 12 月に実施する外部英語検定試験については、入学時に新入生を対象に行う英語科目の英語力に応じたクラス分けを目的とした英語プレースメントテストに対して、入学後の学修成果を把握する目的で活用し、経年的な学修の成果を把握できるようになっている(資料 4-52)。

また、各学期、全科目について、受講者を対象とする授業評価アンケートを実施し、教育効果を検証している。授業評価アンケートの「シラバスに記載された到達目標を身に付けられましたか」等の質問項目を設け、学修成果に関する学生の自己評価を把握している。なお、この集計結果や、授業評価結果を踏まえて各担当教員が作成する「成績評価等の講評」「セルフ・レビュー」については、集計結果と「成績評価等の講評」を大学 Web サイトで公表し、「セルフ・レビュー」は授業改善のための資料として活用している(資料 4-21)。

本学の特徴的な取り組みのひとつである、学修成果の測定を目的として実施している「学生調査」は、1、2、3 年次及び卒業時のタイミングで、全学部全学年の学生に対して毎年度行っている調査である。設問内容については、一般社団法人大学 IR コンソーシアムが実施している調査項目に則り、授業経験や学修時間、入学後の能力変化について調査する設問と、学位授与の方針で定める項目についての到達度に係る設問から構成されている(資料 4-53)。なお、前者の設問内容は対象となる学年により異なるものの、後者の学位授与の方針で定める項目についての到達度に係る設問については、毎年度全学生に対して調査を行うこととしているため、各年次における経

年的な変化等も確認ができる仕組みとなっている。さらに、本設問は、大学全体の学位授与の方針に定める DP1～6 についての達成度に加えて、回答する学生が所属する学科において定める学位授与の方針のうち、学部・学科が学位授与において求める専門分野の知識・技能を具体的に定めている DP1 の各項目の達成度についても個別に調査を行うものとなっており、より具体的に学生の学修成果を把握できる調査となっている。「学生調査」の結果については、学部、学科のほか、学科分野(社会系学科等)の複数単位で、さまざまな側面から分析やグラフ化等が行われ、可視化された状態で、教職員が閲覧可能なクラウド上に保存されている(資料 4-54)。また、2022 年度からは、入学時と 3 年次の段階でのみ設問を設定していた「批判的に考える力」「人間関係を構築する力」「数理的な能力」等の入学後の能力変化についても、全学年に対しての設問として改めて設定しており、今後はこれらの学修成果についてもより細かな経年変化を把握・評価できるようになることが期待される(資料 4-53)。

ほかにも、学修成果を可視化するための「アセスメントテスト」として「GPS-Academic」を導入しており、入学時、3 年次秋及び博士前期課程 1 年次秋のタイミングで実施している。この「GPS-Academic」は、社会で活躍するために重要視される「問題を解決する力」について「思考力」「姿勢・態度」「経験」に基づいて測定するもので、その結果については学生個人に対してレポートが届く仕組みとなっている(資料 4-55)。レポートでは、「思考力」「姿勢・態度」「経験」別のレーダーチャートで自身の力のバランスを確認できるほか、今後、大学でどのような科目を履修することが望ましいかなどのアドバイスも表示される。さらに、受検歴がある場合は前回からの変化も確認することができる。なお、この「GPS-Academic」で測定される項目により、本学が学位授与の方針に定める DP2～6 の項目、すなわち学位授与の方針のうち専門分野の知識・技能(DP1)を除く全項目について、どの項目を測定するかについても細かにマッピングされており、学位授与の方針の到達度を測るために非常に有益な取り組みとなっている。(資料 4-56)。この結果については、上の「学生調査」の結果と同様に、学部、学科単位によるグラフ化や分析、また 1 年次と 3 年次の比較等が行われ、同じく可視化された状態で、教職員が閲覧可能なクラウド上に保存されている(資料 4-57)。

加えて、本学では、本学園の卒業生団体である一般社団法人成蹊会の協力のもと、卒業後 3、5、10 年目の卒業生に対しても、社会経験と大学における学びの関連性を把握するためにアンケートを実施しているほか、就職先企業等へのアンケートも行っている。卒業生へのアンケートにおいては、現在のキャリアや在学当時の満足度等の設問と併せて、「一般的な教養」「専門分野や学科の知識」「地域社会が直面する問題を理解する能力」「外国語の運用能力」等の知識や能力について、「在学中の能力や知識の変化」と「卒業後に認識した能力・知識の重要性」の 2 つの側面から調査を行うなどしている。これらの結果は、他の調査と同様に、グラフ化や分析を行い可視化された状態で、教職員が閲覧可能なクラウド上に保存されている(資料 4-58～59)。

なお、これらの調査やアンケート等の取り組みの企画・実施や戦略的な検討等については、全学的な組織である IR 推進委員会にて議論がなされている(資料 2-16)。また、各調査実施後の結果については、大学運営会議において共有されるとともに、該当する部門に対しては、得られた IR 指標についての評価・検証を行い、必要に応じて改善に繋げるよう依頼がなされるほか、全学 FD 委員会等にも情報を共有している(資料 4-60)。加えて、上述のとおり教職員が閲覧可能なクラウド上に保存しているが、保存データの更新がなされた際には、全教職員宛にメールにて更新に係る情報を送信することで周知を図っている。その他、著しく特徴的な結果や、課題等が確認された場合は、IR 推進委員会において、必要に応じて該当する部門へ報告や状況の説明等を行っている。

また、本学では、2020年度から、第2章で述べたとおり、大学教学IRについての知見を持つ協力事業者と、「アセスメントプラン」に基づくIR体制の構築について業務委託契約を締結しており、毎年度、いわゆる3ポリシーを踏まえた本学の取り組みの適切性についての点検・評価を依頼している。その結果については報告書として本学に提出されており、同報告書は内部質保証委員会においても共有されている(資料 2-11~14)。また、この業務委託契約に基づいて、協力事業者は、本学のIR体制構築や内部質保証推進のための業務をIR推進委員会と協働で推進しており、具体的な取り組みとして、2020年度には「IR指標に関する意見交換会」、2021年度には「教員インタビュー」「自己点検・評価シートに関する意見交換会」、2022年度には「学生インタビュー」等を実施している(資料 4-61~64)。この「学生インタビュー」は、学生の語りによって、その学修成果を明らかにし、それらを広く在籍学生等に公開することで各学生の振り返りを促すことを目的とした新しい取り組みである。この取り組みは、全学科の学生を対象とした「学科の学び」についてのインタビューに留まらず、「EAGLE」「丸の内ビジネス研修(MBT)」「教職課程」といったプログラム単位の学修成果について、その把握・可視化を実現するための施策である。現在は、これら意見交換会や各種インタビューの結果について更なる評価・検証を慎重に行っている段階であり、今後は、学位授与の方針に定める項目において、定量的な評価が難しい項目等についても、より具体的かつ多角的な視点からの学修成果の把握・評価方法を開発していくことを予定している。また、どの能力・スキルが、どのような学びで得られたのかについて、量的データのみに固執せず、インタビュー等の質的データを合わせて分析することで、2021年度の自己点検・評価結果に基づく学長からの『課題の提示』において示された「IR指標が学位授与の方針のどの項目を検証するものであるのかについて、関連性を示した上でこれらの活動を実施し、本学の強みとできるよう発展することが望ましい」という課題の改善を目指している(資料 2-32)。

研究科においては、研究指導計画に基づいて指導教授がきめ細かな指導を行い、さらに点検・評価項目⑤で記載したとおり、明確かつ厳正な審査基準を明示し、修士論文、特定課題研究の成果、博士論文の審査過程において、相応の研究能力と学識、倫理観等について確認することで学修成果を把握している(資料 4-1【ウェブ】、45【ウェブ】、46~48)。また、上述の「アセスメントテスト」については、博士前期課程1年次生を対象としているが、これに加えて、2021年度からは博士前期課程2年次生及び博士後期課程3年次生を対象に修了時の「学生調査」を開始した。この「学生調査」では、学部学生と同様に、各研究科が定める学位授与の方針の達成度について調査が行われている(資料 4-53~57)。

学修成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

第2章において記載したとおり、本学が内部質保証システムに基づいて行う自己点検・評価活動において、各学部・研究科が本点検・評価項目についても大学基準に則った自己点検・評価を行っている。なお、その点検・評価結果については、さらに、大学自己点検・評価委員会、内部質保証委員会によって全学的な視点から客観的な点検・評価がなされ、改善を要する点については学長が課題の提示を行うこととしている(資料 2-4【ウェブ】)。

また、前述した協力事業者及びIR推進委員会との連携もとっており、協力事業者により実施される「3つのポリシーに照らした取り組みの適切性に関する点検・評価」の報告書については、2021年度の点検・評価の結果に関して2021年10月20日開催の内部質保証委員会にて報告がなされ、IR指標の活用を強化する必要性について確認し、協議の結果、内部質保証委員会委員長

から IR 推進委員会へ IR 指標に基づいた本報告書の分析の依頼がなされた(資料 4-65)。この依頼に基づく分析の結果に基づき、IR 推進委員会は、各学部に向けて「自己点検・評価シートに関する意見交換会」を開催し、外部評価での指摘に基づき IR 指標をどのように各学部・学科が行う自己点検・評価活動に取り入れていくことができるのかについて提案を行った。その実施報告については、2022 年 10 月 12 日開催の内部質保証委員会においてなされている(資料 4-66)。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- ・学習成果の測定結果の適切な活用
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

教育課程及びその内容、方法の適切性については、前述のとおり、内部質保証システムに基づいて定期的に行う自己点検・評価活動において、各部門が大学基準に則った点検・評価を行っている。なお、点検・評価結果については、さらに大学自己点検・評価委員会、内部質保証委員会によって全学的な視点から客観的な点検・評価がなされ、改善を要する点については学長が課題の提示を行うこととしている(資料 2-4【ウェブ】)。

また、教育課程に関する事項を審議する各学部教授会、研究科教授会において教育課程の適切性を確認するほか、実務的な事項については各学部・研究科の教務委員会や FD 委員会、全学的な事項については全学教育運営委員会やその下部組織において、教育内容・教育方法の検証・見直しを行っている(資料 1-15~21、4-67~68)。

なお、教育課程の編成については、2021 年 10 月 20 日開催の第 9 回大学運営会議及び第 5 回大学評議会にて、2021 年度の自己点検・評価における大学統括シートのうち評価項目「4.0.3 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか」を中心に教育課程の編成に関する現状報告がなされ、協議の結果、次年度も現行カリキュラムで問題ないことを確認した。また、今後は、現行カリキュラム一巡後の 2024 年度、新学習指導要領で学んだ高校生が入学する 2025 年度等、中期的な視点で教育課程の編成を検討する必要性が確認された(資料 4-69)。

また、本学は、協力事業者との連携推進に基づく点検・評価とそれに基づく改善・向上を目指す取り組みが多く行われている。2020 年度に実施した「IR 指標に関する意見交換会」は、IR 指標が各学部・学科の取り組みの点検・評価に役立つまでに至っていなかった現状を受けて、各学部・学科から IR 指標についての意見・要望を聞き、改善点を見出すことを目的とし、学部別に、該当学部の教員、IR 推進委員会委員及び事務局、協力事業者を参加者として開催した(資料 4-61)。2021 年度には、この意見交換会の結果を受けて、更に各学部・学科にとって意味あるものにつなげるために、学科単位の学位授与の方針に焦点を当て、学科ごとに「教員インタビュー」を実施し、学科の学びによって成長したと思われる学生について、どのような能力・スキル等が備わっているのかについて教員から話を聞くことで、学科にとって有用な IR 指標の作成に生かすことや、教学 IR における調査項目や調査方法の見直しにつなげることを目指した(資料 4-62)。さらに、学生の学修成果の状態をより実質的に把握するために「学生インタビュー」も実施しており、2021 年度は

限られた学部について行っていたが、2022 年度は規模を拡大して全学部を対象として実施した(資料 4-64)。

2021 年 7 月 21 日開催の大学運営会議においては、2020 年度の調査についての IR 指標が報告されたが、ここではコロナ禍の影響もあり、「大学生活への適応」「大学生活の充実度」「大学教育への満足度」に対する 1 年次生の数値が他の年度と比べ大きく落ち込んだことが説明された(資料 4-70)。2021 年 10 月 6 日の全学 FD 委員会においても、上述の調査結果の情報が共有され、各学部・研究科 FD 委員会に対して授業改善に活用するよう指示がなされた。これを受けて、例えば文学部においては、文学部の授業改善について考え、実際に授業改善に役立てることを目的とする研修会を企画し、総合企画課で IR 業務を担当している事務職員をファシリテーターとして開催した(資料 4-71)。2021 年度の「学生調査」の結果では、2020 年度に落ち込みを見せていた項目について改善傾向が確認されており、大学全体で行った一連の改善・向上に関する取り組みが成果を上げているものと推察する(資料 4-72)。

大学評価(2016 年度受審)における課題の改善・向上

2016 年度の大学基準協会による大学評価において、経済経営研究科博士後期課程に関してコースワークに該当する科目の開講実績がなく、また、法学政治学研究科前期課程及び後期課程に関して研究指導のための科目が開講されていないため、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせたカリキュラムとはいえないとの指摘を受けた。本件については、指摘を受けた翌年度の 2017 年度に全学的な内部質保証推進組織である内部質保証委員会において、全研究科長と大学とで改めて指摘を受けた内容の確認と改善対応のスケジュールの検討を行い、その後も当該研究科と連携し、内部質保証委員会にて改善の進捗状況の確認や改善に向けた支援を実施した。具体的な改善について、経済経営研究科ではコースワーク科目を 2019、2020 年度に開講した(2021 年度と 2022 年度は対象者がいないため開講していない)。法学政治学研究科においては、2019 年度に「成蹊大学大学院法学政治学研究科規則」を一部改正し、2020 年度にカリキュラムを改編した。新カリキュラムでは、博士前期・後期課程いずれにおいても「研究・演習科目」群に加えて、新たに「研究指導科目」群を設け、学位論文の提出要件の中に研究指導科目の修得単位数を明記した。これらの改善については既に 2020 年度に大学基準協会へ改善報告を行い、追加で報告する事項はない旨の回答を得ている(資料 2-7【ウェブ】)。

(2)長所・特色

全学共通カリキュラム及び学部横断型プログラムの取り組み

本学は文系学部、理系学部の全学生がワンキャンパスで学ぶという強みを生かし、学部・学科を越えて異なる学問分野を融合的に学び、多様な人々と学び合うために、全学共通の「成蹊教養カリキュラム」を展開するとともに、学部横断型の教育プログラムを多角的に開設しており、これらは本学の教育の大きな特色といえる。

「成蹊教養カリキュラム」は、教養教育を担い、本学での学修の基礎となる知識やスキルを身につけるとともに、市民性・公共性を育むことを目指す全学共通の教育カリキュラムである。また、本学では、人文科学・社会科学・自然科学を学ぶ全ての学部学生が文理融合コラボ教育によって学び合うことのできる環境を提供している(資料 4-4【ウェブ】)。このように多様な学生が一堂に会して学ぶことは、本学が「教育目標(人材育成方針)」の中で掲げている広い教養の養成に留まらず、

他者と協働して課題の解決に取り組むことや、学生の自発性・積極性の養成についても大きく貢献している。実際に、1、3 年次の「学生調査」の結果を比較すると、「一般的な教養」「分析力や問題解決能力」だけでなく、「リーダーシップ能力」「人間関係を構築する能力」「他の人と協力して物事を遂行する能力」等の項目について、学生自身が能力の向上を感じていることから、一定の成果が上がっていることが確認できる(資料 4-54)。

学部横断型の取り組みである「副専攻制度」は、所属する学部・学科の専門分野の学びに加えて、学部等の枠を越えて自己の興味関心やニーズに沿った他の学問分野の専門知識を体系的に学ぶことで、マルチな専門性を備えることができる学部横断型教育プログラムとして 2020 年度から開設されている(資料 4-6【ウェブ】)。本制度は、「第 2 次中期計画」で重要施策として設定されていたもので、「コラボの成蹊」を体現した取り組みでもある(資料 1-37)。また、本学における副専攻制度の大きな特色は、ワンキャンパスに全ての学科を有する本学の利点を生かした副専攻の多様性にある。具体的には、「グローバル・コミュニケーション副専攻」「心理学副専攻」「法律学副専攻」「経済学副専攻」「地理環境学副専攻」「総合 IT 副専攻」「データサイエンス副専攻」等、他大学に比して文理問わず多岐にわたっている。さらに、2022 年度には新たに 18 個目の副専攻となる「SDGs 副専攻」を設置しており、今後も、学生の多様な関心や目的、その時世に社会に求められている分野を反映するなどして、ニーズに則した副専攻を設けることが予定されている。また、大学 Web サイトには、各副専攻の目的やどのようなことを学ぶのかについて明記し、学生が選び易いよう工夫している(資料 4-6【ウェブ】)。このような取り組みを行うことにより、一つの専門性だけではなく多様な視点や知識を持ったより多くの学生を社会に輩出することが今後期待される。

国際化への対応として本学では、全学的なプログラムとしてグローバル教育プログラム「EAGLE」を 2020 年度から開設している。本プログラムは独自の入学試験で入学した学生が、各学部・学科に所属して所属学科の教育を受け専門知識を獲得しながら、学部・学科の枠を越えて少人数の授業でグローバルに学ぶことができる学部横断型の選抜制教育プログラムであり、将来、国内外の組織において国際化を牽引できる、グローバルな知見と教養、確かな英語力、またビジネスや実社会において求められる実践的なスキルを備えた人材の育成を目指している。モデルカリキュラムでは、1年次に英語の 4 技能を徹底して修得し、併せて短期留学に参加した上で、2 年次に中・長期の留学や留学先でのインターンシップを経験することとなっている。さらに本学の特色としては、上述の留学経験等に加えて 3 年次以降に「Global Career Design」という「EAGLE」に所属する学生の専用科目を開設して、グローバル・ビジネスの最先端を知る講師による授業を受けることを可能とするなど、充実したキャリアサポートを実施している。(資料 4-7【ウェブ】)。

各学部における実践的学修機会の確保

学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に挙げられた多様性・思考力・課題解決能力等を養う教育を実現するために、各学部においては、専門性の高い実践的な協働型学修機会を提供している。

例えば、経営学部においては、高度情報化社会におけるビジネス・プロフェッショナルを養成するための「高度情報分析プログラム」を開設しており、データ分析やコンピュータを用いたプレゼンテーションを集中的に学修することによって、職業人として必要なコンピュータスキルや情報処理能力を身につけることができる。法学部においては、「法律学エキスパート・コース」「政治学エキスパート・コース」を開設し、自発的な学修意欲が高い学生を対象に専門性の高い実践的な学修機会を

提供している(資料 4-11【ウェブ】)。さらに、2020 年度から文学部においては、「日本語教員養成コース」「芸術文化行政コース」を開設し、高度な専門知識と実践的なスキルを学科横断型で学修する機会を提供している(資料 4-9～10【ウェブ】)。他の学部においても専門性の高い協働学修型の演習科目の開講やフィールドワーク等を取り入れた PBL 型の授業等、実践的な学修機会を提供しており、建学の精神のもと成蹊大学ならではの特色ある教育を進めている。

学修成果の可視化に係る取り組みと IR 指標の活用

本学は、学修成果の可視化について先駆的な取り組みを多く行っている。「アセスメントプラン」において、大学全体レベル(機関レベル)、学科レベル(教育課程レベル)、科目レベル(科目・授業)ごとに学修成果を測定するための具体的な検証方法を定め、それぞれの検証方法について「入学前・入学直後」「在学中」「卒業時(卒業後)」のどの段階で行うのかということも明示している(資料 4-51【ウェブ】)。これに基づき各種検証を行っているが、本学の検証方法の大きな特徴は、「学生調査」及び「アセスメントテスト」の 2 点である(資料 4-53～57)。「学生調査」は全学部全学年を対象にした調査であり、その中で大学全体の学位授与の方針 DP1～6 及び各学科が定める DP1 に係る学位授与の方針について毎年度調査を実施することで、経年的な傾向についても評価を行うことができ、学位授与の方針に定めた事項についての学生の到達度をより具体的に把握・評価することが可能となっている(資料 4-54)。「アセスメントテスト」についても、「問題を解決する力」を測定するために設定された設問ごとに、本学の学位授与の方針に定めるどの項目を評価できる設問であるかのマッピングを行っているため、より細かに本学の学位授与の方針に基づく把握・評価を行うことができる(資料 4-56)。

また、本学は IR 指標の分析と改善に向けた取り組みにも大きな特色がある。本学は、協力事業者と業務委託契約を結ぶことにより、3 ポリシーに基づく全学的な取り組みが適切であるのかどうかについて客観的な視点からの点検・評価を受けることができる体制を整えているほか、IR 指標の分析・評価についても協力事業者と連携して推進する体制を採っており、「学生調査」等で得られた測定結果の分析や評価を連携して行うだけに留まらず、さらに有効な学修成果の検証方法や、IR 指標のより有効な活用方法等について検証を行い、具体的に、学部・学科への説明や学生・教員へのインタビューを行うに至っている(資料 2-11～14、4-61～64、71)。さらに「学生インタビュー」については、2022 年度より、「EAGLE」や「丸の内ビジネス研修(MBT)」等の教育プログラム単位ごとに対象学生を指定してのインタビューも実施されており、現在は、これら意見交換会や各種インタビューの結果について更なる評価・検証を慎重に行っている段階にある。今後は、学位授与の方針に定める項目において、定量的な評価が難しい項目等についても、より具体的かつ多角的な視点からの学修成果の把握・評価方法を開発していくことを予定しており、更なる成果が期待される。

上述の本学の学修成果の可視化及び IR 指標の積極的な活用については、メディアからの問い合わせや、複数大学から講演やヒアリングを求められるなどしており、先駆的な特色であると自負している。

(3) 問題点

大学院の教育課程における更なる改善

本学は第 2 期大学評価において、大学院に関する諸提言がなされ、2017 年度以降、内部質保証委員会と各研究科で連携して、継続して課題認識を共有し、点検・評価とそれに基づく改善を

続けてきている。第2期大学評価において指摘された事項については、経済経営研究科において2017年度以降、教育課程の改善を進め、2020年度には法学政治学研究科におけるカリキュラム改正を行い対応した(資料2-7【ウェブ】)。

また、2021年度の自己点検・評価において、理工学研究科・文学研究科・経済経営研究科の各研究科に対して、点検・評価結果に基づく学長からの課題の提示等がなされ、改善に取り組んだ(資料2-32)。加えて、2022年度には、大学院共通の学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針の必要性から、これを整備し、各研究科における方針との整合性・一貫性についても検証を実施した(資料2-22～26)。

上述のとおり、大学院レベルでの教育課程の充実については、確認された課題について継続的かつ組織的に改善を続けているが、それゆえ改善に伴う変更等も多く生じているため、引き続き大学基準に則った適切な教育課程が継続されるよう点検・評価を深化させていきたい。

(4) 全体のまとめ

本学では、大学の理念・目的を踏まえた「教育目標(人材育成方針)」を定め、それに基づいて大学共通の学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針を定めている。各学部・学科は、この大学共通の方針に基づき、授与する学位ごとに学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針を定めている。また、大学院については、大学院共通の学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針を定め、各研究科は博士前期課程・後期課程の授与する学位ごとに学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針を定めている。

これらの方針については、大学Webサイトにおいて公表し、加えて学生に対しては各学部・研究科の履修要項に掲載することにより諸方針を理解した上での履修・学修を促進している。

各学部・学科においては学則第34条、各研究科においては大学院学則第8条に基づき、先の方針を踏まえて、それぞれの教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。全学的には、全学共通の教養教育を担う「成蹊教養カリキュラム」において、外国語・技能・教養基礎・持続社会探究の科目区分を設け、それぞれ体系的に授業科目を配置しており、併せて教職課程を設けて教職科目を開講している。各学部・学科ではそれぞれの教育課程編成・実施の方針に基づき、専門科目を開設している。また、「副専攻制度」や「EAGLE」等成蹊大学の特性を生かした学部横断型のコース・プログラム等を開設し、学生の興味やニーズにあった授業科目を配置し、教育課程を体系的に編成している。

博士前期・後期課程においては、教育課程編成・実施の方針に基づき、各研究科において専門性の高い授業科目を体系的に編成し、リサーチワークとコースワークを適切に組み合わせ配置しており、それぞれの『履修モデル』等も提供している。

学修の活性化のための効果的な措置としては、各学部において教育課程の特性に合わせて履修上限単位数を設定し単位の実質化を図っている。また、全学的にシラバスの様式を統一し「シラバス作成方針」を制定した上で、第三者チェック体制を構築するなどして、効果的な教育を行うための組織的な体制を整備している。また、授業内外の学修を活性化するために、多様なメディアを活用した授業の実施やLMSの導入、各種奨励金制度の整備等、多様な教育手法を最適に組み合わせ教育効果を高める教育に取り組んでいる。

成績評価・単位認定の適切性については、全学的には学則・大学院学則で授業単位数、成績評価基準等を規定し、それらに基づいて、各学部・研究科・授業科目単位で履修要項・シラバス等

で周知し、評価・認定の客観性・厳格性・公正性・公平性を担保している。また、学位授与の要件についても学則・大学院学則・「学位規則」等で規定し、大学Webサイト・履修要項に掲載し、卒業・修了要件を理解した上で履修を計画するよう周知している。学位の授与は、これらの規定等に基づき、各学部・研究科教授会の議を経て学長が可否を決定することで責任体制を明確にしている。なお、博士前期・後期課程における学位審査においては、論文審査基準等を明確にしてあらかじめ明示するとともに、審査過程において中間報告会の実施、外部者への審査委員の委嘱、複数指導教員制度の導入等に取り組み、学位審査の客観性・厳格性を確保している。

学修成果の把握・評価については、「アセスメントプラン」を策定し、学修成果を測定する具体的な検証方法を明示している。成績評価や、GPA、外部機関が行う英語能力試験等による評価だけでなく、全学部全学年を対象とする「学生調査」や、1、3年次生及び博士前期課程1年次生に実施する「アセスメントテスト」等さまざまな調査を行い、学修成果の可視化に取り組んでいる。さらに、IR推進委員会を中心として、協力事業者との業務委託契約に基づく連携のもと、IR指標について各種委員会、各学部・研究科等と情報共有しながら、より有効なアセスメント手法の開発や、IR指標の更なる活用等を検証している。

教育課程の点検・評価については、全学的な内部質保証プロセスのなかで組織的・継続的に行っていることに加えて、教育課程の内容・方法の適切性については、全学的な支援のもとで各学部・研究科教授会・教務委員会・FD委員会等において継続的な検証と見直しを行っている。教育課程の枠組みについては、2020年度の経済学部・経営学部の設置、各学部における大胆なカリキュラム改正、2022年度の理工学部における学科の再編等、教育課程・教育組織の改編を適切に行ってきている。

以上のことから、大学基準を満たしていると考えている。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

【評価の視点】

- 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
- 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像

入学者受入れの方針は、学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針を踏まえつつ、大学全体の方針を策定し、入学者選考方針及び求める学生像について以下のとおり定めている(資料 2-19【ウェブ】)。

成蹊大学の入学者受入れの方針(一部抜粋)

(入学者選考方針)

成蹊大学では、多様性に配慮しつつ、本学で学ぶために必要とされる基礎的学力や適性、学習歴などをそれぞれの入学試験で多面的に判断しますが、その際、次の「求める学生像」を重視します。

(求める学生像)

- ・希望する専攻分野のみならず、広く自然・社会・文化に旺盛な好奇心がある。
- ・向上心を持ち、大学で学んだ知識を活かして社会に貢献したいという意欲がある。
- ・希望する専攻分野で学修することができる基礎的学力を有する。

また、同方針内では入学試験について、どの入学試験で学力の3要素のどの力を測るかを示している。なお、大学院についても、大学院全体の入学者受入れの方針として、入学者選考方針及び求める学生像について定めている。

各学部及び研究科は、上述の大学全体の方針と各学部・研究科等で定める学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針を踏まえて、求める学生像、入学者の選考方針、入学までに身につけておくべき教科・科目等を具体的に設定した入学者受入れの方針を学位課程(学士課程、博士前期課程、博士後期課程)ごとに定めている。例えば、理工学部では、大学入学までに学習すべき数学と理科の科目と水準について具体的に述べている。また、文学部日本文学科では、求める国語の力(読解力、文学史を含む知識、文章表現力)と分野(現代文・古文・漢文)を明示している(資料 2-19【ウェブ】)。

上述の大学全体及び各学部・研究科が定める入学者受入れの方針は、大学案内をはじめ『成蹊大学入学試験要項』、各研究科の『成蹊大学大学院学生募集要項』に掲載すると同時に、大学 Web サイト等で広く社会に公表している(資料 5-1～2【ウェブ】)。また、本学が重視している少数教育の意義と特徴を理解してもらい、同時にこれに主体的に参加する学生を募集することの周

知が重要であると考え、オープンキャンパスや学外説明会・進路相談会等でも、積極的に説明を行っている(資料 5-3【ウェブ】)。

障がいのある大学進学希望者に対しては、詳しくは第 7 章で後述するが、「障がい学生支援に関する基本方針」において、大学としての受入れ姿勢、支援方針及び体制等について定め、大学 Web サイトで公表している(資料 5-4【ウェブ】)。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定 ○授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供 ○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備 ○公正な入学者選抜の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施 ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保(受験者の通信状況の顧慮等)
--

学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

学部における学生の募集方法については、毎年度、各学部で定める入学者受入れの方針に基づいて検証・検討が行われている。それを受けて成蹊大学全学入試委員会(以下、「全学入試委員会」という。)より提案される入試方式・日程、募集定員、受験科目や配点を含んだ内容が大学運営会議の議を経て大学評議会において決定される(資料 5-5)。

その後、受験生向けの大学 Web サイトである「S-NET」、大学案内、各種入学試験要項等に明示し、受験生を含む社会一般に公表している(資料 5-1～2【ウェブ】、6【ウェブ】)。また、指定校推薦対象高等学校の進路指導担当教員を対象とした大学説明会や受験生及びその保護者を対象としたオープンキャンパスを実施し、各学部の教育内容や教育方法とその特色に加えて、入学者選抜方法や前年度からの変更点等について説明している(資料 5-3【ウェブ】、7)。

本学では、学生の受け入れ方針に基づき、多様な入学試験制度を整備した上で、公正な入学者選抜が実施されている。学部の入学者選抜方法としては、本学の求める学生像を満たす多様な学生が入学することにつながるよう、本学で学ぶために必要とされる能力や適性等を有しているかについての判定を以下のようなさまざまな入学試験制度を用いて実施しており、判定尺度の多様化に努めている。

区分	特徴・名称		導入学部
一般選抜	学部個別日程入試／全学部統一	3 教科型学部個別入試(A 方式)	全学部
		2 教科型全学部統一入試(E 方式)	全学部

	日程入試	2 教科型グローバル教育プログラム 統一入試(G 方式)	経済・文・法・ 経営学部
	大学入学共通テスト 利用入試	3 教科型入試(C 方式)	全学部
		4 教科 6 科目型奨学金付入試(S 方式)	理工学部
	共通テスト・ 独自併用入試	5 科目型国公立併願アシスト入試(P 方 式)	経済・文・法・ 経営学部
		5 科目型多面評価入試(M 方式)*	経済学部
総合型選抜	AO マルデス入試		全学部
学校推薦型 選抜	指定校推薦入学選考		全学部
	成蹊高等学校からの推薦入学		全学部
特別選抜	現地選抜型外国人特別入試(海外の外国人学生が対象)		全学部

*経済学部で実施している 5 科目型多面評価入試(M方式)は、2024 年度一般選抜入学試験から廃止

なお、G 方式については、本学独自試験に加えて英語外部検定試験によりグローバル教育に必要な英語 4 技能を評価するほか、『活動報告書』により志願者の学力の 3 要素を多面的・総合的に審査する入学試験制度となっている(資料 5-1【ウェブ】)。また、AO マルデス入試においては一般受験、帰国生特別受験、社会人特別受験、外国人特別受験等の複数の枠を設け、多様な学生の受入れに努めている(資料 5-8【ウェブ】)。さらに、指定校推薦入学と成蹊高等学校からの推薦入学も実施しているが、いずれも募集要項で被推薦者の資格・条件を明記し、各高等学校から本学で学ぶために必要とされる能力等を有している学生を推薦してもらうこととしている(資料 5-9)。

各入学試験の実施については、E 方式、G 方式、P 方式において、学外会場(仙台、さいたま、横浜、静岡、福岡)も開設し、加えて、全ての学部学科において試験開始時刻を午後に設定するなどして、遠方からの受験生等に対して負担が少なくなるよう便宜を図っている(資料 5-1【ウェブ】)。

さらに、海外在住の外国人留学生を受け入れるために、2019 年度入学試験から現地選抜型外国人特別入試の実施を始めた。本入学試験は、一般財団法人日中亜細亜教育医療文化交流機構(JCAEMCE)が実施する「日本大学連合学力試験(JPUE)」の筆記試験と本学教職員によるオンライン型面接試験により可否を判断する。受験のために渡日する必要がない現地選抜型の入学試験である。2019 年度から 2022 年度までに計 11 名の外国人留学生(以下、「JPUE 学生」という。)が本学の経済学部(経済経営学科)、理工学部、文学部、経営学部に入學している(資料 5-10、11【ウェブ】)。

なお、上述した G 方式や現地選抜型外国人特別入試については、制度が開始されて間もないものの、これらの多面的・総合的入学者選抜によって入学した学生については、他の入学試験方法で入学した学生と比して、入学時の英語プレースメントテストのスコアが高いことや、入学後の GPA が相対的に高いという具体的な成果が表れているほか、G 方式については、「アセスメントテス

ト)においても、「学びへの意欲」という部分において秀でているというデータがあるなど、既に具体的な成果を確認できる状態となっている(資料 5-12)。

大学院における募集方法については、各研究科が定める入学者受入れの方針に基づいて毎年度、検証・検討を行い、それを受けて全学入試委員会から提案される入学試験方式・日程を大学運営会議の議を経て大学評議会にて決定する(資料 5-13)。その後、「S-NET」や募集要項に明示し、志願者を含む社会一般に向け公表している(資料 5-2【ウェブ】、6【ウェブ】)。

大学院の入学者選抜方法としては、本学の求める学生像を満たす多様な大学院学生が入学することにつながることを目指し、一般入試に加えて、理工学研究科では博士前期課程と同後期課程で社会人特別選抜を、また経済経営研究科では博士前期課程で社会人特別入試と外国人特別入試を実施するなど、入学試験方法や判定尺度の多様化に努めている(資料 5-2【ウェブ】)。

授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

授業料、施設費等を含む納付金及び奨学金制度については、『成蹊大学入学試験要項』と大学Webサイトで公表している(資料5-1【ウェブ】、14～15【ウェブ】)。さらに、納付金については、大学Webサイトの「学則等関連規則集」のページにおいて関係諸規則を公表することで広く情報提供を行っている(資料1-25【ウェブ】)。なお、奨学金をはじめとする経済的支援について詳しくは第7章にて後述する。

入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

本学では、全学的な視点に立って本学の入学試験に係る業務を的確に運営することを目的として成蹊大学アドミッションセンター(以下、「アドミッションセンター」という。)を設置している。主な任務は「入試業務の的確な遂行とそのための諸施策の計画及び管理」「入試動向の調査分析」等である(資料 5-16)。

また、アドミッションセンターの意思決定及び実務遂行を担う機関として、各学部から選出された委員及びアドミッションセンター長並びにアドミッションセンター事務室の事務職員から構成される全学入試委員会を設け、「成蹊大学全学入試委員会規則」にその任務等を定めている(資料 5-17)。さらに、各学部においては、学部入試委員会(文学部においては、入試総務委員会)を設置しており、本委員会において、学部の入学者受入れに関する業務の的確な遂行及びこれに係る諸施策の計画及び管理運営、学部の入学者受入れの方針と入学者選抜方法との適合性の検証等を行っている(資料 5-18～22)。また、理工学部においては、入学者選考を迅速に実施するために理工学部教授会のもとに理工学部入試専門委員会を設置するなど工夫している(資料 5-23)。

なお、学則及び「成蹊大学教授会規則」「成蹊大学大学院研究科教授会規則」において、大学評議会及び教授会の審議事項の一つとして「学生の入学及び卒業(課程の修了)に関する事項」が挙げられており、加えて、学則第 22 条第 2 項及び大学院学則 22 条第 2 項において「入学の許可は、当該学部教授会(研究科教授会)の議を経て、学長が決定する」旨を定め、最終決定権者が学長であることを明記している(資料 1-3～4【ウェブ】、4-49、5-24)。

その他、学長のもとに成蹊大学アドミッション・オフィス(以下、「オフィス」という。)を設置し、多面的・総合的入学者選抜の実施手法に関する調査、研究及び企画・立案、高等学校等との情報共有等をその任務としている。オフィスは、学長が指名する者若干名(室員)で構成し、当該業務にあたる。さらに、室員の中から学長が指名するアドミッション・オフィサーは、多面的・総合的入学者選

抜における基礎的な評価項目の点検・評価を円滑に推進するために、当該業務を担う(資料 5-25)。

公正な入学者選抜の実施

入学試験を公平・公正かつ円滑に実施するため、文部科学省から通知される『大学入学者選抜要項』に基づき、入学試験方式ごとに『入学試験監督者要項』を作成している(資料 5-26)。『入学試験監督者要項』は、事前に入学試験監督予定の教職員に配付され、割り当てられた入学試験監督者が、この要項に基づき統一的な監督業務を遂行し、受験生が公平・公正に受験できるよう努めている。『入学試験監督者要項』については、入学試験実施までに監督者説明会を実施することで、受験生の公平性担保の趣旨等を共有し、当該要項の徹底を図っている(資料 5-27)。また、入学試験ごとに入試本部を組織し、入試本部総責任者の指揮のもと、アドミッションセンターと全学入試委員会が中心となって、公正かつ厳正に入学試験を実施している。なお、一般選抜における入試本部の運用に際して、試験ごとに『入試本部実施要領』を作成し、全学入試委員会で共有することで、本部運用についても万全を期している(資料 5-28)。また、不測の事態の備えとして、学長をはじめ大学執行部が、入学試験期間中、随時対応可能な状態で待機している。

大学院入学試験についても、試験ごとに実施要領を作成し、各研究科長の指揮のもと、公正かつ厳正に入学試験を実施している(資料 5-29)。

合否判定は、各学部で判定教授会を開催し、教授会の審議を経て決定している。恣意的に合格者を不合格者にすることや、性別や国籍その他の属性等を理由にして判定に影響を与えることがないように、判定に係る資料は、試験の評価点等の判定に必要な情報のみ記載しており、公平な判定手順に配慮している。

A方式、E方式、G方式、P方式の入学試験の成績(G方式とP方式は独自試験科目の点数のみ)を希望者に開示しているほか、各科目の合格者最低点、科目別平均点を公開し、全ての試験区分において志願者数、合格者数、入学者数等を大学 Web サイトに掲載するなど情報を開示し、公正さと適切さを保っている(資料 5-30【ウェブ】)。

入学試験の新型コロナウイルス感染症対策に関しては、アドミッションセンターが学長室と常時連携して、全学入試委員会で実施方法の適切性について検討した上で、文部科学省の通知等にも即した適切な運営に努めた。具体的には、受験生が安心して受験に臨めるよう対策を講じると同時に、2021年度入学試験では『成蹊大学入学試験要項 2021 及び 2021 年度成蹊大学入試ガイドの一部修正について』を、2022 年度入学試験では『一般選抜を新型コロナウイルス感染症の影響により受験できなかった受験生の受験機会の確保について』をそれぞれ公表し、大学 Web サイトにて広く周知した(資料 5-31)。

また、コロナ禍においても公正な入学試験を運営するために、2021年度以降の入学試験において、一般選抜では、試験監督者に「予備の予備」要員を配置し、緊急時においても公正な体制のもとで試験が実施できる体制を整えた(資料 5-32)。また、指定校推薦入学試験では、従来対面方式で実施していたものを、2021 年度入学試験より文系学部は書類審査方式、理工学部はオンライン審査に変更した(資料 5-33)。

オンラインによる入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保及び公正な実施

本学は、2021 及び 2022 年度の AO マルデス入試の二次審査をオンラインで実施した。オンライ

ンによる入学者選抜の機会を公平に提供するため、オンライン審査日の約 5 ヶ月前から審査に必要な機器、インターネット環境、注意事項等について「S-NET」で周知し、さらに通信環境についても事前にチェック日を設け確認を行った(資料 5-34)。また、2022 年度入学試験では、機器を持たない受験生から貸出し希望の連絡があった場合には、審査当日に本学へ来校させた上で、機器を貸し出すこととした。2023 年度 AO マルデス入試の二次審査は対面方式に戻した上で、当日新型コロナウイルス感染症関連の理由により欠席した受験生のために、追加試験を実施した(資料 5-35)。公正な実施については、文部科学省の発信文書である『令和3年度大学入学者選抜実施要項について(通知)』『令和4年度大学入学者選抜実施要項について(通知)』の第 14 条の新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等で例示された ICT 活用についての提案を受け、選抜の工夫に配慮した。具体的には、2020 年度第 8 回全学入試委員会、2021 年度第 7 回全学入試委員会で AO マルデス入試のオンライン審査における面接官の使用機器・回線や受験生対用のヘルプデスクの設置等の実施概要について協議がなされ、また 2020 年度第 7 回全学入試委員会、2021 年度第 7 回全学入試委員会では大学院入学試験におけるオンライン審査を行う上での注意事項等の詳細について共有し、それぞれ公正な運用実施のための議論を行った(資料 5-36)。

入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

病気、負傷、身体に障がいがあるなどの理由により、受験上の配慮を必要とする可能性がある受験希望者に対しては、アドミッションセンターが窓口となり、受験時の配慮内容を検討している(資料 5-37【ウェブ】)。また、入学した場合に配慮を必要とする可能性についても併せて確認し、受験者が志望する学部と教務部、学生サポートセンターや大学保健室等、関連する全ての部署との連携の上、本学ができる入学後の対応について、入学希望者の障がいの様態、程度に鑑みながら個別に対応している。なお、上述の配慮については、受験に先立ち受験者が申請を行うこととしており、『成蹊大学入学試験要項』に掲載するほか、「S-NET」から『配慮措置申請書』をダウンロードできるようにしている(資料 5-1【ウェブ】、37【ウェブ】)。

2021 年度入学試験では、2021 年 2 月の本学独自の一般選抜入試を新型コロナウイルス感染症関連の理由により欠席した受験生を対象に、公平な受験機会の確保を目的として「特設追加試験」を 2021 年 3 月 4 日に実施し、全学部で 7 名の入学者があった(資料 5-38)。

また、2022 年度入学試験では、新型コロナウイルス感染症関連の理由により本学独自の一般選抜入試を欠席した受験生に対し、あらかじめ大学入学共通テストを受験していれば、その得点により合否判定を行う「特別措置」を行った。加えて、本学独自入試のうち大学入学共通テストの結果を利用する方式(C 方式・S 方式・P 方式)の受験者で、大学入学共通テストの本試験及び追試験のいずれも受験できなかった受験生には A 方式の受験を認める「振替措置」制度を設け、大学入学共通テストも本学の独自入試も受験できなかった受験生に対しては「書類選考」により合否判定を行う制度を設けた(資料 5-31)。「振替措置」「書類選考」については対象者がいなかったものの、「特別措置」については、大学全体で 22 名の志願者があり、1 名が入学した(資料 5-39)。

大学院入学試験については、2021 年度入学試験で、第 1 期入学試験を新型コロナウイルス感染症関連の理由により欠席した受験生に対して、公平な受験機会の確保を目的として第 2 期入学試験への振替受験を認めた(資料 5-40)。

学生の募集活動について

本学は、大学 Web サイトのほかに、受験生向けの情報に特化した Web サイト「S-NET」を開設しており、本サイトを通じて受験を検討する全国の高校生に向けてさまざまな情報を広く発信・公表している(資料 5-6【ウェブ】)。

オープンキャンパスについては、例年、夏と秋の年2回実施している。夏に実施のオープンキャンパスでは、本学学生の案内によるキャンパスツアーのほか、体験講義や理工学部研究室公開、各種ガイダンス等さまざまなイベントを行っている。また、秋に実施のオープンキャンパスは、大学祭開催期間に合わせて開催しており、成蹊大学ガイダンス及び一般選抜ガイダンス、相談コーナー等を展開している(資料 5-3【ウェブ】)。コロナ禍においては、2020 年度は「WEB オープンキャンパス」として大学 Web サイトに特設ページを設けてオンラインで実施した(資料 5-41)。2021 年度には感染症対策に十分留意した上で来場型のオープンキャンパスを事前予約制にて実施するとともに、オンライン相談会を常時実施し、受験生からの質問に常に回答できる体制を整えた(資料 5-42)。2022 年度夏のオープンキャンパスについても感染対策に十分留意した上で開催した(資料 5-43)。

また、入試広報については、インターネットを用いたターゲティング広告として、高等学校向けサービス提供会社に依頼し、高校3年次の理工学部志願者に約2万通のダイレクトメールを送付し、人材育成方針等を周知した。加えて、シンポジウムとのメディアミックス展開(オンライン配信した Society5.0 研究所の開設記念フォーラムで、受験生の保護者・保証人世代に向けて新理工学部の開設についても併せて広報した)を実施するなど、デジタルマーケティング手法を積極的に採り入れる新しい試みを行っている(資料 5-44)。上述のように、コロナ禍においても Web 等オンライン中心の広報を行い、これまで蓄積してきたインターネットマーケティング等のノウハウを十分に活用することができた。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

【評価の視点】

○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率(【学士】【学専】)
- ・編入学定員に対する編入学生数比率(【学士】【学専】)
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

本学では、「個性尊重の人格教育」という建学以来の理念と大学の教育目標を踏まえ、開学以来、ゼミや研究室を中心とした少人数教育を重視している。

学部については、2020 年 4 月より、従来の経済学部(経済経営学科)を廃止し、新しい経済学部(経済数理学科、現代経済学科)と経営学部(総合経営学科)を設置した。そして 2022 年 4 月より、理工学部を従来の 3 学科体制から 1 学科 5 専攻(データ数理、コンピュータ科学、機械システム、電気電子、応用化学の各専攻)へと学科改編した。なお、本学は、転・編入学制度について、学則第 23 条及び大学院学則 26 条において、制度を設けているものの、近年は実績がほぼない状態が続いている。2022 年度の学部の収容定員は、7,140 名となる。各学部の収容定員は、経済

学部 1,190 名(経済数理学科 240 名、現代経済学科 450 名、旧経済学部経済経営学科 500 名)、理工学部 1,620 名(理工学科 420 名、2021 年度までの 3 学科については物質生命理工学科 383 名、情報科学科 434 名、システムデザイン学科 383 名)、文学部 1,700 名(英語英米文学科 493 名、日本文学科 342 名、国際文化学科 440 名、現代社会学科 425 名)、法学部 1,760 名(法律学科 1,120 名、政治学科 640 名)、経営学部 870 名(総合経営学科 870 名)である(資料 5-45【ウェブ】、基礎データ表 2)。

収容定員に対する在籍学生比率は全学部合計で、2018 年度 107%、2019 年度 105%、2020 年度 105%、2021 年度 105%、2022 年度 107%となっており、在籍学生数が収容定員数に近づくよう努力をしている。また、完成年度を迎えている各学部、学科における収容定員充足率についても、大学基準が求める目安に抵触することなく適切な管理がなされている(資料 5-45【ウェブ】、基礎データ表 2)。

各年度の入学定員充足率については、全学部合計で 2018 年度 102%、2019 年度 100%、2020 年度 103%、2021 年度 104%、2022 年度 108%となっており、以上 5 年間の平均は 103%になり、適正に入学定員を管理している。また、完成年度を迎えている各学部、学科における入学定員充足率についても、各年度及び過去 5 年間の平均値のどちらにおいても、大学基準が求める目安に抵触しない状態であり、適正な範囲での入学者の受入れを行っている(資料 5-45【ウェブ】、基礎データ表 2)。ただし、理工学部を 1 学科体制に改組した 2022 年度入学試験においては、定員 420 名に対して 522 名の入学生を受け入れ、単年度の入学定員充足率は 124%となった。本件については、ただちに理工学部と学長室・アドミッションセンターが定員超過の原因を究明して、対策を講じている。具体的には、入学手続者数の予測方法を精査し直し、かつ入学手続締切日における手続者数を正確に把握するため、2023 年度以降の入学試験においては、第 1 回追加合格発表日を従来よりも 1 日後に設定することとした(資料 5-46)。

大学院の各研究科における収容定員は、理工学研究科 170 名(博士前期課程 140 名、博士後期課程 30 名)、経済経営研究科 50 名(博士前期課程 32 名、博士後期課程 18 名)、法学政治学研究科 42 名(博士前期課程 24 名、博士後期課程 18 名)、文学研究科 84 名(博士前期課程 48 名、博士後期課程 36 名)である(資料 5-45【ウェブ】、基礎データ表 2)。

大学院の収容定員に対する在籍学生比率は、博士前期課程全研究科合計で 2018 年度 56.1%、2019 年度 59.0%、2020 年度 62.7%、2021 年度 62.7%、2022 年度 60.7%であり、博士後期課程全研究科合計でも 2018 年度 14.7%、2019 年度 13.7%、2020 年度 14.7%、2021 年度 13.7%、2022 年度 14.7%となっており、入学者が少なく定員割れが続いている(資料 5-45【ウェブ】)。各研究科別の収容定員充足率についても、全研究科において博士前期課程・後期課程ともに大学基準が求める目安に達していない状況である。

大学院の収容定員に対する在籍学生数比率が低い状態で推移していることについては、大学基準協会による第 2 期大学評価において、努力課題として指摘されており、努力課題の改善状況についてまとめた『改善報告書』を作成し、2020 年 8 月に大学基準協会に提出した。これに対する『改善報告書検討結果』が 2021 年 3 月にあり、今後の改善経過について再度報告を求める事項「なし」との評価を受けたものの、大学院における学生受入れの推進については、収容定員に対する在籍学生数比率が依然として低い学位課程があり、改善が望まれるとの付記があった(資料 2-7【ウェブ】)。

各研究科の改善に向けた取り組みとして理工学研究科では、博士後期課程への進学者を増や

すために、学部・修士の学位を合計5年で修了する早期修了制度を2018年度に創設し、2019年度より運用を始めた(資料5-47【ウェブ】)。2022年度は博士前期課程で早期修了制度の学生5名を受け入れ、本制度適用者も含めた入学定員充足率は近年では90%程度を維持し改善している(資料5-45【ウェブ】、48、基礎データ表2)。

また、経済経営研究科では多様な入学者を確保するために、外国人特別入試と社会人特別入試の実施、大学院早期修了制度の導入等の対策を講じている。博士前期課程への志願者数と入学者数は2016年度以降、一定数増加した(資料5-49、基礎データ表2)。

文学研究科の日本文学専攻では、内部進学者のうち一定の条件を満たした者については、筆記試験またはプレゼンテーション試験を免除し、口述試験のみで選考することとした(資料5-50)。また、文学研究科全体としても、大学院学生の募集に関する情報について、英語版の大学Webサイトへの英訳での公開や、日本語学校への資料送付(2021年度入学試験以前)などの取り組みを積極的に行っている(資料5-51【ウェブ】、52)。

法学政治学研究科でも、近年、学部在学学生に対して大学院内部進学制度説明会を年2回実施するなどして呼びかけを強化していたが、2021年度については新型コロナウイルス感染症の影響のため説明会の開催を見送り、代替措置としてメールによる質問の受付を実施した(資料5-53)。

上述のとおり、各研究科における入学者確保の取り組みは活発に行われているものの、文系の研究科では入学試験で受験生の学力や研究への適性を審査した結果、定員を充足するに足る合格者を出せない状態が続いている。

これらの取り組みについては、内部質保証委員会において定期的な報告・検証がなされるとともに、2022年度には、大学運営会議において、各研究科の定員充足率の一覧を資料として報告し、各研究科に入学定員に関する継続的な検討を要請した(資料5-54)。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受入れ方針の適切性の点検・評価及び点検・評価に基づく改善・向上

各学部・研究科の入学者受入れの方針の適切性と、本学の「教育目標(人材育成方針)」や3ポリシーとの整合性については、本学の自己点検・評価活動において、各学部・研究科及び大学全体の視点から定期的な検証を行うとともに、法学部・法学政治学研究科を除く各学部・研究科においては『教育研究方針大綱』に盛り込み各学部・研究科の教授会においても定期的な確認を行っている(資料1-15~21)。加えて、大学運営会議においても必要に応じて審議している。また、この検証結果を踏まえながら、入学試験の制度についても改革を検討している。

このように、本学の入学者受入れの方針は概ね適切に策定され公表されているが、2021年度の自己点検・評価活動の一環として、学長から法学部に対して、入学者受入れの方針について、法律学科・政治学科の両学科共通のものとして定めているが、学科別のものを定める必要性がないか改めて検討すべき旨の指摘があった(資料2-32)。本件については、2022年度法学部FD委員会で、入学者受入れの方針と学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針との一貫性を改めて

検証し、学科別に学生の受入れ方針を定めるべきかについて慎重に検討を行った。その結果、両学科の違いは社会の課題にどの方面から向き合うかによるものであり、学びの適性について顕著な違いを見出すことは必ずしも適切ではなく、また実際に多くの科目は所属学科に限らず履修可能であることから、現時点で学科別に入学者受入れの方針を設定することについては見送ることとした(資料 5-55)。

さらに、学長から、理工学研究科と文学研究科に対して、博士前期課程と博士後期課程で入学者受入れの方針を共通項目としているものが多いことから、学位課程の種類ごとに定め、各課程で受験生に求める事項をより明確に示すよう指摘があった。これを受けて、2022 年度の課題としてそれぞれの研究科教授会で入学者受入れの方針の検証に着手し、改定版の方針を定め、速やかに公表した(資料 2-19【ウェブ】、2-32)。

学生の受入れに係る活動についての定期的な点検・評価及び点検・評価に基づく改善・向上

学生募集及び入学者選抜に関する検証については、各学部・研究科の関連委員会において入学試験の設問内容や入学試験の方法、募集人数等が適切であったかの検証がされた後に、毎年度末の教授会で各学科別の入学試験の結果について検証しており、それを受けて、指定校推薦の対象校選定、入学試験の実施、募集定員の見直し等を検討している。また、大学入学試験全般については、全学入試委員会において、毎年度の各学部の入学試験方式ごとの受入れ人数、出題科目、試験実施時間等の確認・見直し、新たな入学試験制度、学外会場の設置等について点検・評価している(資料 5-56)。加えて、本学の内部質保証システムの一環として行われる自己点検・評価においても、大学基準に沿った点検・評価を各学部・研究科、アドミッションセンターがそれぞれ行っている(資料 2-4【ウェブ】)。

また、第 2 章で前述したとおり、本学の 3 ポリシーに照らした取り組みについての外部評価を行っており、その報告書は内部質保証委員会で検討した上で、関係する部門(学部、研究科、アドミッションセンター)等に報告し、IR 指標の作成及び活用を強化していくことを確認した(資料 2-12～14)。

また、2021 年度大学自己点検・評価委員会から自己点検・評価の結果として、「今後は IR 指標の活用を強化することで、今まで以上に入学者受入れ方針の適切性についてより充実した点検・評価がなされることが望ましい」という指摘があり、全学入試委員会が各学部に IR 指標の評価・検証を依頼した(資料 5-57、58)。

これを受けて、各学部は全学の「アセスメントプラン」に従って、入学者に対する入学時の「アセスメントテスト」や「学生調査」を実施し、その結果を踏まえて次年度以降の入学者選抜や新入生の指導への活用を図ることとした。「アセスメントプラン」に基づき実施された「学生調査」では、2020 年度・2021 年度ともに、学部における入学者受入れの方針の認知度は、経済学部、法学部、理工学部で 75%以上と良好であり、公表内容が広く浸透しているといえる(資料 5-59)。

上述の点検・評価の結果を踏まえ、学生の受入れに関わる改善・向上が行われた事例について以下に述べる。

第一に、前述のとおり、学生募集と入学者選抜の適切性については、各学部が「アセスメントプラン」に基づき、入学試験方式別の入学後の成績等と合わせて、教授会と入試委員会で定期的に検証している。文学部では、「アセスメントプラン」に基づく各種入学試験に係る IR 指標を用いて入学者の学修状況を検証した結果、英語英米文学科の定員の見直しを行った(資料 5-60)。

第二に、高大連携強化策の一環として、成蹊高等学校と協議を重ねた結果、成蹊高等学校の生徒に受講を認める本学1年次配当の一般教養科目の数を2019年度から大幅に拡充しており、その結果として多数の成蹊高等学校生徒が本学の授業を受講している(資料5-61)。また、2019年に聖学院中学校・高等学校、2020年に都立松原高等学校、2021年に茗溪学園高等学校、2022年に北海高等学校との高大連携協定を締結したことで合計17校との高大連携協定を締結しており、今後も引き続き、高大連携改革を推進する予定である(資料5-62)。

第三に、3教科型一般選抜の選択科目において、科目間の難易度の差による有利・不利を是正する方策を2019年度の全学入試委員会で検討した結果、2020年度入学試験から選択科目の得点を「中央値補正法」で得点調整する方法を全学的に採用するに至った(資料5-63)。

また、2025年度から施行される新学習指導要領に対応した入学試験改革についても2021年度から検討を始めており、同年度には、外部講師を招き、新教育課程入学試験の仕組みに関する研修会を学内の教職員向けに開催した(資料5-64)。また、2022年度には、「入試体制検討プロジェクト」を設置し、新教育課程入学試験に向けた具体的な検討に入るなど、大学として適切に対応ができるよう準備を進めている(資料5-65)。

なお、研究科の学生募集及び入学者選抜については、定期的実施している自己点検・評価活動において点検・評価するとともに、必要に応じて各研究科教授会において検証を行っている(資料2-4【ウェブ】)。

また、学生の受入れに関する広報活動の点検・評価については、本学Webサイトの作成等を委託している業者と法人部門の組織である企画室広報グループが主体となって、大学Webサイトや、「S-NET」のアクセス状況を分析しており、課題を解決するための新たなコンテンツの追加等必要な対策を採ることで、改善・向上を確実に実施している。具体的には、2020年度のアクセス解析に基づく懇談の結果、Webサイト内での滞在時間を長くするために、Webサイト内を回遊させるためのページを増やす必要があるとの判断のもと、2022年4月に「成蹊まるわかりガイド」を公開した。この結果、2022年度のアクセス解析においては、Webサイトの平均滞在時間が増加した(資料5-66、67【ウェブ】)。引き続き、2022年度は各学部と相談しながら、各学部の学びを紹介するページの作成を進めている。

(2) 長所・特色

学部横断的な学生の受入れ

入学試験については、原則、各学部が入学者受入れの方針に基づき実施しているが、高大連携や以下に述べる全学的な特別プログラムの選抜に関しては、全学的な学生の受入れ体制を整備している。本学では、全学的な多面的・総合的な入学者選抜を実施するために、成蹊大学アドミッション・オフィスを設け、これに対応している(資料5-25)。

2020年度から文系4学部6学科(経済学部現代経済学科、経営学部総合経営学科、法学部法律学科・政治学科、文学部英語英米文学科・国際文化学科)で実施している学部横断的なグローバル教育プログラムの入学試験(G方式)では、学力試験のほかに、『活動報告書』の審査により学力の3要素を多面的・総合的に評価しており、この『活動報告書』の審査を学部横断的に行っている(資料5-1【ウェブ】、30【ウェブ】)。

また、海外にいながらにして受験可能な現地選抜型外国人特別入試の一次審査として行っている日本大学連合学力試験(JPUE)の面接試験では、全学部が合同で志願者のオンライン面接

試験を実施しているほか、二次審査では各学部がオンラインにて面接を行っている(資料 5-11【ウェブ】)。

なお、まだ制度が開始されて間もないものの、これらの多面的・総合的入学者選抜によって入学した学生については、他の入学試験方法で入学した学生と比して、入学時の英語プレースメントテストのスコアが高いことや、入学後の GPA が相対的に高いという具体的な成果が表れているほか、G 方式については、「アセスメントテスト」においても、「学びへの意欲」という部分において秀でていたというデータがあるなど、既に具体的な成果を確認できる状態となっており、今後も発展が期待できる本学の大きな特色である(資料 5-12)。

(3) 問題点

定員管理の問題

学部の入学試験では入学者数の管理が適正に行われてきたが、点検・評価項目③で述べたとおり、2022 年度入学試験において理工学部が定員 420 名に対して 522 名の入学生を受け入れる結果となった(資料 5-45【ウェブ】)。ただちに定員超過の原因を究明して、対策を講じており、今後は対策に基づき適正な管理を行う必要がある(資料 5-56)。

他方、大学院の収容定員に対する在籍学生数比率については、研究科ごとにその改善に向けて取り組んでいるものの、充足率が低い状態が続いており、引き続き改善に向けた取り組みを行う(資料 2-7【ウェブ】、5-45【ウェブ】)。

(4) 全体のまとめ

各学部・研究科の入学者受入れの方針は、学位課程の種類ごとに適切に策定され、求める学生像を明示しており、大学 Web サイト等で公表している。また、その適切性については、自己点検・評価活動において、定期的な検証を行うとともに、法学部・法学政治学研究科を除く各学部・研究科においては、『教育研究方針大綱』に盛り込み各学部・研究科の教授会においても定期的な確認を行っている。加えて、大学運営会議においても必要に応じて審議している。

入学者受入れの方針に基づき、多様な入学試験制度を整備した上で、全学入試委員会のもとで公正・公平な入学者選抜を適切に実施している。2021 年度入学試験より、新型コロナウイルス感染症対策として、受験生が安心して受験に臨めるような措置を最大限講じ、また大学 Web サイトにて広く周知を行った。特にオンライン審査については、公平な受験機会の確保について十分に配慮して実施した。入学試験の結果については、一般選抜入試では、希望者に成績を開示しているほか、各科目の合格者最低点、科目別平均点を公開するなどして公正さを確保している。

学部の入学試験では入学者数の管理が概ね適正に行われてきたが、大学院の定員未充足については引き続き対策の効果の検証を続ける。

また、学部と研究科の入学者受入れの適切性については、外部評価の指摘を踏まえ、内部質保証システムにおける自己点検・評価活動に加え、大学運営会議と各学部・研究科の教授会で定期的に点検・評価を続ける。特に、2025 年度から実施される新教育課程に対応した入学試験と大学院の定員管理については、喫緊の課題である。また、検討にあたっては、「アセスメントプラン」に示す入学者受入れの方針の各検証方法も活用し、客観的データをもとに検証・点検を行い、必要な改善を図る。

以上のことから大学基準を満たしていると考えている。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

【評価の視点】

- 大学として求める教員像の設定
 - ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等
- 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針(分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

本学はその理念・目的に基づく教育目標に沿った教育を行い、大学として社会の要請に応え、その公共的役割を果たすために、教員が使命感と主体性をもって教育研究に携わることを期待し、それにふさわしい教員を採用するべく、大学全体としての「成蹊大学の求める教員像と教員組織の編制方針」を以下のように定め、大学 Web サイトに明示している(資料 6-1【ウェブ】)。

(成蹊大学の求める教員像)

1. 本学の理念、教育目的・目標及び各学部・研究科の諸目標を十分に理解していること。
2. 学生に対し、愛情と熱意を持って指導する教育力を備えていること。
3. 国際的に通用する高度な研究力を有していること。

(教員組織の編制方針と整備)

1. 大学及び各学部・研究科の教育目標を実現するための十分かつ適切な教員を配置・組織する。
2. 大学及び各学部・研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき適切な教育プログラムを遂行するため、教員の専門性、配置等について大学運営会議で基本方針を策定し、それに基づき、各学部・研究科で随時点検を行う。

また、上述の事項に加えて、「募集・採用・昇格方針」及び「教員の資質向上方針」も「成蹊大学の求める教員像と教員組織の編制方針」に掲載することで、採用後の教員の処遇に関する適切性・透明性も確保している。

各学部・研究科においては、上述の「成蹊大学の求める教員像と教員組織の編制方針」を踏まえて、例えば経営学部においては、『教育研究方針大綱』の「5 教員組織編制方針」に以下のとおり明示している(資料 1-18)。

- (1) 大学設置基準第13条に規定する必要教員数を余裕をもって確保することができる人数・構成になるように教員組織を編制する。
- (2) 基本的には学科目制に基づく教員編制とするが、科目運営に属人性が生じることがないよう、類似分野の複数の科目を複数の担当教員のローテーションによって運営することが可能となるように教員組織を編制する。

- (3) 「演習科目」及び「専門基幹科目」は、原則として専任教員による担当が可能となるように教員組織を編制する。
- (4) 「専門応用発展科目」「学際科目」「高度学際科目」「広域基礎科目」に関しても、なるべく専任教員で担当することができるように教員組織を編制する。
- (5) 大学設置基準第7条の規定に基づいて、教員の年齢構成に十分に配慮し、年齢構成に著しい偏りを生じないように教員組織を編制する。
- (6) やむを得ず非常勤講師が科目を担当する場合でも、当該授業分野に関する十分な資質及び能力(研究業績等)を有する者を担当者とする。
- (7) 課題発見・解決能力の向上のために必要と認められる場合には、社会人実務家の非常勤講師又は授業補助者(ゲストスピーカー)を採用することができる。

なお、本学部が開講するすべての科目の担当者は、当該担当授業に関して本学部の「理念・目的」、「教育目標」及び「学士の学位授与の方針」を達成するように自覚と責任を持って授業運営を行い得るような人物をもって充てるものとする。

これらの各学部・研究科における教員組織の編制方針については、各学部・研究科においては『教育研究方針大綱』に、教育目標や3ポリシー等と併せて明示されている。また、この『教育研究方針大綱』については、定期的に教授会に諮られており、「成蹊大学の求める教員像と教員組織の編制方針」との関連性を検証している(資料1-15~21)。なお、前述のとおり、法学部及び法政治学研究科については、『教育研究方針大綱』の策定に向けて検討を進めている段階であるが、当該学部・研究科における教員組織の編制方針については別途定めている(根拠資料6-2)。

また、2021年4月21日の大学運営会議において、『第2次中期計画』等を踏まえた「2021年度成蹊大学教員採用に関する学長指針」についての懇談がなされ、「教員組織のダイバーシティを高める(多様なバックグラウンドを有する教員の確保)」「アクティブラーニング推進に資するような教員を採用する(活力ある教員の確保)」「『学部別採用計画に関する学長所見』に記載された事項」等が今後の検討課題として挙げられた。加えて、「成蹊大学の求める教員像と教員組織の編制方針」についても定期的に点検・評価することを改めて確認した(資料6-3)。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

【評価の視点】

- 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
- 適切な教員組織編制のための措置
 - ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
 - ・各学位課程の目的に即した教員配置
 - ・国際性、男女比
 - ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
 - ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員(教授又は准教授)の適正な配置
 - ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

・教員の授業担当負担への適切な配慮

○教養教育の運営体制

本学は、大学専任教員（特別任用教授、大学客員教員、全学教育講師及び大学常勤講師を含み、学園国際教育センター常勤講師を除く）の人事に関する事項を取り扱う全学的組織として、成蹊大学人事委員会を設置している（資料 6-4）。当委員会は学長、副学長、学部長、研究科長、学長室長から構成され、「成蹊大学専任教員採用に関する規則」に基づいて、専任教員の中期採用計画を策定することを主な任務としており、大学の教員組織の編制方針に基づいた適切な教員組織の編制を担う役割を果たしている。また、当委員会は、「成蹊大学専任教員採用に関する規則」第 2 条第 3 項に基づき、前述の中期採用計画策定時においては、学園長の出席と外部有識者に意見を求めており、外部からの有益な意見を積極的に採り入れている。例えば、経済学部・経営学部の新設及び理工学部の改組が控えていた 2019 年 3 月に実施された 2018 年度の同委員会においては、経済学部について、学長から歴史分野の教員の重複配置を求める学部の意向に対してその必要性が乏しいとの見解が示されていたが、外部有識者複数名から、「改組による新しい学部であるため、重複配置となったとしても採用を行い万全の体制で新入生を迎えるべきであり、それが新入生に対する責任である」との意見があり、懇談の結果、採用を行う方向で承認されている。また、理工学部の採用計画について、学長から前倒し採用について説明があった場面においては、3 学科から 1 学科への改組を伴う年度でもあったことから、「これまでの各学部は多学科（文学部なら日本文学科、現代社会学科など複数学科制）だが、現在の多くの大学では 1 学部 1 学科多専攻（あるいはコース）制にして、時代の趨勢に適応して改組・拡張・廃止するように考えている。そういう観点からみて、今回の理工学部の改組案は素晴らしい」といった具体的な意見も挙げられ、人件費の圧迫が懸念される場面においても肯定的な助言を得ている（資料 6-5～6）。

教員の配置については、大学及び各学部・研究科の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に基づいて、教員の専門性を考慮して主要授業科目へ配置されるよう、各学部・研究科において教員配置の適切性について随時点検を行っている。加えて、毎年度 4 月には、大学運営会議において『教員組織表』が示され確認を行っている。さらに『教員組織表』については、内容に変更があるたびに大学運営会議に諮られることとなっている（資料 6-7）。

専任教員数は、2022 年 5 月 1 日現在 232 名であり、全ての学部・学科においても大学設置基準で求められる教員数を満たしている。ST 比の全学平均は 32.8 となっており、本学は学生数に対して適切に教員を配置している（大学基礎データ表 1）。

大学全体の専任教員についての年齢別教員数の比率は、29 歳以下が 2.6%、30-39 歳が 17.7%、40-49 歳が 31.0%、50-59 歳が 31.0%、60-69 歳が 17.7%、70 歳以上が 0.0%となっていて、年齢構成はバランスが取れている。教員における男女の割合は、男性 162 人に対し女性 70 人で、比率にすると男性 69.8%に対し女性 30.1%である（大学基礎データ表 5）。

なお、今後は、点検・評価項目①で述べた「2021 年度成蹊大学教員採用に関する学長指針」において挙げられた検討課題と併せて、学部ごとに職位別・男女別・年齢別等の教員数を確認した上で、必要に応じて中期採用計画の中で適正化を図ることを予定している（資料 6-3）。

研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置に関しては、研究科ごとに担当者の選任基準を定めており、その選任基準に基づいて十分な研究業績を有し、博士前期課程及び博士後期課程の指導条件を満たした教員を選任し、配置することで達成している（資料 6-8～12）。

教員の授業担当負担への適切な配慮に関しては、「大学専任教員の授業担当時間数に関する規則」において、文系学部教員は大学院を含めて5コマ以上の授業を担当すること、理工学部所属する教員は、「卒業研究及び輪講」の担当予定者については、卒業研究及び輪講のほか、実験実習関係の科目及びこれら以外の授業科目(大学院を含む)を3コマ以上、「卒業研究」を担当しない者は文系学部教員に準ずることが定められている(資料6-13)。なお、役職者や新任教員は負担軽減のため授業担当コマ数を減ずることを認めている(資料6-14)。

また、本学は、全学共通の教養科目である「成蹊教養カリキュラム」において教養教育を行っているが、当該カリキュラムを担当する専任教員には、科目分野ごとのとりまとめを行う者として、専任教員、全学教育講師、大学常勤講師、国際教育センター常勤講師等を配置している。さらに、「成蹊教養カリキュラム」の編成や授業計画の作成、授業を担当する専任教員及び非常勤講師の採用活動の一部と監督を、全学的な組織である全学教育運営委員会及びその下部組織である全学教育専門委員会とそれぞれの科目部会が行っており、各学部の教育課程だけでなく全学的な教育プログラムについても、教員編制の適切性を適宜点検できる仕組みとしている(資料4-67~68)。

非常勤講師の授業担当コマ数については、「大学教育における非常勤講師の授業担当コマ数の制約等に関する申合せ」第3条において「各学部において、当該学部で開講する授業科目(全学教育科目を除く。以下「学部固有科目」という。)の開講コマ数のうち、非常勤講師が担当するものがその半数を超えてはならない。」と定めているが、本条項の遵守状況については、大学運営会議にて適切性を確認している(資料6-15~16)。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

【評価の視点】

- 教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
- 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

専任教員の人事に関する事項を取り扱う全学的な委員会である成蹊大学人事委員会の任務については「成蹊大学人事委員会規則」第2条に明記されており、その一つとして、専任教員の採用計画を審議することが挙げられている。また、「成蹊大学専任教員採用に関する規則」第2条においては、中期採用計画を定めることを明記しており、併せてその全学的な手続について以下のとおり行うこととしている(資料6-4~5)。

1. 学長は学部、研究科及び学長直属(以下これらを総称して「学部等」という。)に学部等の3年間又は5年間の専任教員の採用計画を策定するよう依頼する。
2. 提出された中期採用計画を学長は成蹊大学人事委員会の議を経て決定する。その審議に際し、学長は学園長及び外部有識者の意見を求める。
3. 学長は、同委員会の議を経て決定した中期採用計画を理事長に上申し、理事会の承認を得る。

また、同規則第3条以降には、上述の中期採用計画に基づいて、具体的に学部等が行う採用活動の手続について以下の流れで行うことを定めている。

-
1. 学部等の長は学長に対して、承認された中期採用計画に助教及び特別任用教授等の充当予定を加えた当該年度の充当予定表を提出する。
 2. 学長は、提出された充当予定表を「成蹊大学人事委員会」の議を経て決定し、その充当予定表を理事長に上申して、承認を得る。
 3. 学部等は、理事長が承認した充当予定表に基づき、専任教員を募集し、候補者の業績等の資格審査を行って、候補者1名を審査教授会で決定する。
 4. 学部等の長は、候補者の決定後、速やかに同候補者の履歴書、業績書、教育研究の抱負、推薦状、資格審査報告書、募集要項及び選考報告書を添えて、学長に上申をする。
 5. 学長は、審査の可否を「成蹊大学人事委員会」の議を経て決定し、審査可となった場合、学長が書類及び面談によって審査を行い、その結果に基づいて理事長への上申の可否を決定する。
 6. 理事長は、採用上申の受領後速やかに、採用の可否を学長に通知する。学長は、採用を決定した専任教員の一覧を、当該年度末に理事会に報告する。
-

上述の学部等が行う専任教員の募集、採用、昇任については、職位(教授、准教授、助教等)ごとにその基準が明確に定められており、各学部が規定している「教員選考規則」「専任教員の採用及び昇任基準」「専任教員の採用及び昇任基準に関する申し合わせ」等に明記されている。例えば「新経済学部専任教員の採用及び昇任基準」第2条及び第3条において、教授及び准教授となる者の資格についてそれぞれ以下のとおり定めている(資料6-17～29)。

第2条 教授の資格は、原則として、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 学士の学位を取得後、14年以上の研究教育の経験年数を有すること。
 - (2) 大学等(日本の学校教育法上の大学院、大学、短期大学のほか、学士以上の学位取得が可能な大学校を含む。以下同じ。)で現に教授の職にあること、又は6年以上の准教授(助教を含む。)の経験年数を有すること。
- 2 学士の学位を取得後、14年以上を経過した者で、かつ、審査教授会が前項各号の要件と同等以上に相当すると認めた場合には、これを前項の要件に代えることができる。

第3条 准教授の資格は、原則として、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 学士の学位を取得後、8年以上の研究教育の経験年数を有すること。
 - (2) 大学等で現に准教授の職にあること、又は3年以上の専任講師の経験年数を有すること。
- 2 学士の学位を取得後、8年以上を経過した者で、かつ、審査教授会が前項各号の要件と同等以上に相当すると認めた場合には、これを前項の要件に代えることができる。
-

各学部の募集・採用・昇任は、これらの規則に基づき、上述の採用プロセス及び昇任の資格審査によって、学部人事委員会及び学部審査教授会において審議し、学長に上申され、その後、大学全体の成蹊大学人事委員会及び学長、理事長によって採否が判断されることとなる。このように、本学の教員の募集、採用、昇任等については、学部内及び全学的なプロセスと判断がそれぞれの段階で加わること、さらに計画の策定段階においては学園長及び外部有識者の意見を得ることで、

より客観的な意見も採り入れた適切な教員の採用活動を行うことを可能としている。

なお、募集の段階においては、採用活動の透明性を担保するために、専任教員については原則として公募制とし、教員の採用に関する情報がある場合には、大学 Web サイトの「教員採用情報」ページに詳細な募集要項を掲載することとしており、適宜更新の上、最新の情報が公表されるよう管理している(6-30【ウェブ】)。

また、2021 年度からは、専任教員の採用手続において、学長への上申に必要な書類として従来の候補者の履歴書、業績書、『教育研究の抱負』及び『資格審査報告書』に、新たに『推薦状』を追加し、従来以上に公正性及び適正性を担保することとしている。加えて、点検・評価項目①で記載したとおり、2021 年の大学運営会議にて、『第 2 次中期計画』等を踏まえた「2022 年度成蹊大学教員採用に関する学長指針」について懇談し、加えて「成蹊大学の求める教員像と教員組織の編制方針」についても定期的に点検・評価することを改めて確認した(資料 6-3)。

なお、2016 年度に受審した大学基準協会による第 2 期大学評価において、「理工学部、法学部及び学長直属教員においては、採用・昇格の基準を明文化していないので、改善が望まれる。」との指摘を受けたが、その後、理工学部、法学部及び学長直属教員については、「理工学部専任教員の採用及び昇任に関する基準」「法学部専任教員の採用及び昇任に関する規則」「成蹊大学学長直属教員の採用及び昇任に関する内規」をそれぞれ制定し、規則に沿った運用がなされ改善に至っている。なお、本件については、既に同協会に『改善報告書』を提出しており、2021 年 3 月に改善がなされた旨の評価を受けている(資料 2-7【ウェブ】、6-25、27、29)。

④ ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

【評価の視点】

- ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施
- 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学は、ファカルティ・ディベロップメント(以下、「FD」という。)について「成蹊大学における FD 基本方針」を定めており、その中で FD について「本学における FD とは、成蹊学園創立者中村春二が目指した教育理念である『自発的精神の涵養と個性の発見伸長を目指す真の人間教育』を踏まえ、「教育目標(人材育成方針)」を実現すべく、教職員が教育活動の内容・方法を改善し、向上させるため組織的に取り組む活動のことである。」と定義づけている。また、「2021～2022 年度成蹊大学 FD 活動方針」を定め、「FD 活動の重点的施策」として 3 項目(①授業内容や授業方法の改善、②ICT を活用した授業の質向上、③アクティブラーニングによる少人数制授業(ゼミナール等)の拡充)を、「FD 活動における継続的な課題」として 2 項目(①グループ学習の促進、②学習成果のフィードバック)をそれぞれ設定している(資料 4-26【ウェブ】)。

組織的には、本学において行われる教育活動の内容・方法を改善し、向上させるための取り組みに関し、全学的視野からの推進及び統括を目的として、学長を委員長とする全学的組織として成蹊大学全学 FD 委員会(以下、「全学 FD 委員会」という。)を設置しており、各学部・研究科等においても個別の FD 委員会(以下、「学部 FD 委員会」という。)が設けられている(資料 4-60、6-31～39)。全学 FD 委員会の事務所管は、2021 年度より学長室総合企画課から高教センターへと

移管されており、これに合わせて高教センター運営会議、大学・センター懇談会、学部 FD 委員会等の関連会議体を含めた各組織の役割の明示化が図られた(資料 6-40【ウェブ】)。これにより、高教センターでの FD 情報の一元的な管理が実現し、さらに、各関連組織の相互連携・協働により、教員の資質向上及び教員組織の改善に向けた取り組みについて、大学として PDCA サイクルに基づいた一体的な運用を実現している。

具体的な FD 活動については、例えば、高教センター主催の活動としては、教育活動の継続的な改善を推進・支援するため、学部 FD とは別に学部横断型の FD として、「授業研究会」を 2016 年度より開始し、毎年度各学部 1 回ずつの開催を原則としている(資料 4-26【ウェブ】、6-41、42【ウェブ】)。本活動は授業参観と研究会の 2 部構成となっており、実際に行っている授業について非常勤講師を含む大学全教員を対象に公開し、長所や改善点を指摘してもらうことで、教育の質を高めていこうとするもので、より効果的に行うために『授業研究会ガイドライン』が定められ、これに則って行われている(資料 6-43)。そのほかにも、学外公開を前提とした FD セミナーとして、『フィールドワーク型／プロジェクト型授業』実践記録』や、大学教職員を対象とした FD 研修会として「ICT を活用した授業手法のご紹介」等の FD 活動・報告会を実施した(資料 4-26【ウェブ】、6-44【ウェブ】)。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続する状況下において、学外公開の研修会等、例年開催を行っている一部の研修会については、その開催方法等を変更しているものもあるが、今後の感染状況によっては、従前の体制に戻していく考えである。

また、2022 年 6 月 15 日付で全学 FD 委員会の委員長である学長より『FD 活動の拡充・強化について(依頼)』が示され、今後、上述の従来の FD 活動に加えて、(1)学部を主体とした「教育の質の向上」につながる取り組み、(2)研究科を主体とした「教育の質の向上」につながる取り組み、(3)学部・研究科を主体とした「地域貢献」または「研究の推進」につながる取り組みの 3 つの分野についての FD 活動を全学的単位にて毎年度実施することとした(資料 6-45)。これに伴い、2022 年度において、(1)については「著作権まるわかり！遠隔授業編」や「Teaching から Learning への視線の転換～授業アンケートを(一旦)止めた大阪府立大学の取り組み～」等の研修会を全学的に開催し、(2)については「MOOC まるわかり！～事例から見る研究科活用編～」と題した FD 研修会を全研究科向けに開催した。(3)については、原則として「プロジェクト型授業奨励金」を受けている教員が、奨励金の給付対象期間終了後に、自身が奨励金を受けて取り組んだ地域貢献活動や事例について、他の教員に向けて報告を兼ねた研修会を行うこととしており、2021 年度には経済学部の教員が ESD(Education for Sustainable Development: 持続可能な開発のための教育)の推進をテーマに研修会を実施した(資料 4-26【ウェブ】、6-46)。

なお、上述のとおり実施される FD 研修会について、オンラインで実施をしているものについては、授業や研究、業務等の都合上、リアルタイムで参加をすることが困難である教職員が多くいることから、学園教職員が誰でも利用できるクラウド上に、一定期間その動画をアップロードし公開することとしており、それにより、事後的に内容を確認でき、さらには当日の参加者も復習等が可能な仕組みとなっている。

その他、本学の FD 活動の活性化とより一層の教育の質の向上を目的に、優れた授業を行っている者または授業改善の取り組みが顕著である者を顕彰する「成蹊大学教育活動顕彰制度(ティーチングアワード)」を 2015 年度に創設した。受賞者氏名及び受賞者の研究内容を学内外に広く公表することで、教育上の業績としても活用しており、2021 年度については、8 名(経済学部 1 名、経営学部 3 名、理工学部 3 名、法学部 1 名)が受賞している(資料 6-47、48【ウェブ】)。

学生に係るFDの一環として、授業評価アンケートを全学部の全科目(ゼミを含む)及び大学院の全科目を対象に実施し、その結果を基に授業担当教員は授業改善に向けた取り組みを重ねている(資料4-21)。また、詳しくは第8章で述べるが、専用の研修を受けた学生が、教員との授業打ち合わせや授業の場での支援を通じて、授業改善の点からFDを促すQLA制度が2018年度より運用されている。(資料4-26【ウェブ】、6-49【ウェブ】)。

教員の業績評価について、本学では、教員業績情報システム「Ufinity」を使用しており、当該年度の始めに年度目標を本システムに入力し、次年度の始めに教員自らが当該年度の活動を振り返り、自己点検・評価を行い、さらに次年度はそれを踏まえた目標設定を行うこととしており、教育の質保証・改善に係る恒常的・継続的なプロセスとして運用されている。なお、入力項目については、「教育活動」「研究活動」「大学運営」「社会貢献」「エフォートポイント」等が設定されており、多面的な評価が可能な仕組みとなっている。その他『第2次中期計画』の「重要施策」との関係性等も入力することになっており、入力依頼時の文書には「第2次中期計画(2019年度～2022年度)に基づく重要施策項目」を参考として付すことで、大学運営、大学が求める方向性等についての理解を促している(資料6-50)。また、各教員が行った目標設定、自己点検・評価については、学部長・研究科長へその結果を共有し、所見として『教員の自己点検・評価の実施に係る、学部長(研究科長)の振り返りシート』を提出することになっており、必要に応じて各教員への助言等が行われる。さらに、学部長・研究科長から提出された振り返りシートは学長に共有され、学長からも同様に振り返りシートが提出され、これを大学運営会議で確認し、全学的に情報を共有する仕組みとしている(資料6-51)。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性について、各学部・研究科の内部質保証推進チームを中心に定期的に行う自己点検・評価のなかで、その検証が行われているが、それ以外にも、採用にあたっては成蹊大学人事委員会による検証がなされ、その中期採用計画の策定段階においては、前述のとおり、学園長及び外部有識者がこれに加わることで、より客観的な視点からの評価を得て、その適切性を担保することができる仕組みとしている(資料6-4)。さらに2021年度に、採用時の学長への上申資料に『推薦書』を加えるなど、大学としてPDCAを回していく中で、必要に応じた改善を適切に行っている(資料6-52)。

また、教員組織の編制については、点検・評価項目①で述べたとおり、2021年4月21日の大学運営会議における、『第2次中期計画』等を踏まえた「2021年度成蹊大学教員採用に関する学長指針」についての懇談において、「教員組織のダイバーシティを高める(多様なバックグラウンドを有する教員の確保)」「アクティブラーニング推進に資するような教員を採用する(活力ある教員の確保)」「『学部別採用計画に関する学長所見』に記載された事項」等という新たな検討課題も見出されており、これらを考慮して作成した2023年度から2027年度までの中期採用計画について、2022年2月に学園長と外部有識者も参加する形で審議がなされている(資料6-3、53)。

また、専任教員の自己点検・評価については、点検・評価項目④で述べたとおり、年度始めに前年度の活動等について、教員各人が自己点検・評価を行い当該年度の目標設定を行うが、各教員が自己点検・評価をした結果を基に各学部長、学長が振り返りを行い、大学運営会議にて懇談することで大学全体及び各学部・研究科の状況について点検・評価している。(資料 6-51)。

FD 活動についても、事務所管の変更に伴う体制の再整備や、FD についての Web サイトの作成、さらには全学 FD 委員会委員長である学長より『FD 活動の拡充・強化について(依頼)』が示されたことによる更なる FD 研修会の活性化等、従来十分ではなかった部分についても積極的な改善が進められている(資料 6-54【ウェブ】)。

なお、2016 年度に受審した大学基準協会による第 2 期大学評価において受けた指摘については、2017 年度に内部質保証に関する全学的な組織である内部質保証委員会において情報共有がなされ、本委員会を中心に各部門における改善スケジュールの策定を行うと同時に、その進捗状況の確認を行い、理工学部、法学部及び学長直属教員については、「理工学部専任教員の採用及び昇任に関する基準」「法学部専任教員の採用及び昇任に関する規則」「成蹊大学学長直属教員の採用及び昇任に関する内規」がそれぞれ制定されており、本学の内部質保証システムにおいて適切な改善に至っている(資料 2-7【ウェブ】、6-25、27、29)。

(2)長所・特色

本学は大学専任教員の人事に関する事項を取り扱う全学的組織として、成蹊大学人事委員会を設置し、専任教員の中期採用計画を策定しているが、本学の特色として、当委員会において中期採用計画を策定する際には学園長と外部有識者の参加を求めるとしており、これにより、外部からの有益な意見を採り入れると同時に、その適切性について、より客観的に透明性を示すことができる仕組みとなっている(資料 6-4)。実際に、経済学部・経営学部の新設及び理工学部の改組が控えていた 2019 年 3 月に実施された成蹊大学人事委員会においては、経済学部について、学長から、歴史分野の教員の重複配置を求める学部の意向に対してその必要性が乏しいとの見解が示されていたが、外部有識者複数名から、「改組による新しい学部であるため、重複配置となったとしても採用を行い万全の体制で新生を迎えるべきであり、それが新生に対する責任である」との意見があり、懇談の結果、採用を行う方向で承認されている。また、理工学部の採用計画について、学長から前倒し採用について説明があった場面においては、3 学科から 1 学科への改組を伴う年度でもあったことから、「これまでの各学部は多学科(文学部なら日本文学科、現代社会学科など複数学科制)だが、現在の多くの大学では 1 学部 1 学科多専攻(あるいはコース)制にして、時代の趨勢に適応して改組・拡張・廃止するように考えている。そういう観点からみて、今回の理工学部の改組案は素晴らしい」といった具体的な意見も挙げられ、人件費の圧迫が懸念される場面においても肯定的な助言を得ている。(資料 6-6)。

また、本学における教員の業績評価においては、まずは各教員が自身の前年度の活動について、「教育活動」「研究活動」「大学運営」「社会貢献」の面から多面的な自己点検・評価を行い、当該年度の目標を設定し、その自己点検・評価の結果については、客観的な視点から所属する学部・研究科長、さらには学長が振り返りを行い、かつ、振り返りの内容について全学的に情報を共有している(資料 6-51)。

このように本学では、教育研究機関として重要である「教員組織の編制」及び「教員の資質向上に関する取り組み」について、客観的な視点からの評価を積極的に採り入れることに重きをおいた

仕組みを構築しており、より有効性の高い、かつ透明性の高い教員組織の運営を可能としている。

また、FD 活動においては、全学的視野からの FD の推進及び統括を目的とした全学 FD 委員会が設置されており、その運営体制についても再整備したことにより、学部を跨ぐ「授業研究会」の実施のほか、著作権法改正のタイミングに合わせた FD 研修会「著作権まるわかり！～遠隔授業編～」の実施等、時世に沿って求められるテーマについても全学的な研修が実施されており、大学全体として教員の資質向上等に向けた取り組みを今後より活性化させていく基盤を整えた(資料 6-46)。

(3) 問題点

特になし。

(4) 全体のまとめ

本学は、その理念・目的を達成するためにふさわしい教員を採用するべく、大学全体としての「成蹊大学の求める教員像と教員組織の編制方針」を定め、大学 Web サイトに明示している。そして、当該方針に基づいて各学部・研究科は、それぞれの教員組織の編制方針を定めている。

教員の採用計画については、学長の依頼に基づき各学部・研究科において数年先までの中期採用計画を立て、人事に関する事項を取り扱う全学的組織である成蹊大学人事委員会にて審議し、決定することになる。その際、学園長及び外部有識者からの検証を受けることとなっており、大学全体の数年間にわたる採用計画について、より客観的な視点からの評価を得た上で決定される。

採用・昇任手続については、各学部において職位ごとに基準が明確に定められており、「成蹊大学専任教員採用に関する規則」に基づいて適切に実施されている。また、毎年度 4 月及び教員に異動があった際には、都度、大学運営会議において『教員組織表』が諮られることとなっており、定期的に教員組織全体の適切性についても点検できる仕組みとなっている。

2022 年 5 月 1 日現在、全ての学部・学科において大学設置基準で求められる教員数を満たしている。また教員一人あたりの学生数は全学平均が 32.8 となっており、本学は学生数に対して適切に教員を配置している。

FD 活動に関しては、全学的視野から FD 活動を推進し統括するための全学的な委員会として全学 FD 委員会が設置されている。2021 年度より高教センターが本委員会の事務所管となっており、FD に関する情報が一元管理され、学部 FD 委員会等も含めた役割の明確化と再整備を行った。これによって相互連携・協働が図られ、さらに 2022 年 6 月 15 日付で全学 FD 委員会の委員長から『FD 活動の拡充・強化について(依頼)』が示されたことにより、FD 活動をより活発に恒常的・継続的に行う体制が構築された。

教員の業績評価については、各教員が「Ufinity」にて目標設定と自己点検・評価を行い、その結果について学部長・研究科長、学長による振り返りを行うこととしている。

以上のことから大学基準を満たしていると考えている。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

【評価の視点】

- 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

大学の理念・目的のもと、「学生支援に関する方針」を定め、基本方針を「本学の理念及び目的のもとで、その教育目標実現のため、学生一人ひとりが学修に専念でき、また充実した学生生活を送ることができるよう、修学、生活及び進路支援の体制を整備します。」とし、そのもとに「修学支援」「生活支援」「進路支援」ごとに詳細を明記している(資料 7-1【ウェブ】)。また、障がいのある学生が、障がいのない学生と平等に学修できる機会を確保し、相互に人格と個性を尊重し合いながら学生生活を送ることができるよう、「障がい学生支援に関する基本方針」を2019年度に新たに定め、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の促進に関する対応指針」に基づく本学の支援方針を明確化している。これらの方針は、大学 Web サイトで公表している(資料 5-4【ウェブ】)。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

【評価の視点】

- 学生支援体制の適切な整備
- 学生の修学に関する適切な支援の実施
 - ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
 - ・正課外教育
 - ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
 - ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮(通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など)
 - ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
 - ・障がいのある学生に対する修学支援
 - ・成績不振の学生の状況把握と指導
 - ・留年者及び休学者の状況把握と対応
 - ・退学希望者の状況把握と対応
 - ・奨学金その他の経済的支援の整備
 - ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- 学生の生活に関する適切な支援の実施
 - ・学生の相談に応じる体制の整備

- ・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・人間関係構築につながる措置の実施(学生の交流機会の確保等)
- 学生の進路に関する適切な支援の実施
- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供
- 学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施
- その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生支援体制の適切な整備

本学では、学生支援に係る機関として、修学支援については各学部・研究科に加え、教務部、国際教育センター、教職課程センターが主に対応を行い、学生生活の支援については、学生部、学生サポートセンター、ボランティア支援センターを設置している。進路の支援については、キャリア支援センターを設けている。また、学生部及び学生サポートセンター並びにキャリア支援センター等の大学附属機関には、教員の機関長を配置することで、各学部・研究科との連携を円滑にするとともに、委員会を設置して学生支援に係る事業計画や予算の協議等の重要事項を協議している(資料 7-2【ウェブ】)。各機関内での協議のほか、大学運営会議または必要に応じて大学評議会において審議し、関連する学部・研究科及び事務部署間で連携を図りながら対応している。

また、例えば修学支援について、主に各学部・研究科において、指導教授制度や相談担当教員制度、新入生向けの履修相談の実施やオフィスアワーの設定等、幅広く相談できる体制をとっているほか、成績不振者の状況の把握等は、教員間だけではなく教務部等関係する事務部署とも都度連携するなど、各機関の取り組みに加えて、必要に応じて全学的に連携して対応する仕組みができている(資料 4-1【ウェブ】、38【ウェブ】、7-3【ウェブ】)。

学生生活においてサポートを必要とする学生や障がいのある学生の修学支援については、2019年に学生サポートセンターを開設し、『成蹊大学障がい学生等支援実施に関するガイドライン』に基づき取り組んでいる(資料 7-4【ウェブ】、5、6【ウェブ】)。学生サポートセンター内には学生相談室、障がい学生支援室を設けており、学生サポートセンター統括委員会において方針等の重要事項を審議している。また、必要に応じてセンター内、指導教員、大学保健室その他関係部署と連携して適切な配慮を検証した上で、学生サポート運営委員会にて合理的配慮に関する協議・決定をしている(資料 7-2【ウェブ】、4【ウェブ】、7～8)。

このように本学では教員と職員による教職協働体制を基本とし、専門性を有する機関を設置して互いに連携しながら学生支援を実施する体制を整備している。

また、上述の支援体制については、新入生へリーフレットを配付するとともに、履修要項や大学 Web サイトに掲載するなどして、学生自身が必要とする支援について確認できるようにしている(資料 4-1【ウェブ】、7-4【ウェブ】、9～10【ウェブ】)。

学生の修学に関する適切な支援の実施、修学に関する相談体制

本学では、修学に関する相談体制を複数設定することで学生のニーズに対応している。教員への相談窓口は、学部・研究科によって体制は異なるが、指導教授制度や旧経済学部のアカデミック・アドバイザー・ボード(AAB)制度、新経済学部及び経営学部における新入生に対する履修相談の実施等があり、指導教授が履修等の修学についての質問だけでなく、随時学生のご生活・進路等についても相談を受け付けている(資料 4-1【ウェブ】、38【ウェブ】、40【ウェブ】)。また、学生が自由に教員にアクセスできるように、専任教員はオフィスアワーを設けており、加えて、非常勤講師を含めた全教員に対して「CoursePower」の「質問」機能から連絡できるようにしている。その他、教務部でも履修相談を行っているほか、教職課程センターにおいてもオフィスアワーを設けている(資料 7-3【ウェブ】)。これらの相談はオンラインでも行うことが可能であり、学生は自宅から質問や相談をすることができる体制になっている。学生の相談窓口となった教員や部局は、教務部、学生部、学生サポートセンター、大学保健室、キャリア支援センター、国際教育センター等の関連部署と必要に応じて連携を図りながら、当該学生に対する支援の検討、経過フォロー等を行っている。

学生の能力に応じた補習教育、補充教育

補習・補充教育に関しては、全学部の新入生を対象に英語プレースメントテストを課し、原則としてそのスコア順に英語の上級、中級、標準、基礎クラスへ振り分けている。上級クラスのみが学部横断型で、その他は学部ごとのクラスとすることで対象学生の学力に合った教育を行う環境を整えている。また、理工学部では、新入生を対象に行う数学と物理のプレースメントテストにおける成績下位者に対して入門クラスの履修を推奨している(資料 4-1【ウェブ】、38【ウェブ】)。

オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮

2019年度に学内の無線LAN環境の強化・拡充、情報セキュリティ対策の強化等、ICT環境・施設設備の整備を完了したことで、全学的なICT教育の充実に向けた環境が整ったとともに、学生の利便性も向上した。この整備によりコロナ禍でのオンライン授業にも大きな混乱なく移行することができた。2020年度以降、オンライン授業の受講環境が整わない学生に対する機器の貸与を行うとともに、学生が大学構内でオンライン授業を受講する場合に対応するため、空き教室、建物内の共有スペース、学生用ラウンジにWi-Fi環境を整備するとともに、一部教室及び複数の教室棟共用部に合わせて355席分の充電設備を増設した(資料 7-11~12)。

さらに2022年度は、全てのオンライン授業を録画するオンデマンド録画体制を整えて、授業動画の再視聴機会を確保した。

なお、ICT設備の利用については、新入生に対するオリエンテーションを実施するなど利用支援も行っている。コロナ禍では授業以外のガイダンス等でも「Zoom」が活用され、各部門でオンライン説明会やオリエンテーション等が行われたほか、用途に応じてオンデマンド視聴にも対応した(資料 4-38【ウェブ】)。

留学生等の多様な学生に対する修学支援

派遣留学生・受入れ留学生・国際交流等に関するさまざまな支援については、主に国際教育センターを中心に行っている(資料 3-5~6)。

派遣する学生に対しては、各種協定留学、JSAF(Japan Study Abroad Foundation)プログラム、

認定留学の制度を設けるとともに、これらの情報について各種説明会を実施し情報提供を行っている(資料 7-13~14【ウェブ】)。また、留学プログラム補助金や「成蹊大学外国留学奨学金」「成蹊大学英語能力試験受験奨励金」等の奨学金等制度のほか、授業料減免制度を整備し経済的支援を行っている(資料 7-15【ウェブ】)。その他、留学決定前の個別相談や留学中の危機管理支援等についても国際教育センターが積極的に支援している。帰国後の単位認定については、留学前に教務部において必ず留意事項等の説明を受けることとなっており、留学中も必要に応じて指導教員と教務部がメールで相談を受けるなどしている(資料 4-1【ウェブ】、7-14【ウェブ】)。

私費外国人留学生及び受入協定留学生に対しては、修学支援として国際教育センターが「日本語基礎科目」「日本語発展科目」「日本事情科目」を提供している。私費外国人留学生が日本語科目を履修する場合には、各自の母国語に応じて、英語必修科目または初修外国語科目の履修に代えることができる(資料 4-1【ウェブ】)。

生活支援としては、オリエンテーションの実施、学生寮の提供、日本語プログラムの設置、日本人学生との交流会等各種イベントの開催のほか、日本人学生が留学生のパートナーとなり、日本での生活をサポートする制度である「バディシステム」を採用している(資料 7-16~17【ウェブ】)。また、留学生のサポートや国際交流イベントの企画等を積極的に行う学生リーダーとしての「学生アドバイザー」制度を導入し、「学生アドバイザー」主催の国際交流イベントも積極的に行われており、日本人学生にとっても異文化交流の貴重な機会となっている(資料 7-18)。成蹊大学国際交流寮(ドーマー井の頭公園)では、協定留学生を中心とした外国人留学生と日本人学生と一緒に寮生活を送っている(資料 7-19【ウェブ】)。

経済的支援としては、私費外国人留学生に対しては、授業料減免制度を設け、本人からの申請に基づき納付金の減免を行っている(資料 7-20)。

コロナ禍においては、留学を希望しながら留学先国に入国できない、または留学先大学が対面授業を実施せずオンラインのみで提供する場合には「オンライン留学」を認めた。一方、来日できなかった外国人留学生に対しては、オンライン授業を実施したほか、関連する事務部署にて個別に留学生とオンライン面接を行っており、加えて、「学生アドバイザー」がオンライン交流会を実施するなど入国できない海外在住の留学生を手厚くフォローした(資料 7-16【ウェブ】)。なお、2021 年度後期より感染症対策に十分に留意した上で本学学生の海外留学の派遣を再開しており、今後更に拡大する予定である。

障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に関しては、「成蹊大学障がい学生支援に関する基本方針」を定め、従来の学生相談室と、新たに設置した障がい学生支援室を併せた学生サポートセンターを 2019 年 6 月に設置し、学修支援コーディネーターを増員して体制を強化した(資料 5-4【ウェブ】、7-4【ウェブ】、5)。さらに、『成蹊大学障がい学生等支援実施に関するガイドライン』を定め、組織的対応体制を強化した(資料 7-6【ウェブ】)。障がい学生等の修学上の支援・配慮内容に関する事項を審議する学生サポート運営委員会では、学生サポートセンター長や学修支援コーディネーターに加え、学部個別の事情を勘案するために審議対象の学生が所属する学部の学部長(大学院学生の場合は研究科長)が構成員となり、また、事務部署としての意見を反映するために教務部の課長、学生支援事務室部長等も構成員に含まれている(資料 7-8)。配慮を求める学生に対して適切な支援を速やかに決定し実施できるよう、2020 年度は計 6 回、2021 年度は計 7 回、2022 年度は計 7 回

(2022年2月現在)、委員会を開催している(資料7-21)。

学生相談については、必要に応じて大学保健室・健康支援センターの専門職員が同席することで医療的知見からも適切な支援を行えるようにするなど、専門性をもつ部局間連携も強まっている。2021年度発行の『教職員のための障がい学生支援ガイドブック』や、2022年度より運用している『合理的配慮カード』についても、大学保健室・健康支援センターがその作成に携わるなど適切な組織連携を行っている(資料7-22～23)。

また、障がい学生支援室が設置されたことにより、窓口がわかりやすくなり、入学試験時の配慮に関するアドミッションセンターとの連携、内部障がいに関する大学保健室との連携、就職活動に関するキャリア支援センターとの連携機会が増加し、各部局の専門性を生かしつつ連携した支援が行われている。

学生サポートセンター設置前の2011年度から、学生と教職員の協働プロジェクトとして聴覚障がいのある学生のための「ノートテイクプロジェクト」が稼働している。プロジェクトでは支援にあたる学生達の意見や工夫が積極的に採り入れられている(資料7-24)。コロナ禍で2020年度に急遽オンライン授業となった際には、学生達が主体的かつ速やかにオンライン対応のノートテイクを実践し、学長より成蹊大学特別表彰を受賞している(資料7-25【ウェブ】)。

また、2022年度は、手の動きが不自由な学生のために、教科書をPDF化する支援活動をサポート学生が行い、学生サポートセンターが活動の支援を行ったほか、図書館においても、レポートの課題図書のPDF化や、電子書籍での購入などの支援を行った。(資料7-26)。

留年者、休学・退学希望者及び成績不振の学生への対応

学生の出席状況は、教務システムにより関係教職員が随時確認できるようになっており、学修状況は教員が授業履修学生の出欠を確認するだけでなく、学生相談室のカウンセラーや大学保健室の保健師等の求めに応じ教務部が情報を共有するなどしており、見守りや支援・指導に活用されている(資料4-43)。

留年者、休学・退学者に関しては、教務部において毎月在籍者数や学籍異動数を把握し、学籍異動については教授会を通じて承認されるため、所属学部の教員には情報が共有されている。また、休学や退学等学生からの願い出の申請による学籍異動については、学生が申請を行うにあたって教務部職員よりその取扱いやリスク等について説明を受けると同時に、申請書に指導教授等の捺印を受けることとしており、学生が予期していない不利益を生じないよう対応している(資料4-1【ウェブ】)。また、退学者数については、退学・除籍者数、退学率をそれぞれ大学Webサイトで公開している(資料5-45【ウェブ】)。

成績不振学生については、学則第39条の2において履修等に関する指導を受けなければならない旨を規定しており、それに基づき各学部規則で基準を設け、各学部の担当教員が面談等の個別指導を実施している(資料1-3【ウェブ】、6～10【ウェブ】)。学部により実施方法は異なるが、面談対象の学生について学部と学生相談室との連携が行われる場合もあり、個々の学生に合わせたきめ細かな対応に努めている。

奨学金その他の経済的支援の整備

納付金等の費用や経済的支援に関する情報は、大学案内、『学生生活ガイドブック』、大学Webサイトで公表している(1-32【ウェブ】、5-14～15【ウェブ】、7-27【ウェブ】)。納付金については、

上述のほか、各学部履修要項と大学 Web サイトに関連諸規則を公表している(資料 1-25【ウェブ】、4-1【ウェブ】)。奨学金や給付金に関しては、大学独自の奨学金、日本学生支援機構の奨学金、財団等の奨学金等、給付と貸与、表彰・報奨を目的とするもの、経済的修学困難や家計急変、自然災害被災等経済的支援を目的とするものと多様な制度を整備している(資料 5-15【ウェブ】)。窓口は学生部が担い、制度の周知・活用に取り組んでおり、学生全体の約 3 人に 1 人の学生が奨学金を活用している。

2020 年度及び 2021 年度は、コロナ禍による経済的支援として、文部科学省の「学生支援緊急給付金給付事業」(「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』)のほか、本学においても「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う家計急変者に係る納付金減免」の制度を整備し、加えて従来より行っている「成蹊大学給付奨学金」「成蹊大学大学院給付奨学金」等の措置も引き続き講じた(資料 5-15【ウェブ】、7-28【ウェブ】)。また、各種手続については、コロナ禍の状況に対応するため手続のオンライン化に速やかに対応した。また、学生の多様化を推進する取り組みの一つとして、2019 年度に地方出身者を対象とした予約型給付奨学金「吉祥寺プリリアント奨学金」を創設した。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたこともあり応募者が想定数に満たない状況となっているため、申請資格に変更を加え、2023 年度入学試験受験者から適用することで、地方出身者の更なる拡充を図ることとしている(資料 5-15【ウェブ】、7-29)。

大学院学生の研究活動支援

大学院学生の研究活動を支援し、学術研究の促進を図る目的で「大学院生等の学会発表等に対する助成に関する要領」を定め、学会に出席する場合の交通費、宿泊費について助成し、大学院学生の研究成果の学会発表及び学会参加を奨励しているほか、「成蹊大学大学院博士論文出版等助成規則」の中で、博士後期課程の学生に対し学術雑誌等への掲載料の助成を行うなど、大学院学生に対する支援制度を整備している(資料 7-30～31)。また、大学院学生を対象とした奨学金制度として、「成蹊大学大学院奨学金給付規則」に基づき制度を整えている(資料 7-32)。

学生の生活に関する適切な支援の実施

学生の相談に応じる体制の整備、学生の心身の健康・保健衛生及び安全への配慮

本学では、学生サポートセンターに、臨床心理士・公認心理師の資格を有するカウンセラーを 6 名(うち 2 名は本学専任教員)、前述の資格に加えて社会福祉士、特別支援教育士、介護支援専門員等の資格を有する学修支援コーディネーターを 2 名、精神科医を 1 名配置して、支援対象となる学生へのカウンセリング、家族・教職員へのコンサルテーション等の相談事業、専任カウンセラーによる講義、各種イベント等を実施している(資料 7-4【ウェブ】)。障がい学生支援室は、2019 年の設置以降、学修支援コーディネーターを 2 名配置する体制を整え、合理的配慮の啓発活動やノートテイク等に着手しているが、2023 年度は臨時増員が認められ、3 名体制にて組織の更なる基盤固めに取り組む予定である。コロナ禍においても、いち早く「Zoom」による遠隔相談の体制を整えるなどして、学生の入構が制限されたオンライン授業期間も相談を継続した。利用実人数及び延べ面接回数については、コロナ禍 1 年目である 2020 年度は若干減少したものの、2021 年度はコロナ禍前と比較しても 1 割程度の増加となっており、大学へ来られない学生の相談ニーズにも応えることができたものと評価している(資料 7-33)。また、学生の利用促進については、大学 Web サイトに利用案内や新規相談受付フォームを掲載すると同時に、新入生には案内冊子を配付し、加え

て学生向けの広報誌を年に2回発行することで周知を図っている(資料7-4【ウェブ】、9～10【ウェブ】)。

また、大学保健室には学園養護教諭兼保健師兼看護師が2名所属しているが、学園の健康支援センターと兼務しており、健康支援センター及びその事務室には、ほかにも看護師、カウンセラーをそれぞれ複数名、学校医・産業医1名を配置している。上述の健康支援センター及びその事務室所属の者は、学園全体の健康及び安全・衛生に係る業務を担うなかで、大学の業務にも多く携わっており、学園として複数の医療職を配置して学生の支援を行う体制を整えている(資料7-34【ウェブ】)。大学保健室では毎年度、『年間保健計画』を作成し、保健目標を立てて教育情報の発信や健康診断後のフォロー、健康相談等を実施している(資料7-35)。コロナ禍で正課外活動が制限された大学が多かった中でも、本学では課外活動団体ごとに作成した感染防止マニュアルを大学保健室が確認し、感染防止策を講じられる団体には活動継続を認めた(資料7-36【ウェブ】)。また、感染拡大時に保健所による濃厚接触者特定が困難となった際にも、大学保健室による濃厚接触者判断に基づき対応するなど積極的に学生支援を行っている。

ハラスメント防止のための体制の整備

本学園では、「成蹊学園ハラスメントの防止等に関する規則」に基づき、ハラスメントが発生したときの相談受付、解決手続の実施等の必要な対応を行う委員会として、学園横断的なハラスメント防止委員会を設置し、本委員会のもとで『成蹊学園ハラスメント防止ガイドライン』を策定している(資料7-37～38【ウェブ】)。ハラスメントの相談窓口としては、学園が配置する専門相談員のほか、学内相談員が各学部等に配置され専門相談員への取り次ぎを行っている。また、学生サポートセンター学生相談室の専任カウンセラーも学内相談員となっているなど、相談窓口を複数設定して対応している(資料7-39【ウェブ】)。新入生には、入学時に学生向けのリーフレットを配付してハラスメントに対する理解を促しているほか、教職員用のリーフレットも作成しており、上述の関係諸規則、相談窓口の案内と併せて大学Webサイトに掲載している(資料7-37～42【ウェブ】)。

人間関係構築につながる措置の実施(学生の交流機会の確保)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、2020年度入学生は、一度も大学に登校する機会がないまま、2020年度後期授業が開始され、加えて、入学式や大学祭等の行事も縮小や中止となったため、教員や友人との交流がしにくい状況があった。このような状況を受け、新入生の不安や孤立感を緩和する機会として、「新入生ウェルカムデー」を2020年10月10日及び10月17日に実施した。ウェルカムデーの実施内容は、各学部と関係事務部署とで検討・調整し、「各学部での企画(交流会等)」及び「2年次以上の学生・教職員によるキャンパスツアー」の構成とした。ウェルカムデー当日は、経済学部144名(約62%)、経営学部216名(約71%)、理工学部229名(約58%)、文学部333名(約77%)、法学部305名(約65%)の新入生が参加した。ウェルカムデー実施後に行ったアンケートにおいては、オンラインだけの交流よりも教員や友人との距離が身近になったなど、概ね高評価を得ている(資料7-43【ウェブ】、44、45～46【ウェブ】)。

また、2020年度・2021年度入学生や一人暮らしの地方出身学生の孤立化による精神不安やストレスが懸念されていたことから、学長の呼びかけにより、「学生の孤立解消プロジェクト」の立ち上げが提案され、趣旨に賛同する教職員有志によるプロジェクトメンバーが集まった。まずは第1弾企画として、2021年5月に、日本全国を4つのブロックに分けてそれぞれ時間帯を設定し、学長と

ともに同じ地方出身の学生たちと気軽に対話できるオンライン・コミュニケーション企画「宇(いえ)は大なり〜成蹊つながるプロジェクトあつまれトークの森(一人暮らしを楽しむ編)」を開催した(資料 7-47)。さらに、2021 年 6 月には、プロジェクトメンバーそれぞれが独自に対話テーマと日時を設定し、ポータルサイトで学生に呼びかけ、13 テーマにおよぶ第 2 弾「あつまれトークの森」を展開した(資料 7-48)。

このように学長のもとで、コロナ禍においてストレスを抱える学生とのコミュニケーション機会の創出に努めた。

学生の進路に関する適切な支援の実施

キャリア教育の実施

本学では、社会に貢献できる人材を輩出するという大学の使命を達成するため、1 年次から「キャリア教育科目」をスタートさせ、体系化されたキャリア教育を実践している。また、「キャリア教育科目」は「成蹊教養カリキュラム」の中に設置されており、全学部の学生が一緒に受講する(資料 4-4【ウェブ】)。文系・理系、さまざまなタイプの考え方に触れる機会は、ワンキャンパスならではの特色である。1 年次配当の「キャリアプランニング」、2 年次配当の「キャリアセミナー」は、本学の特徴である少人数で受講する科目となっている。また、2 年次配当の「日本企業の現状と展望」では、各業界を代表する企業の方を講師として、業界の現状やご自身の企業でのキャリア等をお話いただくなど、実学を大切にしている本学独自の科目となっている(資料 2-39【ウェブ】)。このように、本学のキャリア教育科目では、「どのような人生を生きていくのか」「社会で働くことの意味は何か」を考えることから始め、業界の現状や企業でのキャリア形成等についての理解を段階的に深めていくことを目指している(資料 4-4~5【ウェブ】)。

また、「キャリア教育科目」担当者間の勉強会を年に複数回開催しており、主に授業スキル・知識の向上に関する研修を行っている。さらに、各学期の終了後、同担当者間で授業の報告会も実施している(資料 7-49)。加えて、不定期ではあるが、「キャリア教育科目」担当者とキャリア支援センター事務室の事務職員による情報交換会を設け、教育と学生支援、双方の現場の情報を共有し相乗効果を得る機会としている。

学部を越えて取り組む産学連携の人材育成プログラム

本学の特徴的なキャリア教育の一つである「丸の内ビジネス研修(MBT)」は、3 年次生及び大学院 1 年次生を対象とし、文系・理系の学生が企業の課題と一緒に取り組む産学連携の人材育成プログラムである。本研修は 7 ヶ月かけて行われるものであり、論理的思考力を鍛える「学内準備研修」、企業担当者の指導のもとで与えられた課題に取り組む「丸の内研修」、企業での「インターシップ実習」等を経て、最終的には「丸の内成果発表会」にて、企業関係者に向けて課題の成果発表やインターシップの成果を報告するという、徹底した実践体験により社会で求められる力を育成するプログラムとなっている(資料 4-14【ウェブ】)。研修や討論においては、文系・理系の学生が一緒に取り組むことも特徴であり、異なる考え方や専門分野への相互理解を深め、協働して課題を発見、解決する力を身につけることができる。2020 年度はコロナ禍で中止となったが、2021 年度は対面とオンラインを組み合わせて実施し、2022 年度は従来通りに実施された(資料 7-50【ウェブ】、51)。「丸の内ビジネス研修(MBT)」の協力企業は 20 社にのぼっており、参加学生に対して行うアンケートでも、毎年度非常に高い満足度が示されている(資料 7-51)。参加学生の能力につ

いても、研修終了後の GPA や「アセスメントテスト」における「思考力」や、レジリエンス・リーダーシップ等からなる「姿勢・態度」の値が、他の学生に比して高い値を示しており、本研修における一定の成果が表れていると捉えている(資料 7-52)。また、2022 年度には、本研修を受講した学生に対しては、例年、キャリア支援センターが実施する研修後アンケートに加えて、第 4 章において述べたとおり、学長室総合企画課において学修成果の把握・評価の観点から、個別に「学生インタビュー」を実施しており、これらの結果を活用することで今後の本研修の更なる発展が期待される。

学生のキャリア支援を行うための体制の整備 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

本学のキャリア支援では、個別相談によるキャリア支援を伝統的に重視しており、キャリア支援センターでは学生が納得した進路へ進めるべく、一人ひとりの学生に対してきめ細かな相談対応ができるよう専任、非専任職員からなる複数名体制で相談に対応している。個別相談は1年次からの低学年相談と3年次からの就職相談にわかれているが、特に就職相談では同じ相談員が継続して担当し、学生一人ひとりの目標、個性に合わせた就職に関するアドバイス、企業紹介を継続的に行うことが可能となっている(資料 3-10、4-13【ウェブ】)。さらに2022年度からは、相談件数が多くなる時期についてはキャリアカウンセラーを弾力的に増員することで、より多くの学生が個別相談を利用できるよう体制を強化している。また、年間を通じて各種支援講座を開催しており、進路・就職ガイダンス、グループガイダンス、学内企業セミナー、公務員試験対策講座等年間多数のプログラムを実施している(資料 4-12【ウェブ】、16)。

コロナ禍においては、オンライン相談体制を整え、各種プログラムもオンラインで開催した。学生のオンライン面接・インターンシップ等就職活動のオンライン化が進む状況に対応するため、2021年度にキャリア支援センター内にオンライン面接対応設備「テレキューブ」を導入し、良好に稼働している(資料 7-53【ウェブ】)。また、2021年度は学生向け動画視聴サービス「キャリセン LIVE」の配信も開始し、ここでは担当職員が就活時期に合わせたトピックについて語りつつ、学生からチャットで寄せられる質問等にリアルタイムで回答しており、年間で延べ約 2,000 人が参加した。情報提供機会としては従来の接触人数に比べ、1.5 倍以上の成果を得られたと考えられる(資料 7-54)。

また、学生のキャリア支援については、本学園の卒業生団体である一般社団法人成蹊会との連携を強化しており、2022年度からはキャリア支援センターとの間で定期的な意見交換会を実施している。その意見交換の成果として、OB・OG 訪問への協力依頼についてチラシの配付や会誌への掲載が実現したほか、成蹊会会員が面接官を担う形での「模擬面接会」が実現されるなどしており、卒業生の協力を得て、社会の第一線で活躍する卒業生と就職活動を行う学生が直接につながる貴重な機会を提供するに至っている(資料 7-55)。

資格取得を目指す学生に対しては、受験に必要な内容に関連する授業科目を数多く開講するとともに、公務員試験対策講座のように資格試験ごとにバックアップ体制を整え、専門性の向上と受験対策の両面から支援を行っている(資料 4-16)。また、教職課程センターでは、教員免許状の取得から教員採用試験対策まで、実際に教職に就けるようきめ細かなサポートを行っている(資料 4-8【ウェブ】)。文学部の学生を対象にしたものでは、日本語教員を希望する学生向けに「日本語教員養成コース」を、現代社会学科の学生を対象に「社会調査士課程」等を開講している(資料 4-9【ウェブ】、7-56～57【ウェブ】)。

博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定または当該機会の設定に関する情報提供

令和元年9月26日付『学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令の施行等について(通知)』において「博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会(いわゆる「プレFD」)の設定または当該機会に関する情報提供」が努力義務化された。本学では、博士課程の大学院学生を対象としたプレFD活動を独自に行うには至っていないものの、活発にプレFD活動に取り組んでいる規模の大きい他大学大学院の事例についてポータルサイトを通じて情報提供を行っている(資料7-58)。

学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

正課外活動は学生部が所管しており、事務対応は学生支援事務室が担っている。課外活動各団体の顧問には専任教員がつき、必要に応じてそれぞれの団体が学外から指導者を招くという体制を採っている。活動のための施設や設備に関しては、活動の拠点となる部室の提供、体育施設や教室の利用を認めるなど、積極的に活動を支援している。また、他の学生の模範となる活動を行い、優秀な成績を収めた個人や団体の努力を称えるために、「成蹊大学学生表彰規則」に基づき、成蹊大学賞を「学術」「芸術」「スポーツ」「文化活動」「社会活動」の分野別に表彰し、成蹊大学賞のうちから特に優れた者に対して、学長特別奨励賞を授与している。さらに成蹊大学賞受賞候補者で受賞がかなわなかった者のうち、一部に対して特別奨励賞を授与している(資料7-59、60【ウェブ】)。そのほかにも「櫛祭展示表彰要領」「四大学運動競技大会「優勝」団体表彰要領」等を定め、より多くの学生の努力を称えることができるようになっている(資料7-61～62)。

正課外活動は学生の自主的活動という位置づけであるが、安全でより充実した活動となるよう、課外活動団体を対象としたセミナーを2019年度より開催している。当初は体育会の団体を対象としていたが、年度を重ねるごとに内容も充実し、対象者も文化会団体やボランティア活動団体等へと拡大している。2021年度は、「リスクマネジメントセミナー」「コロナ禍におけるトレーニング&栄養セミナー」「課外活動における事故の対応と法的責任」「本番で実力を発揮するためのメンタルセミナー」等の内容で開催した(資料7-63)。2018年度より開催している「安全な競技活動に向けての資格講座」は、体育会のリーダースキャンピング内で開催され、体育会所属団体の幹部学生とOB・OGの指導者を対象として、安全管理と倫理問題についての講義を実施し、受講後に筆記テストに合格した者を学内資格である「課外活動リーダー」に認定している(資料7-64～66)。このように学生の自主性を尊重しつつも、活動環境や活動条件を整え、リスクや倫理についての教育を推進することでより良い正課外活動が行えるよう支援している。

本学においては、コロナ禍で正課外活動が完全禁止となった期間はごく短い期間のみで、それ以外の期間は、前述のとおり各団体が感染防止マニュアルを作成し、大学保健室の確認を受けた上で、学生部長が承認した団体については活動を認めてきた。正課外活動は学生にとっての学びの機会でもあるとの考えに基づき活動を支援している(資料7-36【ウェブ】)。

ボランティア活動については、教員所員とボランティアコーディネーターの有資格者2名を有するボランティア支援センターが主に対応している。大学Webサイト内の当センターのページにおいては、ボランティアの募集について掲載するだけでなく、ボランティア活動とは何か、活動の流れ等学生が初歩から学べる構成となっている(資料7-67【ウェブ】)。コロナ禍では学外の対面ボランティア活動は中止となったが、オンラインを活用したセミナーやイベントを実施した。この間にも継続して

学生を支援する制度やプログラム等各事業の運営基盤が整備され、ボランティアを「知る」ところから「実践」するところまで一貫してサポート(エンカレッジ)するプログラム「成蹊ボランティアプログラム(SVP)」「ボランティア支援センター学生スタッフ「Seivior」制度」「学生ボランティア団体サポート制度」等が立ち上がっている(資料 7-68～70【ウェブ】)。このように、ボランティアの理解や学生自身の成長につながるよう働きかけるような取り組みを積極的に実施している。

また、成蹊大学の学内広報誌『Zelkova』は、1990年の創刊以降、教職員が編集を行ってきた。2018年度以降は、同年に発足した学長直下の学生組織である「学生広報委員会」が企画・立案から編集まで全てを担っているほか、特設サイト「Seikei Realife」や『Zelkova』の公式 Twitter の企画・運営も行っており、学生ならではの目線で、魅力あふれる学生の姿を伝えている。なお、これらの活動については総合企画課が事務部署として所管し、その活動をサポートしている(資料 7-71【ウェブ】)。

保証人等とのコミュニケーション機会の設定

保証人の方に学生生活や修学に関して安心いただけるよう、情報提供及び教職員への相談の場として、東京近郊の保証人には「父母懇談会」を本学キャンパスで、また、地方の方には「地域懇談会」を毎年度開催地域を変えて、それぞれ年に1回実施している。コロナ禍の2020年度及び2021年度は両懇談会の開催を中止したが、2022年度より本学キャンパスでの「父母懇談会」と地方での「地域懇談会」を再開した(資料 7-72)。

その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、式典を挙げるできなかった2019年度卒業生に対しては、式典の代わりに、学生同士が密にならないように写真撮影用の立て看板を学内に8カ所設置して、卒業生が記念撮影をできるよう対応したほか、学内の多くの教職員等が卒業生に向けての祝福メッセージを伝える動画を学長室総合企画課で作成し、大学 Web サイトで配信した(資料 7-73【ウェブ】)。また、同じく式典を挙げるできなかった2020年度入学生に対しては、入学年度の最終日である2021年3月31日に、約1年遅れで入学式を挙行し、2019年度卒業生に向けた対応と同様に写真撮影用の看板を学内に多数設置した(資料 7-74【ウェブ】)。その他、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う入国制限により、入学式に参加できなかった2021年度及び2022年度のJPUE学生に対して、2022年6月3日に小規模の「JPUE 入学式」を実施した。入学式当日は、2020年度以前に入学したJPUE学生や関係する教職員も同席して入学を祝福することができ、一人きりでオンライン授業の受講を続け、孤独を乗り越えた入学生にとって、節目の機会となった(資料 7-75)。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性に関する点検・評価

本学の学生支援の適切性に関する点検・評価については、内部質保証システムに基づき実施される自己点検・評価活動として、関係する各部門が大学基準に基づいた点検・評価項目について実施している。その際の根拠としては、大学及び各部門で行う各種アンケート調査や成果数値等を活用しているほか、IR推進委員会が作成し報告する各種IR指標を参考としている(資料 2-4【ウェブ】)。

点検・評価結果に基づく改善・向上

具体的な改善事例として、自己点検・評価の結果とその課題共有により、大学保健室と各部署の連携がこれまで以上に進んでいることが挙げられる。例えば、学生部の課外活動学生団体の感染対策マニュアルについて大学保健室の確認を必須とすることや、各種大学行事、ボランティア支援センターのボランティア活動等正課外活動における感染症対策について、大学保健室がガイドラインの確認や助言等を行うことで、専門的な知見に則ったより有効なガイドラインやマニュアル等の整備に至った(資料 7-36【ウェブ】)。また、合理的な配慮を要する学生の取扱いについては、入学試験における配慮に関するアドミッションセンターと障がい学生支援室の連携に加え、大学保健室と障がい学生支援室で共同面談を行っている(資料 7-76)。また、2020年度に障がいのある学生の配慮についてアンケートを実施し、教職員の障がいに関する配慮と理解の促進が必要との検証結果から、大学保健室の協力のもと、2021年度に『教職員のための障がい学生支援ガイドブック』を作成し、2022年度より周知・活用している(資料 7-22)。

その他、主に国際教育センターが支援対応している外国人留学生についても、学生サポートセンター学生相談室において英語対応が可能なカウンセラーによる留学生対象のオリエンテーションが実施されるなどの連携もなされている(資料 7-77)。

奨学金については、応募状況や要件の検証から、規則の見直しや新たな制度の導入等の検討がなされた結果、例えば、2020年度の制度開始以降、申請者が僅少となっていた「吉祥寺ブリリアント奨学金」の成績要件を撤廃し、AO マルデス入試での入学者を対象に追加している(資料 7-29)。また、2021年度までは大学として制度化されていなかった、家計急変(父母等の死亡または事故・病気)が生じた学生に対する納付金減免制度の新設に至っている(資料 7-78)。

キャリア支援センターにおいては、所管する「丸の内ビジネス研修(MBT)」において、企業からのヒアリングと参加学生アンケートを実施し、改善点をプログラムに反映している。参加者の満足度は高く、IR指標でも成果を確認している。加えて、コロナ禍における学生支援策について点検・評価を行い、2021年度にキャリア支援センター内に「テレキューブ」を導入し、積極的に活用されている(資料 7-53)。また、2021年度から「キャリセンLIVE」の配信も開始するなどして積極的な情報発信を試み、着実な成果を得ている(資料 7-54)。

(2) 長所・特色

学生一人ひとりを重視した学生支援

本学では、オフィスアワーや新入生向けに実施する履修に関する相談のほかに、指導教授制度や相談担当教員制度等を設け、教員が履修等の修学だけではなく随時学生の生活・進路等についても相談を受け付ける体制を全学的に整えている(資料 4-1【ウェブ】、38【ウェブ】、7-3【ウェブ】)。キャリア支援においても、個別相談を中心として、学生一人ひとりの目標や個性に合わせた

支援を継続的に行う体制を伝統的に重視してきた(資料 4-13【ウェブ】)。学生からの相談や、障がいのある学生への支援体制についても、学生サポートセンター、ボランティア支援センター、大学保健室に資格職を複数人配置し、学生対応をするとともに、専門的知見を教職員の支援にも生かす体制を整えている(資料 7-4【ウェブ】、34【ウェブ】、67【ウェブ】)。このように、学生一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行っていることが本学の学生支援の大きな特色である。

この特色は、コロナ禍で実施した具体的な取り組みにおいても顕著に現れている。

2020 年度・2021 年度入学生や一人暮らしの地方出身学生の孤立化による精神不安やストレスが懸念されていたことから、学長が呼びかける形で、趣旨に賛同する教職員有志により「宇(いえ)は大なり〜成蹊つながるプロジェクトあつまれトークの森」を実施した。第 1 弾は、日本全国を4つのブロックに分けて、学長とともに同じ地方出身の学生たちと気軽に対話できるオンライン・コミュニケーション企画として開催し、第 2 弾では、プロジェクトメンバーそれぞれが独自に対話テーマと日時を設定し、ポータルサイトで学生に呼びかけ、同様にオンラインで合計 13 テーマ開催した(資料 7-47~48)。

また、2020 年度入学生は、入学式もなく一度も大学に登校する機会がないまま後期の授業がオンラインで開始され、教員や友人との交流がしにくい状況があったため、新入生の不安や孤立感を緩和する機会として、「新入生ウェルカムデー」を 2020 年 10 月に 2 度開催した。当日は、経済学部 144 名(約 62%)、経営学部 216 名(約 71%)、理工学部 229 名(約 58%)、文学部 333 名(約 77%)、法学部 305 名(約 65%)の多くの新入生が参加した(資料 7-43【ウェブ】、44、45~46【ウェブ】)。実施後のアンケートにおいても、教員や友人との距離が身近になったなどの声が届いており、一定の成果があったと捉えている。

加えて、コロナ禍で式典を挙行できなかった 2019 年度卒業生に対しては、写真撮影用の立て看板を学内に複数箇所設置して、卒業生が記念撮影をできるよう対応したほか、多くの教職員等が祝福メッセージを伝える動画を作成し、大学 Web サイトで配信した(資料 7-73【ウェブ】)。また、同じく式典を挙行できなかった 2020 年度入学生に対しては、入学年度の最終日である 2021 年 3 月 31 日に、1 年遅れでの入学式を挙行し、2019 年度卒業生に向けた対応と同様に写真撮影用の看板を学内に多数設置した(資料 7-74【ウェブ】)。この 1 年越しの入学式については、当時のメディア等にも多く取り上げられ、本学の取り組みについて世間の注目度の高さを窺うことができた。

「丸の内ビジネス研修(MBT)」の実施

企業の協力を得て、文系・理系の学生が企業の課題と一緒に取り組む産学連携人材育成プログラムである「丸の内ビジネス研修(MBT)」は、異なる考え方や専門性をもつ他者との協働や、実際に課題を発見、解決する力を養うプログラムとなっている(資料 4-14【ウェブ】)。この研修において、参加学生は、課題解決力やビジネスマナー等を学び論理的思考力を鍛える 3 ヶ月間の「学内準備研修」、企業担当者の指導のもとで与えられた課題についてプレゼンテーションや討論を行う 1 ヶ月間の「丸の内研修」を経て、1 ヶ月間のインターンシップ実習に取り組む。最終的には「丸の内成果発表会」にて企業関係者に向けて、直接課題の成果発表やインターンシップの成果報告を行うこととなっており、7 ヶ月間という長い時間をかけて産学連携で学生を育成する他大学にあまり例を見ない独自のかつ先駆的なプログラムとなっている(資料 7-50【ウェブ】、51)。

また、このプログラムは、前述したとおり、他者との協働や課題を解決する力を養うものであり、これは本学が「教育目標(人材育成方針)」の一つに掲げている「多様な文化、環境、状況に対応し、

他者と協働して課題の解決に取り組む力を養成する」ための取り組みである。さらに、本学の建学の理念の一つとして実体験から学ぶことの重要性を示した「勤労の実践」を体現する取り組みということができ、本学の理念・目的の実現に資する特色のあるプログラムである(資料 1-1～2【ウェブ】)。

参加学生の研修後のアンケートにおいても高い評価を得ており、また、参加学生のその後の GPA や「アセスメントテスト」における「思考力」や、レジリエンス・リーダーシップ等からなる「姿勢・態度」の結果が他の学生と比して高い状態であることから一定の成果が表れているものと捉えている(資料 7-51～52)。さらに、2022 年度には、学修成果の把握・評価の観点から参加学生への「学生インタビュー」を行っており、その評価と検証を行うことにより、今後、本研修の更なる発展が期待されている。

(3) 問題点

新型コロナウイルス感染症により学生の入構が制限され、オンラインの画面越しに他者と接することを余儀なくされた時期には学生相談室の相談件数が増え、学生が大学に集うことができなことから生じる学生の悩みや問題があらためて明らかになった。授業だけではなく正課外活動も、学生にとって学生同士や他者との大切な交流の場であるとともに、それが学生にとって貴重な体験や学びの機会でもあり、充実した大学生生活の重要な要素の一つである。その上で、本章で述べているコロナ禍で本学が実施した課外活動支援やセミナーの充実等は、積極的に自ら活動している学生への支援事例である(資料 4-12【ウェブ】、7-36【ウェブ】、54～55)。そのため、まだ自ら行動をしていない、または行動につながっていない学生の活動参加を支援し、また学生の成長を促すための支援・施策も今後検討が必要になってくる課題である。

(4) 全体のまとめ

本学では、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように「学生支援に関する方針」を明示して大学 Web サイト等で周知している。本方針では、「学修支援」「生活支援」「進路支援」の観点から本学の学生支援の考え方を定めており、この方針に基づいて学部・研究科、学生支援に関わる各部局が専門性を生かしつつ、さまざまな学生支援施策を展開している。

本学は学生支援も教育の機会であるとの認識のもと、各部局が学生対応や各支援を行っている。全学部をワンキャンパスに有するという環境、学生個々の状況に応じた学生支援を重んじる文化、専門資格者を配置して学生の心身の相談や健康・安全に対応する体制、キャリア支援センターにおける一人ひとりに合ったきめ細かなキャリア支援、国際教育センターにおける派遣留学生だけでなく受入れ留学生に対しても積極的に行われているサポート、ボランティア支援センターで行われる募集案件の紹介に留まらない教育活動等、各部署で積極的な学生支援が行われており、必要に応じて密に連携することでより学生に有益な支援を提供している。また、学部を越えたプロジェクトとして実施している産学連携による人材育成プログラムである「丸の内ビジネス研修(MBT)」等は、本学の教育目標に基づき展開されてきた本学ならではの特徴的な取り組みであり、本学の学生支援は、大学の理念・目的・目標に基づいて適切に機能しているといえる。

対面で一人ひとりに対応することが当たり前であった従前から、コロナ禍を経てオンラインを活用した学生支援がさまざまな形で導入されたことで、オンラインならではの新たな支援の可能性も見えてきている。同時に、オンラインでは得られない人と人との交流やさまざまな体験の場という大学の役割もあらためて認識することとなり、この点で学生支援の施策は今後も常に検証と改善を継続し

ていくことが重要である。内部質保証システムを活用し、これまで伝統的に継承し培ってきた特色を生かしつつも、変化に応じて必要な学生支援のあり方を追求していきたい。

以上のことから、大学基準を満たしていると考えている。

第 8 章 教育研究等環境

(1) 現状説明

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

【評価の視点】

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、大学の理念・目的のもとに、「教育・研究環境の整備に関する方針」を定め、大学の Web サイトにて公開している。本方針は、「基本方針」「情報図書館」「ICT 環境」「研究環境」から構成され、それぞれ以下のとおり設定されている(資料 8-1【ウェブ】)。

(基本方針)

1. 教育・研究活動の更なる高度化を目指し、もって社会に貢献できるよう、教育・研究環境を整備する。
2. 武蔵野の豊かな自然と伝統ある景観を継承しつつ、学生、教職員及びその他の利用者が安心かつ安全に利用できる、近代的な教育・研究環境を整備し、「自然」・「伝統」・「未来」が調和したキャンパスを維持する。
3. 環境に配慮したエコ・キャンパスの整備を推進する。

(情報図書館)

情報図書館を教育・研究活動を支える学術情報基盤の中核として位置付け、研究支援機能及び学生の学修機能の充実を図るため、ハードウェア及びソフトウェアの両面からその機能を強化する。

(ICT 環境)

1. 学生及び教職員の学修、研究及び業務を支援するために、情報システムの管理及びネットワーク環境を整備する。
2. ICT 環境を取り巻く様々なリスクを分析・評価し、システムの安全性を高度に担保できる環境を整備するとともに、学生及び教職員への情報倫理の周知及び理解を徹底する。

(研究環境)

1. 教員の研究力の維持・向上のため、研究施設・設備を整備するとともに、研修制度、各種研究助成等による研究支援を行う。
2. 科学研究費補助金等の外部資金による研究活動を推進するための一層の支援を行う。
3. 公正な研究活動を推進するため、研究費の適正な執行及び管理を行い、研究倫理の浸透を徹底する。

また、建学の理念・目的、「教育目標(人材育成方針)」に基づき、2019 年度から 2022 年度の 4 年間で達成期間として策定された『第 2 次中期計画』において、大学として掲げた 6 つの重要施策の一つに「改革を支える環境、インフラの整備」に取り組むことが明示されている(資料 1-5【ウェブ】、

37)。また、同じく重要施策の「2020年の学部再編、大規模カリキュラム改革の円滑な始動」のうちの「(2020～2022年)インパクトのある理工学部改革の推進」においては、主な校舎が築50年以上経過した理工学部エリア(11号館・12号館・13号館)を再開発(2024年度完成予定)し、創造性を育む現代的なキャンパスを整備するとともに、理工学部の大規模な改組に伴う最先端の教育研究環境を備えた教室・研究棟を建設することが示されている。なお、これらの『第2次中期計画』の重要施策の計画や実施報告については、各年度の『事業計画』『事業報告書』の中で記載しており、成蹊学園のWebサイトに公開している(資料1-42【ウェブ】)。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

【評価の視点】

○施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

教育研究活動に必要な施設、設備等の整備及び管理

本学では、全ての学部学生、大学院学生が吉祥寺のワンキャンパスに集い、研究、学修、課外活動等に取り組んでいる。そのための校地、校舎に関しては、校地面積166,397.7㎡、校舎面積108,364㎡を有しており、大学設置基準等の法令上必要な要件を満たし十分な広さが確保されている。校地のうちには、空地として、本館前の前庭及び教室等に囲まれた中庭(アトリオ)があり、学生が休息等をとれるような空間として十分な場所を確保している。また専用の運動場用地(グラウンド、体育館等関連施設)は87,580.9㎡である(大学基礎データ表1)。加えて、校外の施設として、箱根寮・虹芝寮を有しており、前者は宿泊設備等も整っており、ゼミや学生団体の研修・懇親の場として積極的に活用されている(資料8-2～3)。なお、成蹊学園では、五日市街道から成蹊中学・高等学校へと続く遊歩道(ケヤキ並木)を整備し、このケヤキ並木は「武蔵野市指定天然記念物」に指定、東京都「新東京百景」、環境省「残したい日本の音風景100選」にも選定されており、学生にとっては成蹊学園を象徴するキャンパス環境として、また地域住民にとっては自然豊かな生活環境の一部ともなっている。

ネットワーク環境や情報通信技術等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保

本学では、教室は原則として全学部で共用のものとしており、授業運営を所管する教務部が一括管理し、曜日時限ごと、学部ごとの使用頻度を勘案して教室配当を行っているため、あらゆる授業形態、教育方法、履修者の多少に柔軟に対応できる仕組みとなっている。なお本学では、継続して大学の施設・設備の充実に努めており、近年では多人数収容(300～400名程度)の教室の拡充、視聴覚設備の全教室配置、外国語科目やアクティブラーニングの実施に有益となる設備改善(固定機から移動機、複数人用機から1人用機への変更等)等を推進している(資料7-11)。

学園全体にわたるネットワーク環境については、検討及び構築作業を実施するため、2019 年度に学園ネットワークシステム整備委員会が設置された。具体的なネットワーク環境や機器の整備・運用については、高教センターが中心となり、キャンパス内の全ての施設・教室・研究室における環境を適切に整備・運用している(資料 8-4【ウェブ】)。特に、2021 年度入学生からの学生のパソコン必携化に関する取り組みの推進に伴い、2020 年度に大学全エリアでの無線 LAN の環境整備や、教室等における BYOD(Bring Your Own Device)対応の電源増設を推進し、現在もこの環境の整備・強化を引き続き実施している(資料 7-12)。

なお、上述の環境整備が功を奏し、コロナ禍においても全学的にオンライン授業を円滑に始動することができた。具体的には、本学では、オンラインで授業を行うことについて急ぎ検討する必要があるため、2020 年 3 月に「アクティブラーニング推進プロジェクト」を設置し、そのもとにサブチームとして「緊急オンライン教育整備チーム」を置き、先行してオンライン教育のあり方について検討を開始した(資料 4-33)。ソフトウェアに関しても、学修支援システム(Learning Management System)「Course Power」、クラウド版グループウェアサービス「Microsoft 365」、Web 会議システム「Zoom」等を早い段階から導入し、適切に組み合わせた教育を模索するとともに、教職員に対してはそれらソフトウェアの授業での活用方法等についての研修を行うことで、教職員のオンライン教育への理解が深まると同時に、ICT 活用スキルが飛躍的に高まった。さらに、2020 年度からは図書館の電子書籍等を自宅でも閲覧できるよう学外リモートアクセス・サービス「EZProxy」を導入・稼働した(資料 8-5【ウェブ】)。事務組織においても、「成蹊学園緊急時の在宅勤務に関する実施要領」を定めると同時にテレワーク等に備えるため、リモート作業が行えるシステム及び電子決裁システム等の環境を整備した(資料 8-6)。また、2022 年度末には、各教室に整備されている視聴覚機器の大幅なリニューアルが計画されており、新たに遠隔授業にも対応したネットワークカメラや授業の収録設備を追加する予定である(資料 8-7【ウェブ】)。

また、2020 年 9 月には前述の「緊急オンライン教育整備チーム」を廃止し、その役割を発展させる形で「アクティブラーニング推進プロジェクト」を再編した(資料 8-8)。また、本プロジェクトに対して、2020 年 9 月に学長が『2021 年度以降の本学の ICT 活用教育のあり方に関する検討について』を諮問し、これを受けてプロジェクトのサブチームである「ICT 活用教育推進チーム」において、反転授業、オンデマンド授業、リアルタイムオンライン授業等を組み合わせたブレンデッドラーニングの形態の整理や教員への浸透、2021 年度からの学生のパソコン必携化に向けた実施案の作成等に取り組んだ(資料 8-9～10)。また、同プロジェクトのサブチームである「学び合い推進チーム」においては、2024 年秋に使用開始予定の理工学部エリア新棟に設置するラーニングコモンズの運用方法等について検討し、さまざまな形態の授業や各種プロジェクトと有機的に連携しながら、学生に問題発見、問題の解決方法の発見、成果の発表に至る知的作業の経験をさせるための提案がなされ、その後、同プロジェクトは「新アクティブラーニング推進プロジェクト」に引き継がれ、更に詳細の検討が引き続き行われている(資料 8-11)。

情報セキュリティの確保に関しては、学園全体のセキュリティポリシーとして「学校法人成蹊学園情報セキュリティ基本方針」を策定し、併せて「成蹊学園情報セキュリティ規則」を定め、全学的な組織である情報セキュリティ委員会のもとで、情報資産の円滑な運用と保護に取り組んでいる(資料 8-12【ウェブ】、13)。具体的には、関係部局等に管理責任者を置き、『情報管理台帳』及び『情報システム管理台帳』を用いて情報資産を管理している。なお、『情報セキュリティ事故対応マニュアル』の整備等、インシデント発生時にも対応できるよう対策を推進している(資料 8-14)。

そのほかにも、「個人情報及び特定個人情報の保護に関する基本方針」のもとで「成蹊学園個人情報の保護に関する規則」「成蹊学園個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する規則」を整備し、近年問題とされているソーシャルメディアの活用についてもガイドラインを策定するなどしている。これらは本学園 Web サイトに公開しており、時世にあった本学の情報の取扱いについて広く社会に周知している(資料 8-15～16【ウェブ】)。

施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

施設、設備等の維持管理及び安全の確保については、学園の施設管理、環境整備を所管する管財課を中心に行っている。具体的には、本学園全体の中長期改修計画である『成蹊学園中期施設設備営繕計画』を定めており、この中で、年度ごとに実施する必要がある修繕及び修繕に必要な予算の概算を定めている(資料 8-17)。本計画は約 6 年単位(現行の計画は 2023～2028 年度)で定められており、上述のとおり予算の概算もあらかじめ示されているため、長期目線でのより計画的な修繕の実施と、それに伴う予算の執行を行うことが可能な仕組みとなっている。なお、突発的に生じる修繕等については、大学運営会議等の必要な会議の承認を得た上で、学園長または学長の裁量予算若しくは予備費により対応することとしており、急ぎ修繕が必要な事象についても、迅速にその安全性を確保することを可能としている。

衛生面の確保については、学園全体の組織である安全衛生委員会を中心に取り組んでいる(資料 8-18～19)。本委員会は年度ごとに安全衛生活動推進の方針を定め、併せて『安全衛生活動計画』を示しており、これらは本学教職員が閲覧可能な教職員専用の Web サイトで公開している。2022 年度の『安全衛生活動計画』においては、構内危険箇所の対策、感染症の予防や健康情報等の情報発信、長時間労働対策、4S(整理・整頓・清掃・清潔)の啓発活動等を掲げている(資料 8-20)。さらに、4S の啓発活動については、委員会関係者が全事務部署を訪問し確認を行う「4S パトロール」を実施し、結果を上述の教職員 Web サイトに公開している(資料 8-21)。また、教室の設備等については、教室使用管理を担う教務部が中心となり、定期的に全教室を点検し、不具合がないかどうかを確認し、必要に応じて管財課等に報告することとしている。

バリアフリーへの対応や利用者快適性に配慮したキャンパス環境整備

本学は、障がいのある学生が、障がいのない学生と平等に学修できる機会を確保し、相互に人格と個性を尊重し合いながら学生生活を送ることができるよう、「障がい学生支援に関する基本方針」を定めており、その中で環境整備について「障がい学生等が、安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、キャンパスの環境整備に努めます。」と明記している(資料 5-4【ウェブ】)。この方針に基づき、学園の施設管理を担っている管財課を中心に、キャンパスのバリアフリー化についての環境整備を学内のさまざまな場所でこれまで行っている。具体的には、主な建物において、障がいを持つ学生を含む全ての学生・教職員が教室に問題なくアクセスすることができるようにエレベータを設置し、加えて、バリアフリースイッチを設けることで円滑な学生生活を送れるよう配慮している(資料 8-22【ウェブ】)。また、本学は「障害者差別解消法」の趣旨を十分に反映し、障がいのある学生の支援を実施する組織として、2019 年度に学生サポートセンターを設置した。本センターは、学生生活においてサポートを必要とする学生が、直面する諸問題に対するカウンセリング等の相談・支援を行うための組織であり、学生相談室及び障がい学生支援室で構成されている(資料 7-4【ウェブ】、5)。また、聴覚障がいを持つ学生に対して、「ノートテイクプロジェクト」(授業内容を文字に書き起こ

す学修支援)を実施するなど、ソフト面でのバリアフリー化も推進している(資料 7-24)。

また、本学には、前述したように、本館前の前庭及び教室等に囲まれた中庭(アトリオ)があり、そこには多くの草木、芝生を植栽するなどして緑を多く配しており、授業の合間や昼休み等学生が休息をとれる空間として十分な場所を確保している。屋内施設としても、学生が自由に飲食や歓談ができるトラスコンガーデンを有しており、同施設内にはコンビニエンスストアを設けることで、学生の利便性を向上している(資料 8-23【ウェブ】)。また、図書館 1 階入退館ゲート手前に学生が自由に休憩・歓談できるリフレッシュエリアを設けている(資料 8-24【ウェブ】)。

学園の環境への配慮については、「成蹊学園環境保全活動に関する規則」を定め、当該規則に基づき、『成蹊学園環境保全活動ガイドライン』を整備し、その中で、理事長が定めた「環境宣言」及び「環境方針」を明記している。これらに沿って、環境管理統括責任者である学園長のもとに環境委員会を設置し、さらに同委員会のもとに環境管理委員会を置くなどの体制を整え、環境負荷の低減やその他環境の保全及びこれに関連する取り組みを推進している(資料 8-25～26、27【ウェブ】)。また、サステナビリティ教育研究センターにおいても、キャンパスの環境整備に関わる活動を実施しており、同センターが主導する「けやき循環プロジェクト」では、学園のケヤキ並木の落ち葉集めから始まり、その落葉を堆肥として、これを活用したキャンパス内の花の植え替えにつなげる取り組みを行っている。この取り組みには、教職員だけでなく学生の参加も増えており、大学全体で取り組む環境整備活動の一つとなっている(資料 8-28【ウェブ】)。

学生の自主的な学修を促進するための環境整備

学生が自主的な学修を行う場所として、図書館内に次の施設が設置されている。個室閲覧室であるクリスタルキャレルは、各フロアの書棚を取り囲むように全 266 室設置されており、全ての個室に冷暖房が完備されているほか、パソコン付きの部屋も選択できる。また、4 階北フロアには、視聴覚資料を閲覧できるメディアブースが 38 ブース設けられている。さらに、プラネットと呼ばれるグループ閲覧室も 5 室設けており、ゼミをはじめとする各種授業や学生が討論を行うようなグループ学修等にも積極的に活用されている。開放的なアトリウム座席は、小声での学修に必要な会話ができる空間となっている。飲食可能なリフレッシュエリア等のスペースも整備されており、学生がより気軽に利用できるようにしている。(資料 8-24【ウェブ】)。図書館以外にも、6 号館の 2～5 階の各フロアと、3 号館、8 号館、9 号館の 1 階にも共同学修のためのエリアや部屋を有しており、これらの場所には移動式の椅子・机を多く設けることで、学生がより積極的に学修することが可能な環境となるよう配慮している。また、前出のトラスコンガーデンにおいてもインターネットに接続しての学修が可能となっているなど環境が整備されており、コロナ禍においても、学修スペースとして積極的に活用されている(資料 8-29【ウェブ】)。

さらに、3 号館、7 号館、8 号館、14 号館にはパソコンルームを設けており、学生が利用可能なパソコン及び複数台のプリンター等が設置されている。なお、これらの使用状況について、学生は Web サイト上から確認ができる仕組みとなっている(資料 8-30【ウェブ】)。また、高教センターのある 7 号館 1 階には、事務職員 2 名が常駐するサポートデスクが設置されており、PC 教室や CALL 機能、プリンタサービス、「Microsoft 365」、e ラーニングシステム「WebClass」等の教育システムに関わる教員・学生からの問合せ対応等の教育システム専用のサポート窓口となっている(資料 8-31【ウェブ】)。その他、2021 年度入学生からは BYOD を前提としているものの、経済的な理由でノートパソコンを購入することが困難な学生(一定の基準あり)については、大学推奨仕様を満たすノートパ

パソコン 1 台を 1 年次後期学期末試験終了日まで無償貸与する制度を設けており、また、所有するノートパソコンが故障等で使用できない学生のためのノートパソコンの貸与を実施するなど、さまざまな状況の学生に対応できるよう環境を整備している(資料 8-32)。

教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学では、教職員に対して情報倫理を確立するための取り組みとして、「WebClass」上で「INFOSS 情報倫理」を用いた「教職員向け情報セキュリティ研修」を新任教職員向けに毎年度実施し、受講を義務付けている(資料 8-33)。「INFOSS 情報倫理」は民間の企業が提供する教材であり、ネットワーク社会で被害を受けない、トラブルを起こさないための必要な知識、法律、マナー等を身につけるための e ラーニング教材となっている。

また、スポットで行う研修としては、2019～2021 年度については、総務省の「国民のための情報セキュリティサイト」の閲覧とその内容についての理解度テストを受ける研修を 3 年間続けて実施して教職員の理解の醸成を図った(資料 8-34)。

さらに、学校法人の教職員として学ぶべきコンプライアンスについても、前回実施から一定期間が経過し世の中でもさまざまなインシデントが発生していることから、2022 年度に学園全体でのオンライン研修を実施し、具体的な事例を採り入れながら、最新の事情について周知がなされ、情報倫理に反する行為の発生予防の重要性について説明がなされている(資料 8-35)。加えて、「個人情報保護に関する法律」が 2022 年 4 月 1 日に改正施行されたことに伴い、本学においても、「成蹊学園個人情報の保護に関する規則」及び『成蹊学園個人情報の保護に関するガイドライン』を改正しており、この改正を機に、法改正内容のポイントや個人情報保護法の基礎的な内容等について理解を深めるために改めて研修を実施した(資料 8-36)。また、2022 年度には著作権法の一部が改正されることを受けて、FD 研修会として研修が実施されたが、本研修会はその重要性から事務職員からも一定数の参加があった(資料 8-37)。上述のとおり、さまざまな研修を通じて教職員がより積極的に情報倫理について学ぶための機会を提供している。

学生に対しては、新入生全員に対して行う ICT の利用に関するガイダンス内において、情報セキュリティについて具体的に周知・注意喚起を行うほか、身につけるべき基本的な情報リテラシー、情報倫理に関する理解のもとで情報を活用する能力の修得を目的とした科目として「情報基礎」を全学部 1 年次の登録必須科目として設定しており、その中で上述の「INFOSS 情報倫理」を活用している。加えて、発展科目としての「情報活用」も全学共通科目として導入している(資料 4-1【ウェブ】、5【ウェブ】、38【ウェブ】)。

また、「副専攻制度」の中に「総合 IT 副専攻」を開設することで、全学的な情報リテラシー・情報倫理教育の強化に努めている。加えて、数理・データサイエンス・AI に関する基礎的素養を身につけ、Society 5.0 時代において活躍できる人材を育成するため、2021 年度に「データサイエンス副専攻」を開設し、2022 年度からは、「データサイエンス副専攻」の導入プログラムとして、「数理・データサイエンス・AI リテラシープログラム」を開始している(資料 4-1【ウェブ】、6【ウェブ】、8-38【ウェブ】)。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

【評価の視点】

○図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

○図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書資料の整備と図書利用環境の整備

本学の図書館は地上 5 階・地下 2 階であり、開架図書 55 万冊を収納可能な書架フロア、72 万冊収納可能な自動書庫を有しており、面積 11,925.03 m²、閲覧座席数 850 を有する規模となっている。蔵書数は、1,256,506 冊の図書、9,806 種の学術雑誌、電子ジャーナル 2,935 種である(大学基礎データ表1)。

購入する図書の選書については、「成蹊大学図書館規則」において、第 2 条で図書館は図書その他の資料の収集及び管理を行い、教職員、学生等の利用に供することが定められており、第 3 条にて具体的に図書館が収集する図書館資料を定義している(資料 3-7)。学部予算で購入する分の資料収集方針については、各学部内での協議あるいは了承を経て、各学部の図書館委員を通じて購入する方法が確立されており、大学で必要な書籍・雑誌が系統立てて購入されている。また、各学部の予算執行時に継続図書の確認等を行う際に、学部間で継続図書等の情報共有を行うことで、重複した図書の購入を避けるなど必要な資料を有効に購入できる仕組みとなっている。さらに、「購入希望図書制度」が設けられており、教職員のみでなく、学生も購入を希望する図書について所定の書式で申し出ることが可能となっている(資料 8-39【ウェブ】)。

図書館利用者に対するレファレンスサービスとして、学部カウンターを設けることで、専門分野に応じたきめ細かな相談等の対応を行っている(資料 8-40【ウェブ】)。蔵書の検索については、蔵書検索システム「OPAC」及び「ディスカバリーサービス」を用いている(資料 8-41【ウェブ】)。また、教職員及び学生には Web 上に個人ページ「My library」が用意されており、本ページにおいては、蔵書検索以外にも貸出履歴、貸出延長の手続、予約状況の確認等ができる仕組みとなっている(資料 8-42【ウェブ】)。さらに、本学に所蔵のない資料でも、図書館間の相互協力(ILL: Interlibrary Loan) サービスを通じて他大学図書館等から図書や文献複写の取寄せを実施している(資料 8-40【ウェブ】)。その他、旧制高等学校をルーツに持つ本学を含む五大学(学習院大学、甲南大学、成蹊大学、成城大学、武蔵大学)の図書館における相互利用サービスも実施している(資料 8-43【ウェブ】)。さらに、包括連携協定を結んでいる西南学院大学との相互利用の制度も整備されている(資料 8-44)。

学術情報へのアクセスのために、図書館の Web サイトには電子ブック、電子ジャーナルのほか、「JapanKnowled Lib」や「朝日新聞クロスサーチ」等の電子ツールをはじめとする内外の多様なオンラインデータベースを学問分野別に一覧にして公開している(資料 8-45【ウェブ】)。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるオンライン授業対応において、図書館のサービスを継続するために、「学術認証フェデレーション」や有償契約する各種オンラインデータベース等を学外からも

利用するため、学外リモートアクセス・サービス「EZProxy」を導入・稼働させた。これにより、従来は学内利用のみであった「朝日新聞クロスサーチ」等の新聞記事データベースや多くの学術情報、専門辞書・辞典等の幅広いサービスを自宅等で利用できるようになり、図書館保有の半数以上の電子資源を学外からも利用できるようになった(資料 8-5【ウェブ】)。その他、コロナ禍における図書の貸出及び文献複写の郵送サービスを実施した(資料 8-46【ウェブ】)。また、利用者教育の一環として、各学部と連携し、通常は対面で実施していた図書館ガイダンスを、オンラインや動画でも実施できるような運営を行った(資料 8-47【ウェブ】)。

このほか、本学の学術研究・教育成果を収集・保存し、インターネットを通じて広く公開するシステムとして「成蹊大学学術情報リポジトリ」の管理・運営を行い、本学における教育研究の成果を広く社会に還元している(資料 8-48【ウェブ】)。

図書館資料を利用した学修を有効に行うため、前述のとおりアトリウムやクリスタルキャレル等、多様な学修環境を提供しているほか、学修向けに学生が利用可能なパソコンをクリスタルキャレル内に 113 台用意しており、図書検索用端末(OPAC14 台、データベース用 2 台)としては計 16 台備えている(資料 8-24【ウェブ】)。

また、これらの蔵書・電子データ・施設等の適切な使用を促すため、図書館利用上のルール、電子資料等の利用上の禁止事項、コピー機の利用に係る著作権の注意喚起等について図書館 Web サイト、館内の掲示等で周知・啓発を行っている(資料 8-49、資料 8-50【ウェブ】)。

開館時間については、授業実施日は 9 時から 20 時 30 分までの開館を原則としており、学生の長期休暇期間においても平日及び土曜日の 9 時から 16 時 30 分まで開館することで、学生が図書館をより有効に利用できるよう配慮している(資料 8-51【ウェブ】)。

図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

豊かな学識を有する専任教員の中から図書館長を選任し、図書館の管理運営を行っている。また、適切な学術情報サービスを提供するために、専門的な知識を有する職員の配置を行っており、図書館事務室の職員は、専任職員 11 名、契約職員 12 名、時間給職員等 12 の計 35 名で構成されている。そのうち、17 名が図書館司書資格(2022 年度 3 月現在)を有しており、十分な知識経験に裏付けられた学術情報サービスを提供している(資料 8-52)。加えて、図書館に勤務する多くの事務職員が図書館司書の資格を取得し学生により有益なサービスを提供できるよう、成蹊学園として「資格取得応援制度」を設けており、その資格取得に要した費用を援助することとなっている(資料 8-53)。

④教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

【評価の視点】

○研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する

体制

・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

大学としての研究に対する基本的な考えの明示

本学は、学則に定める理念を実現し、研究活動の健全な発展のために、「成蹊大学における研究にかかわる行動規範」を定めており、その中で研究活動に関する本学の考え方を示し、研究活動に関わる全ての者がこれを遵守するよう求めている(資料 8-54【ウェブ】)。具体的には、「研究課題を良心に従い自主的に選定し、研究成果を継続的に発信して社会の負託に応える」ことや「研究活動を公正に推進し、いかなる不正行為も行わない」こと等を定めている。加えて、研究費の取扱いについても、その遵守事項を定めている。また、全学的な組織として、本学が全学的に推進する研究の実施に関し必要な事項を審議する成蹊大学全学研究統括委員会及び本学における研究の推進に資する諸施策の策定等を行っている成蹊大学研究推進委員会が設置されており、この所管部署として、研究助成課が各種の研究支援業務を行っている(資料 8-55、56)。

研究費の適切な支給

研究費の適切な支給については、「成蹊大学個人研究費に関する内規」に基づいて専任教員に対し個人研究費を支給しているほか、「成蹊大学研究助成規則」に基づいて専任教員が行う学術研究に対する助成制度を整えている(資料 8-57～58)。なお、「成蹊大学研究助成規則」に基づく助成については、その研究結果の公表も義務付けており、事後的にも適切な支給であったかどうかを評価できる仕組みとなっている。また、後述する教員研修制度においては、研修期間に応じた研修費を支給するとともに、海外で開催される国際学術会議へ参加する場合には、その航空運賃の一部または全部を助成する制度を設けるなど、大学として多様な研究支援・助成を行っている(資料 8-59～60)。加えて、本学大学院に在学する学生の研究成果の学会発表及び学会参加を奨励し、学術研究の促進を図ることを目的としてその旅費交通費の一部を助成する制度も設けている(資料 7-30)。上述した研究費については、本学のコンプライアンス体制から具体的な研究費の支出に関する留意事項までを包含している『研究費使用ハンドブック』を作成し大学 Web サイトで公表している。科学研究費助成事業についても研究費使用に関する手続要領を別に設け、これを教職員が閲覧可能な研究助成課の Web サイトに公開することで適正な執行を促している(資料 8-61【ウェブ】、62)。

外部資金獲得のための支援

補助金、外部資金(公的研究費、受託研究等)獲得のために、研究助成課が中心となり、各種情報を収集し、上述の研究助成課の Web サイトで関係者に周知・提供するとともに、申請時の書類作成のサポート等の支援も行っている(資料 8-63【ウェブ】)。また、科学研究費助成事業に選定された実績を持つ本学教員が自身の経験を提供したり、外部専門業者が最新情報に基づき申請書類の書き方を説明するといった講演会を実施するなど、学内において積極的な情報共有やサポートが行われている。

研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

教員の研究室については、大学設置基準に基づき、専任教員(講師・准教授・教授)に対して

個人研究室を割り当てているほか、文系学部には学部ごとに共同研究室を配置している(大学基礎データ表1)。

研究専念時間については、研究活動の時間を確保するため、「大学専任教員の授業担当時間数等に関する規則」に基づき、教員(教授・准教授・講師)の1週あたりの責任授業担当時間数を、経済学部、文学部、法学部及び経営学部にも所属する教員、並びに理工学部にも所属する教員のうち卒業研究及び輪講(以下、「卒業研究等」という。)の担当予定がない者については、いずれも大学院を含めて5コマとしている。また、理工学部の卒業研究等の担当予定者は、実験実習関係の科目、卒業研究及び輪講を担当し、かつ、それ以外の授業科目(大学院を含む)を3コマ以上担当することとしている(資料6-13)。

また、成蹊大学では研究・教育能力の向上及び教育内容・方法等の改善を図るため、教員が海外または国内において研究、調査に専念できるよう、教員研修制度(長期・中期・短期)による研究専念期間を設けている(資料8-64～65)。このように、教員には概ね適切な研究時間・研究専念期間が確保されている。なお、教員研修制度においても研究結果の公表を義務付けている。

TA、RA等の教育研究活動を支援する体制

本学では、教員の教育研究活動を支援する体制として「成蹊大学公認学習補助員「QLA」」「教育補助員(以下、「TA」という。)」及び「リサーチ・アシスタント(以下、「RA」という。)」を設けている。QLAについては、授業における教育効果を高めると同時に、授業の補助等を通じて学生相互の成長を図ることを目的としており、学長が特に認めた科目について配置することができることとしている。具体的には、担当教員が授業運営を円滑に進めるために、授業中あるいは授業の前後に軽微な補助業務を行うだけでなく、ディスカッション等のグループワークにおけるグループ分けや、グループにおけるファシリテーターの役割を担うほか、授業支援以外では、高教センターが主催するイベントやオリエンテーション、先輩QLAとしてQLA候補生の講習会における補助業務等を行う。また、QLAは担当教員に対して、担当教員が授業内容・方法を改善し向上させるための気付きを伝えることができるという点に特徴があり、本学が行うFD活動の一つとなっている。なお、本学では、授業の趣旨を理解し、業務遂行に意欲のある学部学生または大学院学生のうち、書類審査、所定の講習を修了し、上級救命講習を受講して認定証を交付された者をQLAとして認定している。実際に、2021年度には8つの授業科目に対して計21名の学生がQLAとして活動したほか、新たに25名がQLAとしての認定を受けている(資料4-41【ウェブ】、8-66～67)。上述のQLA、TA、RAについてはそれぞれ根拠となる規則を定め、その目的、条件等の詳細を明示している(資料6-49【ウェブ】、8-68～69【ウェブ】)。

オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

本章の点検・評価項目②で記載したとおり、ICT設備の使用やオンライン教育、その他機器の使用等に係る技術的な支援については高教センターが行っている。また、前述のサポート窓口だけでなく、高教センター内には、学園のネットワーク、設備等のサポートのために外部の民間業者がヘルプデスクとして複数名体制で常駐しており、電話やメール、対面でのサポートを常に受けることが可能な体制となっている。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

【評価の視点】

○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備
- ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等)
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

規程の整備

本学では、研究費の不正使用を防止するための取り組みとして、「成蹊大学研究コンプライアンス基本規則」を制定し、研究コンプライアンスの責任体系を明確に示し、諸規定を体系的に整備するとともに、「成蹊大学研究活動にかかわる行動規範」「成蹊大学における研究コンプライアンスの責任体系」及び「成蹊大学における研究費の不正使用防止に関する基本方針」を定め、その中で研究コンプライアンスの最高管理責任者が学長であることを明示している。これらの諸規則・方針等については、大学 Web サイトに「研究不正防止に対する取り組み」の専用ページを設け、学生向けのリーフレットや『研究費使用ハンドブック』、研究上の不正行為に係る通報制度等と併せて公表している(資料 8-70【ウェブ】)。また、本学における研究上の不正行為を防止し、大学院学生、学部学生を含む本学の構成員に対して研究コンプライアンスの遵守を促すことを目的とし、最高管理責任者である学長のもとに研究コンプライアンス推進委員会を設置している(資料 8-71)。

人間を直接の対象とする研究については、『成蹊大学研究倫理ガイドライン』を制定し、本学の内外において、人間を直接の対象とし、その個人の行動、心身等に関する情報を収集して行われる研究を行う全ての研究者が守るべき行動、態度等に関し必要な事項を定め、大学 Web サイトで公表し、研究の円滑かつ適正な実施を確保することに努めている(資料 8-72【ウェブ】)。

なお、健全な産官学連携活動の推進を図るため、利益相反マネジメント体制の構築及び安全保障輸出管理の義務化に伴う管理体制の構築について検討し、2017年度には「成蹊大学利益相反マネジメント委員会規則」及び「成蹊大学安全保障輸出管理規則」を整備し、運用を開始している(資料 8-73～74【ウェブ】)。

教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供

研究倫理教育としては、研究費の執行手続等に関わる業務を行う事務職員及び全教員並びに大学院修士・博士 1 年次生に対して毎年度 e ラーニング教材「APRIN e ラーニング」の受講を義務付け、「コース内の必須単元全てのスコアが 80%以上」との厳格な条件のもとで運用している(資料 8-75、76)。また、研究コンプライアンス推進委員会がこの受講状況が報告され、未受講者については各研究コンプライアンス推進責任者のもと、周知・指導を行っている(資料 8-70【ウェブ】、77～78)。また、2018 年度より、全ての学部学生に対して研究倫理教育を行うべく、専用のリーフレットを活用し各学部において実施している。この取り組み状況についても同委員会に報告されており、体制や実施状況が十分であるか適宜確認している(資料 8-79～80)。なお、これに加え、年に複数回実施している競争的資金の執行に関する説明会では、研究代表者及び研究分担者全員の参加を義務付け、規則の改正内容やガイドラインの要請事項について周知を図っている(資料 8-

81)。その他、研究費を扱う全ての教職員及び取引業者から研究費使用に関する誓約書の提出を求めている(資料 8-82【ウェブ】)。

さらに、2021 年度から、ガバナンス強化のために、毎年度の研究コンプライアンス推進委員会で学長による意思表示を行うと同時に、監事、内部監査室がオブザーバーとして同委員会に参加することで、委員会から必要に応じて意見を求めることを可能としている(資料 8-83)。また、コンプライアンスについての啓蒙活動として、不正防止に係るポスターの作成・掲示及び不正防止に関する事例紹介・注意点等を盛り込んだ教職員へのメール配信を始めた(資料 8-84～85)。

研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理に関する学内審査機関を整備するために、全学的な委員会として研究コンプライアンス推進委員会を設置している(資料 8-71)。同委員会を定期的開催し、研究コンプライアンス体制の点検を行い、学内での定着を図るとともに、諸規則の整備や必要な改善等を行っている。

また、公的研究費の執行については、内部監査室において、大学全体の視点から、年に一度、公的研究費の執行状況について学長からの依頼に基づき監査を実施することとしており、その結果については、最高管理責任者である学長に報告され、さらに 2021 年度から監事、内部監査室が同委員会にオブザーバーとして参加することで、より実効性の高い監査を行うことができるよう体制を整備した(資料 8-83)。

なお、人間を直接の対象とする研究については、上述のとおり、『成蹊大学研究倫理ガイドライン』を制定しており、それに基づき、人間を対象とする研究の実施計画、公表計画等の実施の適否に係る審査に関することを任務とする専門の成蹊大学研究倫理委員会を設け、より有効的な審査機関として機能するよう体制を整備している(資料 8-72【ウェブ】、86【ウェブ】)。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の適切性については、本学の内部質保証システムの一環として毎年度実施されている自己点検・評価において、各学部・研究科、研究助成課、図書館、高教センター、管財課等各部門がそれぞれ点検・評価を行っている。各部門は、大学基準に沿った点検・評価項目について、自己点検・評価を実施し、その長所・課題等を明らかにし、さらに改善策についても併せて検討することとなっている(資料 2-4【ウェブ】、6)。大学全体としての課題については、学長から改善の検討の指示がなされるが、各部門で対応可能な改善課題については、各部門において PDCA を有効に機能させている(資料 2-32)。

上述の定期的な部門ごとの自己点検・評価に加えて、『第 2 次中期計画』の重要施策に基づく各事業計画については、「成蹊学園事業計画・評価等に関する規則」に基づき、学園内で毎年度の中間報告会・年度末報告会を実施するほか、理事会・評議員会で毎年度の年度末報告及び達成期間の中間期における中間報告を行い、定期的に計画の達成状況を点検・評価している(資料

1-39～41)。

また、文部科学省からの2019年5月24日付の通知『大学におけるサイバーセキュリティ対策等の強化について』を受けて、情報化を分掌する常務理事のもと「サイバーセキュリティ対策等基本計画策定プロジェクト」を発足させ、2021年度には情報セキュリティインシデント発生時の一元的な連絡受付窓口として「CRIST(Computer Security Incident Response Team)」の設置に至っている(資料8-87)。

なお、点検・評価の結果、具体的な改善に至った事例の一つとして、学生アンケートの図書館関連項目において、個室閲覧室であるクリスタルキャレルの仕切りがガラスで透明なため、隣の利用者が目に入って集中できないとのコメントを受け、目隠し用のフィルムを貼ることで学修環境の改善に至ったほか、学期末試験期間中の祝日授業日の開館時間の延長、利用要望の多いデータベースへの同時アクセス可能数の拡充等を行った。また、コロナ禍の対応として、学外から電子書籍やデータベースへのアクセスが可能となるシステムの導入や、図書及び文献複写の郵送サービスを原則無料で実施するなど教育研究等環境が多岐にわたって改善している(資料8-5【ウェブ】、45～46【ウェブ】、51【ウェブ】、88)。

(2)長所・特色

学生の自主的な学修を促進する環境の整備については、学内全エリアでの無線LANネットワークを整備しているほか、本学の特徴的・先駆的な施設である図書館においては、個室閲覧室のクリスタルキャレル、学生が議論できるプラネット、学生の小声での学修に必要な会話が許されているアトリウム、会話・飲食が許されているリフレッシュエリアを設けるなど、学生がその時々の自身の求める状況に応じて学修環境を使い分けることができるような工夫がなされている(資料7-12、8-24【ウェブ】)。これは、「学生調査」における図書館の利用に関する満足度を図る項目で、非常に高い満足度を維持していることから、学生のニーズに対する大きな成果が上がっているものと自負している。また、6号館の各階の共同学修エリアには、可動式の机・椅子を設置するなど、今後も、学生のより積極的な学修を支援する環境を整備していく予定である。

コロナ禍においては、オンライン授業に迅速に切り替えるために、「緊急オンライン教育整備チーム」のもとで、「Course Power」「Microsoft 365」「Zoom」等を早い段階から導入し、適切に組み合わせた教育を模索するとともに、教職員に対してはそれらのソフトウェアの使用方法等についての研修を行うなどしたことで、他の大学に比してより早くかつ学びの質を落とさずに教育を提供することができている(資料4-33)。さらに、第4章で述べたとおり、このようなシステムの活用に関する研修や活用事例等を含む有益な情報については、FD研修等を開催して、組織的に共有化を図ることでより有効な教育を実施することができるような環境を整えた。加えて、学生の自主的な学修を継続させるため、図書館では、学外からも電子リソースにアクセスできるシステムの導入や、図書及び文献複写の郵送サービスを原則無料で実施するなど積極的に教育環境の整備を行った(資料8-5【ウェブ】、45～46【ウェブ】)。このように、コロナ禍のような不測の事態においても、学生に提供する教育の質を維持し、可能な限り向上させ、より学生の自主的な学修を促すサービスの提供を検討し、これを迅速に実行していることは、本学が定める「教育目標(人材育成方針)」の達成に資する取り組みであり、本学の長所であると捉えている。

(3) 問題点

2006年に完成した情報図書館や、2014年に完成した6号館には、学生の自習・共同学修エリアが設けられ、学生の自主的な学修や相互交流のスペースとして活用がなされており、また現在建設工事が始まっている新11号館には大規模なラーニングコモンズを設置する予定である。ただ、これらのエリアについては、設備を整えるだけで期待される効果が生まれるものではないため、ラーニングコモンズをはじめとするこれらの自習・共同学修エリアを中心として、キャンパス全体が有機的に結びつき、学生同士の活発な交流が生まれ、充実したキャンパスライフを学生が送れるように、例えば、留学生との多文化・多言語交流を促進するなど、さまざまな工夫について引き続き積極的な検討を行う。

(4) 全体のまとめ

吉祥寺という都会の近くにありながらも、武蔵野の豊かな自然環境に恵まれ、この地に移転してから100年が経過しようという伝統を受け継ぎながら、21世紀の先端技術を取り入れたICT教育を充実させることを近年の重点目標としてきた本学は、学生数に十分見合う校地・校舎を有し、学内のネットワーク環境も充実させてきたため、コロナ禍におけるオンライン教育にもすぐに対応することができた。

バリアフリーに関しては、管財課を中心にキャンパスのハード面でのバリアフリー化が進められていると同時に、学生サポートセンターが2019年に設置され、障がいを持つ学生をサポートする体制も整えられているなどソフト面でもバリアフリー化が進められている。

また、学生や教職員が快適にキャンパスライフを送るために、トラスコンガーデンやアトリオ等のスペースを設けると同時に、環境管理委員会やサステナビリティ教育研究センターにより、キャンパスの環境整備に関する活動を行っている。

2006年に完成した図書館は、2021年度末の時点で蔵書数は125万冊を超え、電子ジャーナルも3,000種近くを提供している。館内には、個室閲覧室としてのクリスタルキャレル、小声での学修に必要な会話が可能なアトリウム、議論を行う際のグループ閲覧室としてのプラネット、飲食・会話が可能なリフレッシュエリアがあり、そのときの学生のニーズに応じた教育環境を提供している。また、コロナ禍での教育研究・学修の継続のため、所有する電子資源の半数以上を学外からもアクセス可能にし、蔵書の郵送サービスも行うなど、利用者の便宜を図っている。

教育研究活動の支援に関しては、研究助成課が、補助金や外部資金獲得のための業務をサポートするなど、各種の研究支援業務を行っている。各教員には規則に基づき個人研究費が支給されるほか、各種研究助成制度も設けられている。また、海外で行われる国際学術会議に参加する場合は渡航費を助成する制度も設けられている。その他、研究に専念する時間を確保するため、教員研修制度や授業担当コマ数の上限設定がなされている。

研究倫理に関しては、「成蹊大学研究コンプライアンス基本規則」により、その体制等が整備されており、『成蹊大学研究倫理ガイドライン』では、人間を直接の対象とする研究において守るべき行動、態度等を定め周知している。そして、研究倫理に対する意識を高めるため、全ての教職員及び学生が、一般財団法人公正研究推進協会が提供するeラーニング教材「APRIN eラーニング」を毎年度受講することを義務付けている。

教育研究等環境の適切性に関しては、毎年度、本学の内部質保証システムにおける自己点検・評価を各部門で行うことに加え、『第2次中期計画』で定める事項については、その進捗状況

や適切性を理事会、評議員会等で検証している。

以上のように、教育研究等環境については十分に整備され、それを維持し改善していく体制が確立されており、大学基準を満たしていると考えている。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

【評価の視点】

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、大学の理念・目的に基づき、教育研究活動の多様な成果を広く社会に還元するため、「社会連携・社会貢献に関する方針」を明確に定めており、大学 Web サイトで以下のとおり公表している(資料 9-1【ウェブ】)。加えて、「社会貢献・生涯学習について」の Web サイトに「地域連携と社会貢献活動」「環境への取り組み」「ボランティア支援センター」等、大学が行う社会貢献に関する取り組みごとにページを設け、「地域連携・成蹊オリパラ」の Web サイトには各年度の詳細な取り組みについて掲載している。また、学園 Web サイトにおいても、学園全体で実施している地域清掃活動について掲載するなどして社会に広く発信している(資料 9-2～4【ウェブ】)。

「社会連携・社会貢献に関する方針」-

産学連携

本学は、産官学の組織的連携を強化し、教育・研究の成果を地域社会・国際社会に還元するとともに、社会に有為な人材を育成する。この目的のため、

1. 企業等と連携して、学生のインターンシップ研修制度を整備する。
2. 企業等と連携して、プロジェクト型授業を実施する。
3. 企業等との共同研究プロジェクトを奨励する。

地域連携

本学は、地方自治体、地域の企業・組織と連携し、教育・研究活動の多様な成果を還元することにより、地域社会の発展に貢献する。この目的のため、

1. 地方自治体や組織の協力のもと、社会人が生涯にわたって学び続けることができる多様な学修プログラムを整備する。
2. 地方自治体、地域の企業・組織と連携し、地域の課題解決のための研究プロジェクト実施を支援する。

社会貢献

本学は、本学学生及び教職員による社会貢献活動を支援する。この目的のため、

1. ボランティア支援センター等を通じて、学生及び教職員の社会貢献意識の高揚を図り、そのボランティア活動等を支援する。
2. 教員等の研究活動の成果を踏まえた社会への知見の提供を支援する。

また、大学として『第2次中期計画』で定める「Seikei Way(「ゼミの成蹊」「プロジェクトの成蹊」「ラボの成蹊」「USR の成蹊)」を強力に推進し、「個性輝く(ブリリアント)大学」へとダイナミックに変貌

する。」では、その重要施策として「(5) 改革を支える環境、インフラの整備(各種連携(産学、高大、他大、地域等)の拡充強化)」を掲げている。そのための事業計画の一つとして「各種連携(産学、高大、他大、地域等)拡充強化」を目指し、①連携窓口となる専門チーム設置、②各種連携を漸次拡充、推進、③武蔵野市との連携強化の3点を軸として掲げている(資料 1-38)。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

【評価の視点】

- 学外組織との適切な連携体制
- 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
- 地域交流、国際交流事業への参加

学外組織との適切な連携体制

「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき、社会連携・社会貢献を積極的に推進するため、特に地域社会に根ざした教育研究機関として、その成果を社会に還元していけるよう、全学的な組織として地域連携・地域貢献推進委員会を設置している(資料 9-5)。本委員会規則には、その任務として「(1) 地域連携・地域貢献推進に係る自治体等との協議に関すること。」「(2) 前号の協議に基づく社会人の学び直し、生涯学習等の企画及び立案に関すること。」「(3) 自治体等と連携し、地域の課題解決のための研究プロジェクトの実施を支援すること。」等が明記されている。

本学は、大学の所在地である武蔵野市と『武蔵野市と成蹊大学との連携に関する協定書』(2014年4月4日調印)を締結しており、武蔵野市及び近隣地域の諸団体との連携事業として、教育研究の成果を地域社会に還元する取り組みを数多く行っている(資料 9-6、7【ウェブ】)。それぞれの取り組みについては、地域連携・地域貢献推進委員会で協議のうえ、必要に応じて大学運営会議に諮り、関連する学部及び事務部署間で連携を図りながら対応している。また、本学と武蔵野市との打ち合わせも定期的を開催しており、その場で武蔵野市・本学それぞれの状況や、連携事業の実施等について細かに情報共有を行うことで、双方にとってより有効な連携をとれるような体制を整えている(資料 9-8)。

本学は、公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団が事務局を務め、武蔵野市と武蔵野地域の5大学(亜細亜大学、成蹊大学、東京女子大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学)が連携して継続的な生涯学習の機会を提供する仮想大学である「武蔵野地域自由大学」に参加し、各種講座を提供している(資料 9-9【ウェブ】)。

また、2022年度に、本学は、芸術文化行政の担い手となる人材育成及び芸術文化の振興に資することを目的として、公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団と『公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団と成蹊大学との芸術文化の振興に関する覚書』(2022年10月1日付)を締結し、武蔵野市の文化施設の優先使用や使用料の減免、本学文学部「芸術文化行政コース」所属学生の実習の受入れ等を行っている(資料 4-10【ウェブ】、9-10～11)。

ほかにも、2014年度に開設した成蹊大学ボランティア支援センターでは、学生による、近隣地域や学外組織とのボランティア活動の企画・支援、ボランティアに関する講座・イベントの開催、ボランティアに関する情報提供や相談等を活動の軸として運営している(資料 3-12、7-67【ウェブ】)。また2018年度に、持続可能な社会の担い手を育む教育 ESD (Education for Sustainable

Development:持続可能な開発のための教育)の必要性に基づきサステナビリティ教育研究センターを開設し、多数の大学教員が所員としてその運営に参画している(資料 3-14~15、8-28【ウェブ】)。なお、ESD に関しては、成蹊学園は、100 年に及ぶ園芸教育・栽培活動の歴史、90 余年の気象観測の歴史に代表されるような、実験や観察、校外学習を通じた「本物に触れる体験」が評価され、「ユネスコスクール」の認定を受けている(資料 9-12【ウェブ】)。このような小学校から大学まで学校法人全体で認定される例は世界的にも珍しい。また、本学はパートナーとして、ユネスコスクール支援大学間ネットワーク「ASPUnivNet (ASP ユニヴネット)」において、「ユネスコスクール」加盟申請中のキャンディデート校の活動サポートを行っている(資料 9-13【ウェブ】)。さらに、ESD 推進機関であるサステナビリティ教育研究センターを主体に、成蹊学園の小学校、中学・高等学校と連携しながら、さまざまな学校や研究機関、市民等を結ぶハブ(拠点)として、ESD や「理化教育」、地球環境、地域環境等に関するコンテンツの発信やイベントの実施、教育研究を実施している(資料 9-14【ウェブ】)。

産学連携の特徴的な取り組みとして、第7章において記載した、産学連携の人材育成プログラム「丸の内ビジネス研修(MBT)」が挙げられるほか、企業との共同研究等の実施、企業からの社会人講師の受入れ、企業等とタイアップした授業の導入、企業と連携してインターンシップ研修の組織的運営を行うなど、積極的な取り組みを行っている(資料 4-12【ウェブ】、14【ウェブ】、9-15~18、19【ウェブ】)。

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

本学では、学術研究・教育における実績を社会に還元する一環として、社会人の方を対象に、本学の正規学生としての身分を持たずに本学学生とともに聴講することができる「聴講制度」を設けており、生涯学習の場として活用されている(資料 9-20、21【ウェブ】)。また、特定の資格等の取得のために、本学に開設されている一部の授業科目を履修し、正規の単位を修得する「科目等履修制度」も設けている(資料 9-22~23、24【ウェブ】)。その他、国際教育センターでは、学外の日本国籍を有しない方が日本語科目及び学部開講科目を聴講することができる「外国人聴講制度」も設けている(資料 9-25【ウェブ】)。

また、成蹊大学が立地する武蔵野市及び武蔵野地域と連携した教育研究活動としては、地域住民の学習意欲に応えるとともに、教育成果を還元するため、上述の「武蔵野地域自由大学」へ加盟し、「武蔵野市寄附講座」「五大学共同教養講座」「五大学共同講演会」等を開催することで、多岐にわたる内容の講座を提供している(資料 9-26~28【ウェブ】)。また、大学独自にも「成蹊大学公開講座」として、年に複数回の講座を無償で開講している(資料 9-29【ウェブ】)。これらの講座の受講生については、その多くが近隣地域住民であり、より地域に根差した大学としての意義を大きくしている。また、コロナ禍において、これらの講座は一時中断されていたものの、2021 年度よりオンラインによる実施を行うことで改めて運営が開始されている。中でも、本学独自の「成蹊大学公開講座」については、受講者の居住地域を限定せず実施したため、より幅広い地域・年齢層の受講者への教育成果の還元が可能となった。

本学の初の常設研究機関として、1981 年に設立されたアジア太平洋研究センターは、アジア太平洋地域に関連する学際的・国際的共同研究の推進とその研究成果の社会への還元として、数多くの講演会やシンポジウムを実施してきた。これらのイベントは大学 Web サイト等で周知すると同時に、武蔵野市と連携して市報等を用いた広報も行われており、広く地域住民の参加を受け入れ

ている(資料 3-9、9-30【ウェブ】)。

三菱創業 150 周年記念事業委員会からの支援を受けて、2020 年 4 月に開設した Society 5.0 研究所は、2021 年 9 月には、「Society 5.0 の実現に向け、いま産官学のプレイヤーたちはどのような考え方のもとで、何をなしていけばいいのか」をテーマに、成蹊大学 Society 5.0 研究所開設記念フォーラム「Society 5.0 を生きる」をオンラインで開催した(資料 3-16、9-31～33【ウェブ】)。本フォーラムには、本学学長、Society 5.0 研究所所長に加え、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、三菱総合研究所の役員をゲストに招いて展開され、メディアにも大きく取り上げられた。その後も本研究所では、その設立趣旨に沿ったテーマの講演会を多く開催している(資料 9-34【ウェブ】)。

また、サステナビリティ教育研究センターや学部、学生団体の主催により、武蔵野市在住及び通学する子どもを対象としたイベントを多数実施している(資料 9-7【ウェブ】)。成蹊学園としては、創立者中村春二が目標とした人格教育の理念である「勤労の実践」を具現化する活動として、学園構成員による地域清掃活動を年 4 回実施してきた(2020 年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により活動中止)(資料 9-4【ウェブ】)。理工学部では、武蔵野市及び公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団との契約に基づいて、「親子 de サイエンス」「ロボット教室」等のイベントを開催している。これらは、どちらも武蔵野地域の小学生に向けて、本学の教員及び学生アシスタントが指導するものであり、例年非常に多くの申込があるイベントとなっている(資料 9-35～36)。学生団体では、武蔵野市主催の地域の子どものためのイベント「Sports for All 水球」が開催されており、本学の体育会水泳部が運営サポートを行っている(資料 9-37【ウェブ】)。馬術部においては、武蔵野市、公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団、NPO 法人等と連携して、地域の小中学生等を対象に本学の馬場を使用して乗馬や馬と触れ合う体験会を開催している(資料 9-38【ウェブ】)。ラグビーフットボール部では横河武蔵野アトラスターズと共同で武蔵野市内の公立小学校にてタグラグビーの指導を行っているほか、応援指導部チアリーダー部では武蔵野警察署が主催する吉祥寺駅前での地域防犯イベントに出演するなど、地域に貢献している(資料 9-39【ウェブ】)。

加えて、本学は、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と『2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会大学連携協定』を締結し、かつ、さまざまな事業を展開し、イベントやボランティアを通じて学生・教職員が一緒になって取り組んだ。具体的には、オリンピック・パラリンピック学習事業の一環として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会委員や日本オリンピックアカデミー理事等の講師を招いての講演会を実施し、さらにその一部は地域の方にも広く受講できる形で開催した(資料 9-3【ウェブ】)。また、本学の全学共通カリキュラムである「成蹊教養カリキュラム」の科目「武蔵野地域連携セミナー」では、東京オリンピック・パラリンピックで武蔵野市がホストタウンを務めたルーマニアに関する言語や文化に関する授業を実施している(資料 9-40)。

近隣地域と連携した教育研究活動としては、上述のとおり、学生団体がボランティアやスポーツイベントに参加・協力するほかに、各学部において、学生向けに社会との連携・協力に係る科目を配置し、特色ある教育活動を実施している。経済学部現代経済学科の「実践ゼミナール」は、フィールドワークに基づいたプロジェクト型授業で、武蔵野市緑町のリノベーションまちづくりや、つくば市での観光ビジネス創出等の課題に取り組み、学生主導型の地域イベント等を開催している(資料 9-41【ウェブ】)。文学部現代社会学科の科目である「メディアリテラシー演習」では、近隣ラジオ局の協力を得て、地域コミュニティに関する番組制作を行い、実際に録音番組 3 つ、生放送番組 1 つが「むさしの FM」で放送されている(資料 9-42【ウェブ】)。また、文学部現代社会学科の科目

である「コミュニティ演習」では、地域社会との結びつきを継続的に強化していくことを目的に、毎年度さまざまなテーマで地域コミュニティの課題や、その歴史を掘り起こし、学生の視点からその課題や歴史を再分析している(資料 9-43【ウェブ】)。ほかにも、理工学部システムデザイン学科(※学科改編のため 2022 年度以降学生募集停止)で取り組む「吉祥寺プロジェクト」では、工学的手法に基づいて吉祥寺というコミュニティが抱える問題について、データを収集し、解析して、解決策を提案する授業が行われている(資料 9-44【ウェブ】)。さらに、大学院においても、文学研究科日本文学専攻の大学院学生を中心にして、板橋区上天祖神社と協力して、「天祖神社歌占プロジェクト」が進められるなどしている(資料 9-45【ウェブ】)。

このように本学は、武蔵野市及び武蔵野地域の団体との連携のもと、または本学独自に非常に多くの社会貢献活動を積極的に実施しており、その実施内容については、大学 Web サイトに一覧にして掲載し、広く社会に公開している(資料 9-7【ウェブ】)。

また、このような社会貢献活動を通じて、本学学生の社会性の向上及び人格形成の促進に寄与することを目的として、「社会活動支援奨学金」の制度を設け、学生の積極的な参加を促している(資料 9-46【ウェブ】)。

企業と連携した教育研究活動としては、前述の学部横断型の産学連携人材育成プログラムである「丸の内ビジネス研修(MBT)」が挙げられる。このプログラムは、第7章で記載したとおり、企業ニーズに適合した人材を育成することを目的としてスタートしており、多業種・多職種な協力企業の協力のもと、約 7 ヶ月間かけて実施され、徹底した実践体験により社会で求められる力を育成するプログラムとなっている。2020 年度は新型コロナウイルスの影響により中止となったが、2021 年度は協力企業の関係者の協力のもと、感染防止対策を講じた上で、対面形式とオンライン形式を組み合わせ実施した(資料 4-14【ウェブ】)。

地域交流、国際交流事業への参加

大学間の地域交流として、2018 年 6 月に島根県立大学・島根県立大学短期大学部と、2019 年 11 月に西南学院大学との包括連携協定をそれぞれ締結している(資料 9-47~49)。

島根県立大学とは、包括連携協定締結を記念して、本学で島根県の伝統芸能である石見神楽に関する講演、島根県立大学生等による舞が行われ、本イベントは本学学生だけでなく市民にも広く公開された(資料 9-50)。その前後も、同大学とは学生交流を中心とした連携事業を実施しており、本学経済学部のゼミが島根県立大学総合政策学部のゼミとともに、島根県吉賀町柿木村の有機野菜生産・販売の取り組みや現地で活躍する「地域おこし協力隊」メンバーら取材し、地域活性化に向けて「地域おこし協力隊とコラボして大学生にどのようなことができるか」について議論・発表を行った(資料 4-31【ウェブ】)。この様子は当時、中国新聞や山陰中央日報にも掲載され注目を集めた(資料 9-51【ウェブ】)。さらに、その際の企画の一つに「島根県産農産物の吉祥寺での販売」があり、生産地に近い島根県立大学の学生や「地域おこし協力隊」が商品開発を担当、消費地にある本学の学生がニーズ調査や販売戦略を立て、最終的にはアトレ吉祥寺「駅フェスタ」に出店し、実際に吉賀町の農産物の販売につながった(資料 9-52【ウェブ】)。

新型コロナウイルス感染症の影響により対面での交流・活動が難しかった近年においては、本学が 2021 年 9 月にオンライン開催した SD 研修会「大学におけるカルト宗教の勧誘とその対策について」に、島根県立大学と西南学院大学の教職員の参加を呼びかけ、70 名(本学:49 名、島根県立大学:13 名、西南学院大学:8 名)が参加する形で合同 SD 研修会を実施した(資料 9-53)。

なお、西南学院大学とは、依然として対面での交流や取り組みの実施等が難しい状況であるものの、大学図書館の相互連携について取り決めるとともに、2020年以降はオンライン会議を開催し職員間の意見交換を行っている(資料 9-54)。加えて、2021年7月には、西南学院大学と近隣の国際基督教大学と本学の3大学により、コロナ禍での今後の教育について情報交換会を実施している(資料 9-55)。

さらに、2019年12月にサイバー大学と教育連携に関する協定を締結しており、これに基づき、2020年度後期授業より、サイバー大学の授業コンテンツ3科目を開講している(資料 9-56)。

また、高大連携についても、前回の大学評価以降、2019年3月に聖学院中学校・高等学校、2020年3月に都立松原高等学校、2021年3月に茗溪学園高等学校、2022年12月に北海高等学校との高大連携協定を新たに締結しており、合計17校の高大連携締結校を有している(資料 9-57)。

本学の特色ある国際交流としては、近年では東京オリンピック・パラリンピック競技大会で武蔵野市がホストタウンを務めたルーマニアとの交流事業が挙げられる。上述のオリンピック・パラリンピック学習事業だけでなく、交流事業も非常に多く展開した。具体的な活動としては、コロナ禍以前は武蔵野市が結成した文化交流市民団の一員としてルーマニア・ブラショフ市派遣事業への参加等を行い、コロナ禍においても、武蔵野市多文化共生課の協賛で、学生によるルーマニアのパラリンピック委員会会長とパラリンピックアスリート選手へのオンラインインタビューや、ルーマニアのブラショフ市にある日本武蔵野センターで日本語を学ぶ学生と本学学生のオンライン交流会、ルーマニアの民族楽器であるパンフルートの発表会への参加等があり、これらの活動はさまざまなメディアに掲載され、社会的注目度の高さがうかがえた(資料 9-58)。

また、国際教育センターでは、本学の学部学生及び大学院学生によるスポーツ・ボランティア活動・地域活動等の国際交流活動で優秀な成果を収めた者に対して、国際交流賞の授与が行われている。2019年度は、ホンジュラス共和国大使館でのインターンシップでさまざまな活動を行った学生が表彰されている(資料 9-59【ウェブ】)。なお、2020年度・2021年度は新型コロナウイルスの影響により、候補者の募集が中止された。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献を積極的に推進するため、特に地域社会に根ざした教育研究機関として、その成果を社会に還元する目的で設置した地域連携・地域貢献推進委員会を定期的に開催し、社会連携・社会貢献の適切性について懇談・協議している(資料 9-5、60)。

各部門における取り組みについては、内部質保証推進チームを中心に、社会連携・社会貢献の適切性に関して、本学の内部質保証システム内で定期的な点検・評価を行い、改善・向上に向けて取り組んでいる(資料 2-4【ウェブ】)。また、大学全体として実施している教員の自己点検・評価においては、教育、研究だけでなく、社会貢献に関する自己点検・評価と目標設定も行っており、その適切性についても教員の業績評価の一環として情報が共有され定期的に検証されている(資

料 9-61)。

『第 2 次中期計画』において、「(5)改革を支える環境、インフラの整備(各種連携(産学、高大、他大、地域等)の拡充強化)」として定め、そのもとに掲げている取り組みの進捗状況については、「成蹊学園事業計画・評価等に関する規則」に基づき、学園内で毎年度の中間報告会・年度末報告会を実施するほか、理事会・評議員会で毎年度の年度末報告及び達成期間の中間期における中間報告を行い、定期的に計画の達成状況を点検・評価している(資料 1-39～41)。

武蔵野市との間では、武蔵野市との包括連携協定に沿って、武蔵野市・成蹊連携協議会が開催されており、活動状況について双方からの報告を行い、点検・評価を実施し、必要に応じて対応策を検討するなどしている(資料 9-8)。

社会貢献について、点検・評価に基づく具体的な改善事例としては、「成蹊大学公開講座」等の講座・講演会についての取り組みが挙げられる。「成蹊大学公開講座」については教職協働の「公開講座プロジェクトチーム」において各種検討がなされているが、従来、対面で実施されており、かつ、近隣の高齢の住民の参加が多い本講座はコロナ禍では感染のリスクが非常に高く中止せざるを得ない状況であったが、講座の開催についての問い合わせや開催を希望する声が多いことから、2021 年度試験的にオンラインにて実施し、そこで明らかになった受講者の ICT スキルや、質疑応答を含めた講演の進め方等の課題をプロジェクトチームで点検・評価し、2022 年度からの安定的な運用を行うに至っている(資料 9-29【ウェブ】)。加えて、オンラインにしたことで受講者の居住地、年齢層の幅も広げることにつながっており、さらに、これは地域と連携して実施している「武蔵野地域五大学共同教養講座」「武蔵野地域五大学共同講演会」にも応用することができている(資料 9-27～28【ウェブ】)。

上述のとおり、本学は社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っている。今後、本学の社会連携・社会貢献がどのように、知名度向上に寄与しているかについて、検討を進めていく予定である。

(2)長所・特色

『第 2 次中期計画』で掲げる本学の教育における 3 つの柱は、「ゼミの成蹊」「プロジェクトの成蹊」「コラボの成蹊」であり、この 3 つの柱が、本学の社会連携・社会貢献活動を支えているといえる。逆にいえば、地域社会や企業のサポートなくして、成蹊大学の教育は成り立たない。その点において、本学は武蔵野市をはじめ武蔵野地域の各団体との連携をさまざまな場面で密にとっており、強い協力体制のもとで各種講演会、イベント、授業等を実施することで、本学が備えている人的・知的・物理的財産をさまざまな分野・方法で活用し、地域社会や企業、学外組織に対して、その成果還元を実現できていることは本学の特色であり大きな長所であるといえる(資料 9-7【ウェブ】)。中でも、大学間の連携として包括連携協定に基づき実施された島根県立大学との合同ゼミでの地域課題解決に向けた議論が、本学の所在地である吉祥寺において社会貢献・地域交流のイベントへと発展し、実際に具体的な形となり成果を上げていることは、大学間連携と社会連携・社会貢献活動とが融合した特徴的かつ先駆的な取り組みである(資料 9-52【ウェブ】)。

また、社会連携・社会貢献活動から得られたフィードバックが、本学学生や教員の知識や経験を更に豊かに高めていることは疑いがなく、さらには各種イベントのより充実した開催に向けても大いに有効活用されている。ボランティア支援センターやサステナビリティ教育研究センターの設立や、東京オリンピック・パラリンピック等の新たな取り組みに積極的にチャレンジできたことは、上述の知

識や経験をもとに、武蔵野市と長きにわたりさまざまな活動を通じて連携を継続しながら、よりよい関係性を築いてきたことの表れである。また、2020年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、多くの行事や活動が一旦中止となったものの、そのような状況下でも、講演会や講座等については、積極的にICTを活用し可能な限りオンラインでの配信等によりこれらを実施し、活動を継続してきたことは、本学の使命に基づき地域社会からの期待に応えるものであり、受講者アンケート等においても大きく評価されている。さらには、これを機にオンラインで実施したことにより、大学のさまざまな講座に従来から参加をしていた近隣地域住民のみならず遠隔地からの聴講もあり、本学の知名度や活動を広く知ってもらうという面においても、一定の成果を上げている(資料9-27~29【ウェブ】)。

加えて、本学の先駆的な社会貢献の取り組みとして、成蹊学園として「ユネスコスクール」の認定を受けていることが挙げられる。学校単体での加盟校は多くあるものの、本学のように学校法人全体としての認定は世界的に珍しい例となっている(資料9-12【ウェブ】)。さらに、サポーターとして、ユネスコスクール支援大学間ネットワーク「ASPUnivNet(ASP ユニヴネット)」において、サステナビリティ教育研究センターを主体に、小学校、中学・高等学校、大学が蓄積してきた教育資源を、ユネスコスクールの児童、生徒が参加できるフォーラム、シンポジウム、講演会、ワークショップ、出前授業等の形で提供しており、加えて、「ユネスコスクール」加盟申請中のキャンディデート校の活動サポートを行うなど積極的に活動している(資料9-13【ウェブ】)。これは、先駆的かつ独自性の高い取り組みであると同時に、本学の理念・目的である「地域社会に根ざしつつ、世界に開かれた教育・研究機関として、その成果を社会に還元することを通じて、人類の共存に寄与する」ことに大きく資する取り組みであると自負している。

(3) 問題点

これまで本学は、本学が備える財産を活用し、健全かつ適切な社会連携・社会貢献活動を実施してきた。ただし、今後の持続可能な活動を実現するためには、既存の連携先との関係強化や活動の更なる充実と改善・発展に加えて、新規の連携先の開拓等をより積極的に推進していく必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学は、大学の理念・目的を達成するために「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、その方針に基づき、各種取り組みを行っている。既存の取り組みについては改善と向上を継続しながら、新しい取り組みを試行錯誤しつつ実現してきた。その社会連携・社会貢献活動を通じて、地域社会や自治体、企業等と適切な関係を構築してきたことは大きな成果であるといえる。

本学は社会貢献活動として、生涯学習の機会の提供のために、「聴講制度」「科目等履修生制度」を設けるほか、大学独自の「成蹊大学公開講座」を開講するなどしている。また、学内組織としてはボランティア支援センター、サステナビリティ教育研究センターを設置しており、ESDについては成蹊学園として「ユネスコスクール」の認定を受けており、学校法人全体での認定は世界的にも珍しい例となっている。

地域連携として、武蔵野市との間では『武蔵野市と成蹊大学との連携に関する協定書』を締結し、武蔵野地域自由大学への参画により「武蔵野市寄附講座」「武蔵野地域五大学共同教養講座」等の各種講座の提供等を行い、教育研究の成果を地域社会に還元する取り組みを行っている。

る。なお、武蔵野市とは、定期的に意見交換の場を設け、振り返りを行っている。

大学間連携については、島根県立大学や西南学院大学との間にそれぞれ包括連携協定を締結しており、コロナ禍においても、この協定に基づき、ICT を利用して合同 SD 研修会や意見交換会を行うなど相互連携をより強固なものにしてきた。

高大連携についても、2019年に聖学院中学校・高等学校、2020年に都立松原高等学校、2021年に茗溪学園高等学校、2022年に北海高等学校との高大連携協定を締結したことで合計17校との協定を結んでおり、今後、それぞれの特色と強みを生かした高大連携活動を通じて、高等学校教育及び大学教育の発展に寄与することが期待される。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と連携協定を締結し、オリンピック・パラリンピック学習事業の一環としての講演会の実施や、武蔵野市がホストタウンを務めたルーマニアとの交流事業等が行われ、イベントやボランティアを通じて学生・教職員が一丸となって取り組んだ。

また、本学は産学連携として企業との共同研究等の実施、企業等とタイアップしたプロジェクト型授業の導入等を行っているが、大きな特徴として、学部横断型の産学連携人材育成プログラム「丸の内ビジネス研修(MBT)」を実施している。コロナ禍においても対面形式とオンライン形式を適切に組み合わせ、企業と学生の連携の機会を保持してきたことは高く評価できる。

今後は、PDCA サイクルに基づく全学的な内部質保証システムにおいて確認した課題を解決していくとともに、現在協定を結んでいる学外組織と定期的に意見交換の場を設けるとともに、広く社会的要請を受け入れられる仕組みを検討し、併せて積極的にパートナー候補や連携先の開拓を行うことが期待される。

以上のことから、本学は、大学基準を充足していると考えている。

第 10 章 大学運営・財務(1) 大学運営

(1) 現状説明

① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

【評価の視点】

- 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
- 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、大学の理念及び目的のもとで教育目標を実現し、社会の要請に応え、公共的役割を果たすため、「管理運営に関する方針」を定め、その中で管理運営・財務についてそれぞれ以下のとおり定めている(資料 10(1)-1【ウェブ】)。

「管理運営に関する方針」

管理運営

1. 本学は、関係法令を遵守し、明文化された規定に沿った公正な意思決定と、これに基づく円滑な業務運営を行うとともに、情報公開を積極的に推進するものとする。
2. 本学は、学長のリーダーシップのもと、円滑な大学運営と効果的な教学改革が実現するよう、学長、副学長、学部長、研究科長、その他役職者の権限と責任を明確化するとともに、規定、組織、管理運営体制の継続的改善に努めるものとする。
3. 本学は、大学業務を円滑に行うため、適切な組織体制のもと、適切な人員を配置し、教職員の意欲及び資質の向上を図るための諸制度や環境の整備に努め、事務機能の強化を図るものとする。

財政

1. 本学は、教育研究を安定して遂行するための必要かつ十分な財政基盤を確立するため、中・長期計画に基づく納付金、寄附金、補助金等、財源の安定的確保に努めるとともに、外部研究資金を積極的に獲得するための組織・体制を整備するものとする。
2. 本学は、明確な方針のもとで適切な予算編成を行い、予算執行及び決算については、内部監査、監事監査、公認会計士監査などによって健全性と効率性を担保し、財務状況の情報公開を積極的に推進するものとする。

本方針は、本学が定める各種方針とともに大学 Web サイトに掲載し、教職員へ周知するとともに、広く社会に公開している(資料 10(1)-1【ウェブ】)。

また、本学の理念・目的及び各種方針に基づき、2019 年度より 2022 年度までの 4 年間で達成期間とした『第 2 次中期計画』を策定しており、その進捗状況や適切性については、理事会・評議員会等で必要な報告がなされ、『事業計画』『事業報告書』として大学 Web サイトにて広く一般に公開している(資料 1-42【ウェブ】)。

② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

【評価の視点】

○適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
 - ・役職者の選任方法と権限の明示
 - ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
 - ・教授会の役割の明確化
 - ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
 - ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化
 - ・学生、教職員からの意見への対応
- 適切な危機管理対策の実施

適切な大学運営のための組織の整備

本法人の組織運営については、「学校法人成蹊学園寄附行為」に明示されており、第9条においては学長が理事となることが規定されている(資料1-34【ウェブ】)。

大学の管理運営は、学則及び大学院学則に則り行われている(資料1-3~4【ウェブ】)。

学長の選任方法と権限の明示

学長の権限については、学則第8条に「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と規定し、大学の校務に関する最終的な決定権が学長にあることを明確に示している(資料1-3【ウェブ】)。

学長の選考方法については「成蹊大学長選考規則」において、理事長のもとに設置する成蹊大学長選考委員会(以下、「選考委員会」という。)が行うことが規定されている(資料10(1)-2)。具体的な選考手順は同規則第6条以降に規定されており、まず推薦権者より学長候補者の届出を行い、この一次候補者のうちから選考委員会は、推薦書類である『推薦理由書』『一次候補者の大学運営方針』等について書面審査を行い、二次候補者を選考する。次に、選考委員会は二次候補者に対して、大学運営方針等に係る説明を聴取し及び質疑応答を行うため、個別面接を実施する。続いて、2人以内の最終候補者を選考し、順位を付して選考し、選考の結果及び過程並びに選考した理由を記載した書面により理事長に報告する。最後に、理事長が、選考委員会が推薦した最終候補者のうちから、選考委員会の選考の結果を尊重した上で1人を選考し、学長に任命することとしている。なお、選考委員会の詳細については「成蹊大学長選考委員会規則」において、学長候補者学内推薦に関しては「学長候補者学内推薦実施細則」において、それぞれ定められている(資料10(1)-3~4)。

役職者の選任方法と権限の明示

法人の役職者である理事長、学園長等の権限とその選任方法については、「学校法人成蹊学園寄附行為」「学校法人成蹊学園寄附行為施行規則」「学校法人成蹊学園学園長候補者選考規則」等の法人に係る規則において定めている(資料1-34【ウェブ】、10(1)-5~6)。

大学の役職者である副学長、学長補佐、学部長・研究科長等については、各役職の権限につ

いて学則及び大学院学則にそれぞれ明記し、その選任については別に各規則を定めている。

学部長・研究科長の選任については、全学に共通する事項として「成蹊大学学部長及び研究科長の選任等に関する規則」を定め、そのもとに各学部の学部長選考に関する規則が定められている(資料 10(1)-7)。例えば、文学部長の選任にあたっては「文学部長候補者の選考に関する規則」第 5 条に定めている最終候補者の選出方法に則って選出を行い、最終候補者について学長への推薦がなされ、その後は「成蹊大学学部長及び研究科長の選任等に関する規則」に則って、最終候補者のうちから学長が学部長を選考し、理事長に上申し、理事長が学部長を任命することとなる(資料 10(1)-7~8)。

加えて、学長がリーダーシップを発揮できるよう、副学長 2 名まで、学長補佐 3 名までを選任できることとし、2022 年度は「成蹊大学副学長の選任等に関する規則」及び「成蹊大学学長補佐の選任等に関する規則」に基づき副学長 2 名、学長補佐 3 名を配置している(資料 10(1)-9~10)。

学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備、教授会の役割の明確化、 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

本学では、学長による意思決定に関して、大学の教育研究に関する重要事項の審議機関としての位置付けの大学評議会、大学の運営に係る企画立案等、大学内意見調整を行う学長諮問機関としての位置付けの大学運営会議を設けており、それぞれの議長を学長が務めることとなっており、適時適切な意思決定を行うことができる仕組みとなっている(資料10(1)-11~12)。「成蹊大学評議会規則」には大学評議会の具体的な審議事項として、大学の教育研究上の目的を達成するための基本計画に関する事項、学則その他教育研究に係る重要な規則の制定及び改廃に関する事項、教員の配置計画及び教育研究業績の審査に係る方針に関する事項等が明記されており、同規則第6条第3項において「学長は、会議の議論を参酌した上で、議事を決する」こととしている。また、それ以外にも上述の会議で行われる意思決定については、必要に応じて、各学部、各研究科に設置する教授会において意見を求めることが定められている(資料10(1)-11)。

ほかにも、学長のもとには、全学共通科目及び学生の多様な学びを支援する「副専攻制度」の円滑な運営を図るための成蹊大学全学教育協議会等、大学運営の一助をなす各種委員会、各学部には学部運営の一助をなす各種委員会が適宜設定され、大学の円滑な管理運営を担っている(資料10(1)-13)。

また、大学事務組織については、『第 2 次中期計画』を推進させるために、学長室を 2019 年度に設置し、事務のとりまとめを学長室長とし、学長・副学長・学長補佐と協働して学長室を統括することで、教職協働の組織とし、一連の業務フローを迅速かつ柔軟に行える体制に整えた(資料 10(1)-14)。各学部・研究科における教授会・研究科教授会については、学則第 12 条及び大学院学則第 34 条にそれぞれその設置について定めている(資料 1-3~4【ウェブ】)。教授会については、学則のもとに「成蹊大学教授会規則」、大学院学則のもとに「成蹊大学大学院研究科教授会規則」がそれぞれ定められており、その中で、当該学部に所属する専任の教授、准教授及び講師(研究科の場合は当該研究科の大学院担当資格を有する専任の教授、准教授及び講師)をもって構成することを定めている。審議事項については各規則第 3 条にそれぞれ明記している。これらの審議事項については、学長及び学部長・研究科長の求めに応じて意見を述べるができることが定められており、最終的な決定権をもつ学長との役割を明確に示している(資料 4-49、5-24)。

教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化

学校法人成蹊学園は、この法人を代表する理事として、理事長及び学園長を置くこととしている(資料 10(1)-15【ウェブ】)。また、学園長を補佐し、この法人の業務を分掌するものとして常務理事(4名)の役職を設けている。教学組織と法人組織の権限と責任の明確化について、学校法人成蹊学園としての意思決定は「学校法人成蹊学園寄附行為」に基づき、理事会を最終議決機関、評議員会を理事会への意見具申を行う諮問機関として設置しており、理事会への付議事項等については、「学校法人成蹊学園寄附行為施行規則」第12条に、評議員会への諮問事項については同寄附行為第28条に定めている(資料 1-34【ウェブ】、10(1)-5)。また、学園長の諮問に応じて、学園及び学園の設置する学校全体に関わる重要事項を審議し、かつ、学園長に建議するために、常務理事会を設置しており、その審議事項等については「学校法人成蹊学園常務理事会規則」に定めている(資料 10(1)-16)。加えて、学園の教育理念に基づく教育研究の質的改善を実現することを目的として、理事会への提言を行うために、必要に応じて理事会のもとに「アドバイザリーボード」を設置することが可能となっている(資料 10(1)-17)。

なお、上述の「学校法人成蹊学園寄附行為」第9条において、学長が理事となることが定められているとともに、常務理事会の構成員ともなっており、本学園の意思決定に参画している(資料 1-34【ウェブ】)。

その他、教学組織と法人組織の円滑な連絡・調整を図るために、全常務理事と全事務部署の部課長が参加する情報連絡会が月に複数回開かれており、理事会及び常務理事会の内容について情報が共有されるほか、学園長、全常務理事、総務部長、財務部長、学長、副学長、学長室長による学園・大学協議会を定期的に行い、教学組織と法人組織の双方の意思疎通を図り、適切な大学運営が行われるよう努めている(資料 10(1)-18~19)。

学生、教職員からの意見への対応

学生からの意見については、第4章で記載した全学年に対して行っている「学生調査」において、学修成果に関する設問に加えて、学修時間・満足度・意欲等に関する設問を設けることで対応している(資料 4-53~54)。本調査では択一式の質問に加えて、大学への要望等を記載する自由記述項目を設けており、実際に学生の意見が多く寄せられている。これらの調査結果については、自由記述項目以外の回答については、調査結果をグラフ化し大学 Web サイトに公開するとともに、自由記述欄で寄せられた学生の要望等については、大学運営会議の資料として情報共有されている(資料 10(1)-20【ウェブ】、21)。また、それ以外にも、ポータルサイトのアンケート機能を用いて、単発的なアンケートを多く実施しており、例えば、教室以外の学修環境の充実に向けてのアンケート、学内環境改善を目的とした BGM 導入に関するアンケート、2020 年度のオンライン授業の受講環境に関するアンケート等を実施している(資料 4-28【ウェブ】)。また、学生団体に対しては、学生支援事務室が毎年度「学生部アンケート」を実施しており、そこで活動状況や安全管理対策、マナー・モラル等について確認を行うと同時に、学生からの要望を確認している(資料 10(1)-22)。

教職員からの意見については、その所属長である学部長、学科主任等が一義的な窓口となり、必要に応じて教授会や大学運営会議等で共有される。職員については、後述する本学の人材育成制度に基づき、所属長と面談を行う機会が設けられていると同時に、定められた年齢に達した者及び希望する者は人事課長と面談することとなっており、より多くの方法で意見を受けることができる制度を設けている。

適切な危機管理対策の実施

本学園は、法人及び設置する各学校におけるさまざまなリスクを的確に把握し、低減・軽減に努めるとともに、危機が発生した場合に迅速かつ的確に対処するために「成蹊学園リスクマネジメント規則（以下、「リスクマネジメント規則」という。）」を定め、学園長の総括のもと、リスク及び危機を組織的に管理、統括するための体制、対処方法等を定め、それにより本学の構成員の安全確保を図り、教育研究活動の実施を確保することとしている（資料 10(1)-23）。

リスクマネジメント推進体制については、学園長がリスクマネジメントを分掌する常務理事を指名するとともに、学園長が委員長を務めるリスクマネジメント委員会を設置している。本委員会の任務のひとつに『危機対応基本マニュアル（以下、「基本マニュアル」という。）』及び『危機対応個別マニュアル（以下、「個別マニュアル」という。）』の整備及び評価が規定されている（資料 10(1)-24）。『基本マニュアル』においては、さまざまな危機対応に関する基本事項を定めており、主に危機のレベル分類、判定の基準、対策本部の設置の判断基準及び手順が確認できる。『個別マニュアル』では、具体的に予想される危機について、対応方針、教職員の活動内容、対策本部設置等実際に行動するための要領が確認できる。具体的には以下の危機について『個別マニュアル』を整備している。

1. 成蹊学園地震時における防災活動マニュアル（資料 10(1)-25）
2. 成蹊学園火災に関する防災活動マニュアル（資料 10(1)-26）
3. 台風、暴風雨、大雪等に関する対応マニュアル（資料 10(1)-27）
4. 国際交流に関するリスクマネジメントマニュアル（資料 10(1)-28）
5. 感染症に関する対応マニュアル（資料 10(1)-29）
6. 情報セキュリティ事故対応マニュアル（資料 8-14）
7. 化学物質管理マニュアル（資料 10(1)-30）
8. 苦情対応マニュアル（資料 10(1)-31）

また、これら『個別マニュアル』の整備と併せて、必要に応じた規則の整備も行っており、防火・防災管理については、「成蹊学園防火・防災管理規則」を、情報セキュリティについては、前述の「成蹊学園情報セキュリティ規則」を定めるなどしている（資料 8-13、10(1)-32）。

なお、学園の防火・防災管理を徹底するため、学園を 4 つの区域に分け、各区域を統率する区域長をそれぞれ置いている。大学は、大学第 1 区域（法人エリアを含む）と大学第 2 区域（理工学部エリア）に分けられ、大学第 1 区域長を学長、大学第 2 区域長を理工学部長とし、防火・防災管理の適正な運営を図っている（資料 10(1)-33）。そしてリスクマネジメント委員会で策定した各区域の『防火・防災計画』に従い、学生・教職員（非常勤講師を含む）を対象に防災訓練を年 1 回実施している（資料 10(1)-34）。

本学における新型コロナウイルス感染症対策としては、感染が拡大し始めていた 2020 年 3 月 11 日に、学長をトップとする「成蹊大学 COVID-19 対策本部」を立ち上げ、以後、対策本部を中心に学内の感染対策を検討し、大学運営会議に諮った上で、各学部の教授会を通じて各教員に、大学事務連絡会を通じて大学事務職員にそれぞれ周知されてきた（資料 10(1)-35）。

2020 年度は年度当初から対面授業を実施できないことを想定し、オンライン授業へのスムーズな移行を進めるため、教育担当の副学長を中心とした「緊急オンライン教育整備チーム」を設置し、

教員に対するオンラインでの授業運営や学生に対するオンライン授業の受講方法、経済的な理由で PC 等の準備ができない学生への対応等について、迅速に検討する体制を整えた(資料 4-33)。また、新年度早々の 2020 年 4 月 1 日には COVID-19 対策臨時会議を開き、「対面授業を実施できない場合のインターネット等を用いた代替措置」について協議した(資料 10(1)-36)。

また、非常勤講師を含めた全ての教職員に対して、感染拡大期間におけるオンラインでの授業運営や大学関係部署への連絡方法等について、教員・事務職員の対象者ごとに一斉メールで周知を図り、新しい情報を速やかに伝達してきた。

学生には、課外活動、図書館の利用や証明書の発行等に関する情報、対面授業ができない期間にオンライン授業を行うこと等について、ポータルサイトの他、大学 Web サイトで周知を行った。特に大学 Web サイトには、COVID-19 対策に関する「まとめページ」を作成し最新情報を掲載するとともに、時系列的にこれまでの対応・対策の経緯を掲出しているほか、「成蹊大学活動制限指針」も掲載し、学生たちに周知を図っている(資料 10(1)37~38【ウェブ】)。

活動制限指針や授業実施方針の設定・変更については、感染状況や政府・東京都からの方針を踏まえつつ、同対策本部にて検討し、大学運営会議に諮られた後、各学部教授会等を通じて全学的に周知・対応している。例えば、2021 年 6 月には、感染者数が落ち着いた状況等を踏まえた上で、一部の授業についてオンラインから対面に切り替え、キャンパスでの学びを限定的に再開した(資料 10(1)-39【ウェブ】)。

また、本学園では、『成蹊学園震災時事業継続計画(BCP)』を策定している。この BCP は時系列に沿って、人命の安全確保と被害の最小化、そして二次被害の防止を目的とした対応指針を示す「緊急時の対応計画(災害発生から 3 日間の対応)」と、緊急時対応を行った後に早期の事業の復旧を目的とした対応の指針を示す「事業の復旧計画(災害発生から 4 日目以降の対応)」の 2 つのフェーズに分けて策定されている(資料 10(1)-40)。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

【評価の視点】

- 予算執行プロセスの明確性及び透明性
 - ・ 内部統制等
 - ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

学園全体の予算編成については、前年度決算が 5 月の理事会で承認された後、次年度の「予算編成方針」の策定が行われる。まず、財務部において起案された「予算編成方針」と予算申請限度額の案が 7 月の常務理事会で承認され、この「予算編成方針」と予算申請限度額に基づき、各学校・部局において、具体的な次年度の『事業計画』と申請予算が策定される(資料 10(1)-41)。

大学においては、学長のもとで、『事業計画』と申請予算がとりまとめられ、大学運営会議及び大学評議会での承認を得る(資料 10(1)-42~43)。これら上述のプロセスにより、予算編成の計画性と適切性が担保された上で 10 月中に学園へ提出されることとなる。その後、財務部が各学校・部局に対して申請内容のヒアリングを行った上で、学園全体の事業計画案及び予算案として策定し、1 月以降の常務理事会での審議・承認を得る。その後、評議員会での意見聴取を経て、理事会で審議・承認されることになる(資料 1-40)。以上のようなプロセスを経ることで、予算編成の適切性を

担保している。

予算執行に関しては、「経理規則」「固定資産及び物品調達規則」等に基づき厳格に運用するとともに、各部署においても経理課作成の『Web 財務予算執行マニュアル』に則った手続がなされている。執行後も各部署における検収や内部監査室による部門監査を実施することで、その適切性を担保している(資料 10(1)-44～46)。また、細かな執行に係る手続等については「経理規則取扱細則」等が定められている(資料 10(1)-47)。

具体的な物品等の調達においては、「経理規則取扱細則」第 34 条に規定する予算単位ごとの予算単位責任者を置くこととなっており、第 5 条に基づき執行金額に応じ承認を得る必要がある者を定めている。また、10 万円を超える執行については、「固定資産及び物品調達規則」に詳細を定めており、管財課に依頼し相見積もりを行うなど、より透明性の高い執行に努めている(資料 10(1)-46～47)。

また、大学において教員の研究費により購入されたものについては、研究助成課に設置している検収デスクにおいて、検収対象外の諸会費等を除く 1 円以上のものについて全ての検収を実施し、請求書と納品書に検収デスクの検収担当者と検収日の入った検収印が押印される。この検収印が押された請求書と納品書があるものについてのみ、研究助成課の調達事務担当者による支払い手続を行うことができるシステムとしており、特定業者との癒着等の不正行為を防止している(資料 10(1)-48)。

なお、登録された機器備品等については、管理シールが貼られ、「固定資産及び用品管理規則」に基づき、年に一度、全ての機器備品等について、『資産台帳』に登録された場所に現物があるかどうか確認している。さらに、この現物確認が適切になされているかどうかチェックするためのモニタリングも管財課において別途行っている(資料 10(1)-49)。

本学の予算編制及び執行は、上述のとおり定められた規程等に基づき、適正に実施されている。なお、予算執行の結果は、決算書類として、現行私立学校法及び学校法人会計基準に基づき適正に報告されている(資料 10(1)-50)。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

【評価の視点】

- 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・職員の採用及び昇格に関する諸規定の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

本学では、「管理運営に関する方針」に基づき、大学の教育研究活動等及び教学マネジメントに関し、より適切かつ効果的な運営ができるよう、必要な事務組織を設け、必要に応じてその編制についても改善を行っている(資料 10(1)-1【ウェブ】)。

具体的には、2019 年度に教職協働による意思決定の迅速化の実現を目的として、従来の企画運営部を学長室と改称し、このもとに従来あった庶務運営課及び調査企画課を発展的に統合した総合企画課を新たに設置するとともに、研究助成課、入試センター(現アドミッションセンター)事務室及びキャリア支援センター事務室を傘下に置くこととした。また、学生支援部門の更なる情報共有・意思決定の迅速化及び支援体制の充実のため、学生部学生生活課及びボランティア支援センター事務室を統合し、学生部(大学保健室を含む。)、学生サポートセンター(学生相談室・障がい学生支援室)及びボランティア支援センターの3つの大学設置機関の事務を所管する学生支援事務室を新たに設置することとした(資料 10(1)-14)。

その他、本学には教務部、図書館事務室、高等教育開発・支援センター教育開発・支援課が設置されており、その業務分掌については「成蹊学園事務組織規則」に明記されている(資料 5-16)。

なお、これらの事務組織間の連絡会として、大学の全部署の部課長が参加する大学事務連絡会を設けており、大学評議会及び大学運営会議での内容について報告しているほか、各部署間で必要な情報を共有している(資料 10(1)-51)。また、学園が設置している事務組織として、総務部、財務部、健康支援センター事務室及び国際教育センター国際課があるほか、法人に設置される組織として企画室及び内部監査室がある。このうち、国際教育センター国際課は学園組織に属するが、成蹊大学国際教育センターに関する業務も担っている。また、事務組織ではないが、学園が設置している機関として健康支援センター、国際教育センター、学園史料館、サステナビリティ教育研究センターが、大学が設置している機関としてアジア太平洋研究センター、Society 5.0 研究所、高教センター、教職課程センター等がある(資料 1-3【ウェブ】、3-2、7-2【ウェブ】)。

職員の採用及び昇格に関する諸規定の整備とその適切な運用状況

職員の採用については、「事務職員、技術職員及び労務職員の採用に関する規則」に基づき、法人部門の総務部人事課を中心に実施している。同規則第 3 条において、まずは退職者を考慮した上で採用数を検討し、総務部長が採用計画を立案し、常務理事会の議を経て理事長がこれを決定することが定められている。加えて、本計画に基づき採用活動を実施した上で、最終的な採用者の決定権者が理事長であることを明記している(資料 10(1)-52)。また、採用情報を掲載する学園 Web サイトには、本学園で働くことを希望する方向けに、求める人材像を公開しており、入職後の大きなミスマッチが起きないように努めている(資料 10(1)-53【ウェブ】)。

昇格に関しては、「成蹊学園給与規則」第 9 条に「教職員の職務がその職務の分類基準に適合し、かつ、資格がその資格基準に合致した場合」に昇格することがある旨を定めており、この基準については『役職／職層認定基準』を定め、役職・職層ごとに求められる「普遍的な基本姿勢」「行動姿勢」「役割に応じて求められること」の 3 項目について、それぞれ複数の評価項目を設定し基準を定めて運用している(資料 10(1)-54、55)。

人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の人事制度では、事務職員に「アソシエイト職層」「プロフェッショナル職層」「マネジメント職層」「エキスパート職層」等の職層を設けており、上述の『役職／職層認定基準』を定め、それぞれの職層に求められること等の基準を明確に示し、透明性の確保に努めている((資料 10(1)-55)。また、事務職員においては、『目標管理シート』を用いて、業務成果を評価するシステムが適用され

ており、各職員は年度目標とその振り返りを所属長と行い、その結果が人事課に提出される。その結果に基づいて、その年度の人事考課が行われ適切な処遇改善がなされる仕組みとなっている(資料 10(1)-56)。

また、人事課においては「自己申告制度」も並行して行っている。これは、職員自らが目指す将来の方向性や働き方に加え、日頃どのような考えのもと職務にあたっているかなどを学園に申告する機会を設けるものであり、職員一人ひとりの個性を踏まえた上で学園が支援することを目的としている(資料 10(1)-57)。本制度では、希望する職務等と併せて、自身の研鑽状況についても申告するため、学園がより適正な配置及び人事考課を行う一助となっている。

業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

業務内容の多様化については、2020 年 11 月及び 2021 年 12 月に人事課より、業務形態、業務内容等働き方が大きく変わる中で、役職候補者の発掘・育成を推進していく旨が示され、そのなかで、職員個人からのヒアリングと所属長評価との整合性を確認し、所属長と連携して更に適切な職務付与や役割分担につなげるとともに(OJT)、必要に応じて将来の役職候補者としての視点から適切と思われる研修機会(OFF-JT)を提供するなど、柔軟に対応していく方針が示された(資料 10(1)-58~59)。

専門化に対応する職員体制の整備については、同じく 2021 年 12 月に人事課より、ジェネラリスト養成・長期雇用を前提とした人事運用と馴染まないものであることから、本学の専任事務職員としては身につけにくい専門能力による対応が組織戦略上必要な場合には、その具体的な計画や目標の達成までに求める成果及び専門能力の内容を明らかにした上で、外部若しくは内部の専門能力を有する者を、遂行する職務の具体的な計画を踏まえた数年間程度の任期をもって「スペシャリスト職層」として運用することを検討することが示された(資料 10(1)-59)。

教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)

本学は、教学運営に係る全学的な会議体・委員会として、大学運営会議、大学評議会をはじめ成蹊大学全学教育協議会、全学教育運営委員会、IR推進委員会、全学入試委員会等、多くの委員会を設けているが、これら委員会については、その設置規則上、学長室長や総合企画課長、教務部の部課長等、必要な事務職員が構成員として含まれており、教員と職員の連携を図っている(資料 2-16、4-67、5-17、10(1)11~13、60)。

また、従来委員会として議論してきたものについて、意思決定の迅速化等のためにプロジェクトチームとして改めて体制を整備し、新たに事務職員をメンバーとするなど教職協働を推進している。これは教員の委員会等による負担の軽減にも繋がり、より教育研究活動に力を注ぐことが可能となっている(資料 10(1)-61)。具体例としては、2020 年度に公開講座運営委員会を廃止し、「公開講座プロジェクトチーム」を設置したことがこれにあたる(資料 10(1)-62)。ほかにも、「アクティブラーニング推進プロジェクト」においては、2021 年度までは BYOD の推進等の検討を行い、現在は大学新 11 号館の竣工に向けてラーニングコモンズの運用方法についての検討等が進められている(資料 10(1)-63)。また、コロナ禍においては、いち早く「緊急オンライン教育整備チーム」をはじめとする教職協働によるプロジェクトを複数設置し、迅速に対応したことにより、本学においては他大学に比べて早くかつ大きな問題なくオンライン授業体制を構築することができた(資料 4-33)。このことにより、学長や副学長、学長補佐と各事務部署との連携はもちろん、機関長と各事務部署の連携も

進み、制度設計から実行に至るまで、教職協働により進めることができている。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

【評価の視点】

○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施

「管理運営に関する方針」において、教職員の意欲及び資質の向上を図るための諸制度や環境の整備に努めることを明記しており、そのための制度、研修等を設けている(資料 10(1)-1【ウェブ】)。

まず、本学において、事務職員の研修制度とその支援制度としては、①新人事務職員研修やマネジメント職層向けの研修等を行う「階層別研修」、②日本私立大学連盟主催研修への派遣、③海外研修、④特定の課題・テーマについて独自に検討する「グループ研修」、⑤職員としての資質向上と業務の遂行に役立つ知識・情報・スキル(技能)を習得するための「自主研修」及び「自主研修参加費補助」制度、⑥所属部署の業務に関連性があり、外部機関へ通学しながら知識・スキルを修得し、資格(図書館司書、学芸員、キャリアコンサルタント)を取得する必要がある場合において、最低限の費用を学園が負担する「資格取得応援制度」を実施している(資料 10(1)-64【ウェブ】)。

教職員を対象とする SD 研修会についても多く実施しており、コロナ禍においても、2020 年度・2021 年度ともに 8 回、2022 年度は 5 回実施している。従来は対面での開催が主であったが、現在は感染防止対策としてオンラインでの開催がほとんどとなっている。また、授業や研究、業務の都合上、参加が難しい教職員も多くいるため、可能なものについては、対面研修の場合はビデオ録画したデータを、オンラインの場合は「Zoom」等でレコーディングしたデータを、教職員が閲覧可能なクラウド上に格納することで、各自の都合の良い時間帯に研修を受講する、または視聴し直すことができる環境を整えている。なお、2021 年度に SD 研修会の企画・準備のフローを大学として明確にしたことで、より多くの部署が主催部署として企画を立案し易い環境を整えた(資料 10(1)-65)。

また、2021 年度には、前述のとおり包括連携協定を締結している西南学院大学と、近隣の国際基督教大学と本学とで合同 SD 研修会として、意見交換会を実施した(資料 9-49、55)。また、同年度に実施した「大学におけるカルト宗教の勧誘とその対策について」をテーマに開催した SD 研修会については、同じく包括連携協定を結ぶ西南学院大学・島根県立大学の教職員もその受講対象者として開催し、島根県立大学より 13 名、西南学院大学より 8 名の参加があった(資料 9-53)。その他、学習院大学、学習院女子大学、甲南大学、成城大学、武蔵大学及び成蹊大学は、『六大学における合同 FD・SD 等の実施に関する包括協定』に基づき、「六大学合同 FD・SD 研修会」等を開催し、六大学間相互の発展につながっている(資料 10(1)-66)。包括協定を締結した 2015 年度から 2020 年度は、当該年度の幹事校が六大学合同 FD・SD 研修会を主催していたが、2021 年度以降は、企画の提案が可能な大学が適切な時期に主催することとしている。

さらに、本学の内部質保証に関する取り組みの一環として 2020 年度に実施した外部評価についても、同年度中に本学及び本学園教職員を対象に、その報告を SD 研修会として実施し、本学の現状と抱える課題について認識の共有を行った(資料 2-34~35)。

上述のとおり、本学はさまざまな形で SD 活動を実施し、教職員の意欲及び資質の向上に取り組

んでいる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- 監査プロセスの適切性
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営の適切性については、本学の内部質保証システム内の一環として実施している自己点検・評価において定期的な点検・評価を行うとともに、中期計画に示した重要施策の進捗状況については、「成蹊学園事業計画・評価等に関する規則」に基づき、学園内で毎年度の中間報告会・年度末報告会を実施するほか、理事会・評議員会で毎年度の年度末報告及び達成期間の中間期における中間報告を行い、定期的に計画の達成状況を点検・評価している(資料 1-39～41)。

また、学長による大学運営については、大学運営の実績、諸問題への対応状況等について「成蹊大学長の業績評価に関する規則」に基づき、学長業績評価委員会により定期的な評価がなされ理事長へ報告されている(資料 10(1)-67)。

なお、大学運営の適切性を検討した結果として、2019 年度に教職協働による意思決定の迅速化の実現を目的として、学長室の設置、学生支援事務室の統合等、事務組織改革に取り組み、加えて、新たに事務職員をメンバーに加えた各種教職協働プロジェクトチームの体制を整備するに至っている(資料 10(1)-14、61)。

監査について、本学では監査法人、監事(3名のうち1名専任)、内部監査室による三様監査の体制を整えている。

監査法人による監査については、私立学校振興助成法に基づき、毎年度、理事長、担当常務理事、監事に提示している『監査計画説明書』に基づき、計算書類の重要な虚偽表示リスクの識別と評価を中心に監査が行われている。実施方法については、実地監査による書類の確認と、担当常務理事等に対するヒアリングにより実施され、『監査結果説明書』『監査報告書』としてその報告を受けている(資料 10(1)-50、68～69)。

監事監査については、私立学校法及び「学校法人成蹊学園寄附行為」及び「学校法人成蹊学園監事監査規則」に基づき、法人の業務、財産の状況及び本学の理事の業務執行について年度ごとの監査計画に沿って監査を行い、毎年度、理事会及び評議員会に報告している(資料10(1)-70～72)。また、監事は、理事会及び評議員会に毎回出席して理事及び評議員による議題の審議状況や理事長及び常務理事並びに教職員からの業務報告を聴取している。加えて、その他の重要会議に出席するほか、理事及び各業務担当責任者から定期的または必要に応じて業務の報告または説明を受け、重要な書類を閲覧するなどして監査を実施している。資金収支及び事業活動収支についても、財務担当者から定期的に報告または説明を受けるほか、監査法人とも連携している。

内部監査については、「成蹊学園内部監査規則」において、毎年度作成する監査計画に基づく「定期監査」及び理事長の指示等に基づく「臨時監査」を行うことを明示している。「定期監査」については各部署を対象とする「部門監査」と特定のテーマについて学園横断的に行う「テーマ監査」

を行い、「臨時監査」としては、毎年度、公的研究費の執行状況に関する監査を行っている(資料 10(1)-73)。

監査法人、監事、内部監査室は相互に連携し、必要に応じて毎年度複数回の打ち合わせの場を設けるなどコミュニケーションを図りながら、業務執行、予算執行の適切性を担保している。

ほかにも、本学園では、日本私立大学連盟の策定した「私立大学ガバナンス・コード」に準拠し、本学におけるその遵守状況を毎年度点検し、本学の成長と発展につなげていくこととともに、幅広いステークホルダーに対して説明責任を果たすため、その点検結果を公表している(資料 10(1)-74【ウェブ】)。

(2) 長所・特色

本学は積極的に教職協働を進めており、例として、学長室の設置、公開講座運営委員会から「公開講座プロジェクトチーム」への体制の再整備、コロナ禍で必要とされた「緊急オンライン教育整備チーム」をはじめとするさまざまな教職協働による新プロジェクトの立ち上げが挙げられる(10(1)-61~62)。また、これらの教職協働の取り組みは、意思決定の迅速化が図られるのみでなく、委員会による教員の負担の軽減にもつながっており、大学運営を有効に行う上で、非常に大きな効果を発揮している。コロナ禍においても、プロジェクトチームを複数設置し迅速な意思決定を行ったことで、他大学に比して迅速かつ丁寧にオンライン授業等の実施に向けた環境を整え、その実施に移すことができ、さらにはその後発生した課題についても、きめ細かな調整を行うことができた(資料 4-33、10(1)-63)。

また、本学は職員の意欲及び資質の向上のために、積極的に SD 研修会等を実施しているが、本学の特色のある取り組みとしては、他大学と合同の SD 研修会を度々実施している点が挙げられる(資料 9-53、55)。例えば、2021 年度に西南学院大学、国際基督教大学と本学の 3 大学で実施した合同 SD 研修会において、新型コロナウイルス感染症の対策等を各大学が模索しており、大学を取り巻く状況が大きく変化する中で、各大学の具体例を踏まえた意見交換を行うことができたことは、客観的な視点からの気付きを得ることができる点においても、今後の情報共有等のネットワーク構築という点でも非常に有意義なものであり、今後も同様の研修会の更なる発展を目指している。

(3) 問題点

特になし。

(4) 全体のまとめ

本学は、大学の理念及び目的のもとで教育目標を実現し、社会の要請に応え、公共的役割を果たすため、「管理運営に関する方針」を定め、大学 Web サイトで公開している。

適切な大学運営の組織整備については、大学の教育研究活動及び教学マネジメント等に関し、より適切かつ効果的な運営ができるよう、必要な事務組織を設けている。また、学則第 8 条に「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と規定し、大学の校務に関する最終的な決定権が学長にあることを明確にしている。さらに学長、役職者の選任基準と権限についても規則化し明示している。

教授会については「成蹊大学教授会規則」に定め、その中で教授会の役割及び学長の意思決定の関係性についても明確化している。

危機管理対策は、小学校、中学校、高等学校、大学、大学院を有する総合学園として、「成蹊学園リスクマネジメント規則」をはじめとする関係規則及び危機管理マニュアル等を整備すると同時に、定期的な防災訓練を実施するなどして有事の際に迅速かつ適切に対応できる体制を整えている。

予算運用に関しては、「経理規則」に定められている適切なプロセスに基づいて、予算の申請・編成がなされている。また、執行・管理については、同規則に加え、「固定資産及び物品調達規則」等の関係規則において権限や手続が明確化されており、透明性を確保した上で適切に行われている。

本学の職員の採用については「事務職員、技術職員及び労務職員の採用に関する規則」に基づき行われており、昇格についてはその基準として『役職／職層認定基準』を定め明確に示している。業務内容の多様化については、役職候補者の発掘・育成を推進していく旨が示され、そのなかで、職員個人からのヒアリングと所属長評価との整合性を確認し、OJT、OFF-JTの機会を多く提供するなど、柔軟に対応していく方針が示された。専門化に対応する職員体制の整備については、その具体的な計画や成果を明らかにし、条件を付した上でスペシャリスト職層者としての運用を検討している。

教職協働については、従来の各種委員会の見直しと、教職協働プロジェクトチームの設置等を積極的に行っており、意思決定の迅速化のみでなく、教員の負担軽減につながっている。コロナ禍においても、このプロジェクトチームによる意思決定の迅速化は、円滑な大学運営に非常に有効だった。

教職員の意欲及び資質の向上については、各種研修制度を設けると同時に、SD研修会を積極的に開催している。また、他大学との合同SD研修会についても実施しており、今後も発展を目指している。

本学は、監査法人、監事、内部監査室による三様監査を実施しており、それぞれ年度ごとの監査計画を策定し、監査実施後には監査報告書により理事会、評議員会等の会議に報告を行っている。また、三者は相互に連携し、コミュニケーションを図りながら、業務執行、予算執行の適切性を担保している。

以上のことから、本学は、大学基準を充足していると考えている。

第10章 大学運営・財務(2)財務

(1)現状説明

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

【評価の視点】

- 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
＜私立大学＞
- 当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

中・長期の財政計画の策定

本学では、学園ひいては大学としての中期計画を定め、それに基づき財務計画が策定されている。具体的には、まず、2013年度から2018年度までの6年間で達成期間として計画・実施された『第一次中期計画(中期重点目標)』によって事業を推進し、この施策を支える目的で、「学園全体の組織・経営基盤の強化」をテーマに、財政基盤の強化に向けた取り組みや経費の削減と新たな収入増の模索にも併せて取り組んできた(資料1-36【ウェブ】)。

そして、2019年度から2022年度までの4年間で達成期間とした『第2次中期計画』を定め、部門目標達成のための重要施策を策定した。大学からは6つの重要施策が示され、その重要施策ごとに事業計画を立案するとともに「必要な経営資源」を設定することで、より一層の財政基盤強化を継続している(資料1-38)。

なお、上述の中・長期的な財政計画をより具体化した中・長期的な収支見通しを基に、「予算編成方針」を策定し、法人全体として適切に配分された年度ごとの予算枠を編成している。この予算枠を基準として、大学で必要とされる予算を施策のプライオリティに従って申請し、その後決定した予算内で適切に執行されている。各年度特有の状況は生じるものの、教育研究推進のための安定した予算が確保されており、現行において安定的な財政基盤のもとで教育研究活動が運営されている(資料10(1)-41)。

また、上述の財政計画は主に学園主導のものであるが、大学でも「管理運営に関する方針」を別途定めている。これは大学の理念及び目的のもとで教育目標を実現し、社会の要請に応え、公共的役割を果たすためのものであるが、その中の財政に関わる項目として①「教育研究を安定して遂行するための必要かつ十分な財政基盤を確立するため、中・長期計画に基づく納付金、寄附金、補助金等、財源の安定的確保に努めるとともに、外部研究資金を積極的に獲得するための組織・体制を整備するものとする」、②「明確な方針のもとで適切な予算編成を行い、予算執行及び決算については、内部監査、監事監査、公認会計士監査などによって健全性と効率性を担保し、財務状況の情報公開を積極的に推進するものとする」という2点を定め、大学の将来を見据えた財政基盤を確立すべく、主体的に対応してきた(資料10(1)-1【ウェブ】)。

財務関係比率に関する指標または目標の設定

現在の財務状況は、大学基礎データ表等で示すとおりであるが、近年実施している学部改組や理工学部エリアの再開発等の大規模な投資案件でも資金の借入を原則せずに賅っていることから、年度ごとに多少の変動はあるものの、財政上の大きな課題は生じていないと認識している。

特に理工学部エリアの再開発については、2024年度の完成に向けて、2018年度から2023年度までの6年間、毎年度5億円の総額30億円を第2号基本金に組み入れ、同額を第2号基本金引当資産に積み上げることで財源の確保に努めている(大学基礎データ表9～11、資料10(1)-50)。

また、上述以外で財務関係比率等について具体的な目標設定を行っているわけではないが、『事業報告書』では、日本私立学校振興・共済事業団が提示している「定量的な経営判断指標」の主要な項目について、経年比較を実施している。大きな問題となる変動がないかを定期的にモニタリングしているが、現状は正常状態を維持しており、財務関係比率の観点からも比較的良好な財務状況であると認識している(資料10(2)-1～2【ウェブ】)。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

【評価の視点】

- 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)
- 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
- 外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等

将来を見据えた計画等を実現するための財政基盤

2022年5月の理事会・評議員会において確定した『2021年度事業活動収支計算書』では、事業活動収入計は153億3,300万円となり、予算と比較して5億9,900万円増加している。これは、主に、学生生徒等納付金収入、経常費等補助金収入、付随事業収入等の増加があったことによるものである。一方、事業活動支出計は140億5,200万円となり、予算と比較して、3億8,400万円減少している。これは、主に、人件費や管理経費が減少したことによるものである。

なお、2020年度決算と比較すると、事業活動収入計は3億600万円の増加となる。これは主に、学生生徒等納付金収入、経常費等補助金収入、付随事業収入等が増加したことによるものである。一方、事業活動支出計は2億9,500万円の減少となり、これは主に人件費、管理経費が減少したことによるものである。

この結果、教育活動収支差額については、10億1,000万円の収入超過、教育活動外収支差額については2億9,300万円の収入超過、経常収支差額については、13億400万円の収入超過、特別収支差額については2,200万円の支出超過となり、基本金組入前当年度収支差額は12億8,200万円の収入超過となる。これに、基本金組入額合計を差引いた、当年度収支差額は、4億8,800万円の収入超過となり、前年度から繰越された3億8,000万円の支出超過額を合算した結果、翌年度繰越収支差額は1億700万円の収入超過となっている(資料10(2)-3【ウェブ】)。

なお、2021年度以前の『事業活動収支計算書』との経年比較について、まず、本業である教育研究活動の収支状況を示す教育活動収支差額比率はプラスで推移しており、現行における収入不足・支出超過の懸念は生じていない。また、設備投資等の影響により翌年度繰越収支差額には多少の変動があるものの、経常収支差額比率や事業活動収支差額比率等は順調に推移しており、教育研究を安定して遂行するための財政基盤が構築されていると認識している(資料10(2)-1【ウ

ウェブ】)。

教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

上述のとおり教育研究を安定して遂行するための財政基盤を維持し、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みとして、主に以下のような取り組みが挙げられる。

■ 学生生徒等納付金、手数料の確保

学園の学生生徒等納付金は、学生生徒等納付金比率(学生生徒等納付金/経常収入)76.2%を占める主たる財源となっており、本収入の安定的確保が教育研究を安定して遂行するための財政的基盤として重要な役割を果たしている(資料 10(2)-1【ウェブ】)。

大学全体としての入学定員に対する入学者は、全学平均定員超過率が 2022 年度入学試験では、1.08 倍となり、財政的基盤の柱となる納付金収入は安定的に確保できている。(資料 10(2)-4【ウェブ】)。

また、入学検定料が主な収入源である手数料も、入学試験における十分な競争倍率を維持しているものの、今後は、更なる少子化における大学間競争に対応していく施策が求められている。

■ 人件費支出及び施設運営コスト削減への対応

2021 年度の財政検討委員会では、収入の増加を目指すことと同時に支出を削減することも検討されている。特に人件費は主な支出項目となっており、適正な人件費比率の維持が大学運営において必須である。現状、人件費比率(人件費/経常収入)は 55%前後で推移しているが、引き続き人件費の抑制・削減に向けた検討がされている(資料 10(2)-1【ウェブ】、5)。

また、施設運営コスト削減への取り組みとしては、規則に基づく物品調達時の相見積りの取得を厳守することや、経費削減コンサルタント企業への委託を通じてコスト削減診断を実施した(資料 10(2)-5)。

外部資金の獲得状況、資産運用等

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を構築するために本学が行っている外部資金獲得及び資産運用等の状況として、主に以下の点が挙げられる。

■ 補助金の確保(私立大学等改革総合支援事業)

補助金は、経常費補助金比率(経常費等補助金/経常収入)11.7%と、納付金に次ぐ財源となっているが、税金が財源であることを常に意識し、経常費補助金の一般補助はもとより特別補助においても、申請基準に対して正確かつ厳格に適用し申請している(資料 10(2)-1【ウェブ】)。

なお、本学では、常に社会からのニーズを踏まえた制度の構築に取り組んでおり、特に、「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、イノベーションを推進する研究の社会実装の推進等、役割や特色・強みの明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する「私立大学等改革総合支援事業」へも積極的に対応し申請している。具体的には、毎年度設問項目の洗い出し・分析を行い、即時対応できる設問だけでなく、当年度の対応が困難な設問についても、中長期的な施策を検討・実施することで、将来的に得点を上げられるよう対応している(資料 10(2)-6)。

その結果、2021年度には、「私立大学等改革総合支援事業」の「タイプ1『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」に採択され、今後も引き続き採択されるよう同様の対応を推進している(資料10(2)-1【ウェブ】)。

また、併せて大規模なICT設備更新時の補助金活用やその他外部資金獲得のための教員支援も積極的に行っている。

例えば、科学研究費補助金の獲得状況については、研究推進委員会での報告に基づき毎年度分析を行っており、それを受けて、2022年度には、『計画調書』の記載方法に係る研修や希望者に対して、専門業者による面談や『計画調書』のレビューを行うなどの支援を実施した(資料10(2)-7、8)。

■寄付金の確保

寄付金収入については、主管部署である企画室経営企画グループがキャンペーン等による効果を分析・検証するとともに、件数と受入金額の情報が関係部署にも毎月共有され、経年比較を中心とする分析を適宜行っている(資料10(2)-9～10)。そして、その分析結果と社会情勢(新型コロナウイルス感染拡大等)を踏まえて、主に3つの取り組みを行った。

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う寄付募集

修学意欲がありながら家計が困窮し、学業の継続が困難となった学生への経済的支援を募るため、寄付先(使途)に、新たに「新型コロナウイルス感染拡大に伴う学生に対する経済的支援」という寄付項目を設け募集した。

- ・ 寄付特典の追加

2020年度には、年度内に累計1万円以上寄付された方を中心に本学の本館をモチーフにしたナノブロックを進呈するキャンペーンを実施し、寄付促進を図った。また、2022年度には寄付金額に応じて、卒業生が経営に携わる企業の商品を返礼品として贈呈する「心のふるさと寄付」を導入するなど、より魅力ある寄付募集活動を展開している(資料10(2)-5、9、11【ウェブ】)。

- ・ 課外活動に対する支援の強化

課外活動に対する寄付をこれまで以上に活性化させるため、過去の事例等を紹介しながら認知度の向上を図った。

これらの取り組みは、『寄付募集趣意書』の挟み込みチラシ、学園広報誌、学園Webサイト、SNS等を通じて広く周知している(資料10(2)-1【ウェブ】)。

■資産運用収入の確保

従来、本学では、債券を中心とした運用を行い、毎年度0.5%程度の収益を得ていたが、2021年度の理事会にて、2022年度から2024年度の3年間で分散投資を図り、1.5%から2.0%程度のリターンを目指した「ミドルリスク運用」に取り組むことが承認された。

上述の運用変更により、これまで以上の資産運用収入確保を目指し、今後も教育研究活動の充実に活用していく(資料10(2)-5、12)。

(2)長所・特色

収入増・支出減両面アプローチによる財政基盤強化の推進

本学では、財政検討委員会のもとで収入増と支出減の両面からさまざまな施策を検討し、財政基盤の強化を推進している。

まず、収入の増加(収入の多角化)を目指す取り組みとしては、①資産運用益の増加に向けた「ミドルリスク運用」の検討、②寄付金の増加・多角化に向けた中長期計画の策定等の検討・実施を進めている。また、支出減を目指す取り組みとしては、①働き方改革(効率化)や業務のアウトソーシング検討等を通じた人件費の抑制・削減、②経費削減コンサルタント企業によるコスト削減診断の実施等が挙げられる(資料 10(2)-5)。

収入増・支出減両面から取り組むことで、よりよい教育研究環境の実現を目指すべくより強固な財政基盤の維持に注力している。

積極的な補助金確保

本学は、2021 年度に「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、イノベーションを推進する研究の社会実装の推進等、役割や特色・強みの明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する「私立大学等改革総合支援事業」の「タイプ 1『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」に採択された。今後も引き続き上述のタイプ 1 の選定に向けた取り組みを継続させるとともに、他のタイプについても選定の可能性を検証し必要に応じて対策を講じることとする(資料 10(2)-1、6)。

(3) 問題点

現時点で、特に重大な財政的課題は認識していないが、老朽化に伴う建物等の再開発が今後も続く点には留意する必要がある。財務的な健全性を長期的に維持し、更なる強固な財政基盤を構築していくためには、昨今の建築コスト高騰等も考慮した財源の確保をより一層強化していかなければならないと考えている。

(4) 全体のまとめ

本学では、学園ひいては大学としての中期計画を定め、それに基づき財務計画が策定されている。具体的には、2013 年度から 2018 年度までの 6 年間で達成期間として計画・実施された『第 1 次中期計画(中期重点目標)』、そして、2019 年度から 2022 年度までの 4 年間で達成期間とした『第 2 次中期計画』によって事業を推進し、「学園全体の組織・経営基盤の強化」をテーマとして、財政基盤の強化に向けた取り組みや経費の削減と新たな収入増の模索にも併せて取り組んできたことで、より一層の財政基盤強化を継続している。

また、上述の財政計画は主に学園主導のものであるが、大学でも「管理運営に関する方針」を別途定め、その中の財政に関わる項目に基づき、大学の将来を見据えた財政基盤の確立へ主体的に対応してきた。

現在の具体的な財務状況については大学基礎データ等の示すとおりであるが、『事業活動収支計算書』の経年比較について、教育活動収支差額比率、経常収支差額比率、そして事業活動収支差額比率等は全てプラスで推移していることから、現行において収入不足・支出超過の懸念は生じておらず、教育研究を安定して遂行するための財政基盤が構築されていると認識している。

そして、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みとして、本学では、①学生生徒等納付金、手数料の確保、②人件費支出及び施設運営コスト削減への対応に注力しており、

また、外部資金の獲得、資産運用等については①補助金の確保(私立大学等改革総合支援事業)、②寄付金の確保、③資産運用収入の確保等に積極的に取り組んできた。

なお、上述の各取り組みについては、財政検討委員会等で組織的に検討・実施がされており、収入増・支出減両面アプローチによる財政基盤強化が推進されていること、また、その一部として特に積極的な補助金確保を目指している点が本学の財務的な長所・特色である。

現時点で、特に重大な財政的課題は認識していないが、老朽化に伴う建物等の再開発が今後も続く点等には留意しつつ、引き続き教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を維持していくことを目指す。

以上のことから、本学は、大学基準を充足していると考えている。

終章

報告書本文において述べたとおり、本学は3ポリシーをはじめとする各種方針のもとで教育研究活動を適切に実施し、かつ全学的な内部質保証システムにおいて、大学基準に則った定期的な点検・評価を行うことで更なる教育の質の向上を図っている。

また、本学の内部質保証システムは2013年度から運用を開始しており、内部質保証システム自体についても適切に点検・評価を行うことで、大学全体としての内部質保証活動の有効性の向上にも努めている。2021年度には、従来の内部質保証システムでは十分でなかった点について、大幅な改善を行い、そのなかで「『内部質保証』とは、成蹊大学学則第1条及び成蹊大学大学院学則第1条に掲げる目的の実現に向けて、組織及び活動を不断に検証し、その充実向上に努め、適切な水準にあることを自らの責任で説明・証明していく恒常的・継続的プロセスをいう。」として、内部質保証について改めて定義づけを行うとともに、点検・評価及び改善に向けたプロセスの明確化等を行うことで、内部質保証システムがより有効に機能するような体制整備を図った。この新たな内部質保証システムにおける自己点検・評価活動では、内部質保証委員会のサポートのもとで既に多くの項目が改善に至っており、実際に本システムが有効に機能していることを確認することができている。

2019年度末以降は新型コロナウイルス感染症に対応するための体制整備や対策方針の策定に追われる日々が続いているが、学長のリーダーシップのもとでのガバナンス体制が有効に機能していることに加えて、本学では各部門及び大学全体で定期的な点検・評価を行うことが定着していることから、コロナ禍において教育の質を保証するために必要なオンラインシステムの導入、各種プロジェクトチームの設置をはじめとする体制整備、教員・学生へのフォロー等について必要な対策を迅速に行うことができおり、さらに対応するなかで確認された課題についても適宜検証を行い必要な改善を行っている。

また、コロナ禍において、学生が大学に来ることができない状況が続いていたことから、学生の孤立化による精神的不安等を懸念し、学長主導によるオンラインでの各種支援イベントの実施や、感染症対策を適切に講じた上で対面による「新入生ウェルカムデー」や式典の開催を積極的に行うことにより、学生同士及び学生と教職員によるコミュニケーションの機会の創出に努めた。加えて、コロナ禍において、キャリア支援センターではオンラインでの個別相談体制を整備することはもちろん、オンラインでのキャリア支援イベントを実施するなど新たな取り組みを実施しており、結果としてコロナ禍以前を上回る情報提供の機会としての効果が確認されており、一定の成果を上げている。これらのコロナ禍における積極的な取り組みは、学生一人ひとりに寄り添うことを最優先に考えられたものであり、本学の建学の理念に通ずる学生支援の表れである。

このたびの自己点検・評価においては、本学の強みとして今後更なる伸長が期待できる事項についても確認することができた。その一例は内部質保証委員会とIR推進委員会の連携によるIRデータの点検・評価への更なる活用が挙げられる。本文においても詳述したとおり、本学は協力事業者と連携することで、多様な調査等を実施しており、近年は、個別に「学生インタビュー」も実施するなど、今まで以上に積極的なデータの収集と検証に取り組んでいる。これらの取り組みの結果については、学生の学修成果を適切に把握し評価するための指標の一つとして、傾向や実状を確認できるようグラフ化や数値化等を行った上で、各学部との意見交換会等のフィードバックの機会

を通じて共有され、具体的な点検・評価がなされており、各学部における教育研究活動の更なる改善・向上の一環として非常に有意義に活用されている。これらの取り組みについては、実施開始より年度が経過するにつれて、そのデータの蓄積が行われ、より多角的な分析が可能となるため、学修成果の把握・評価とそれに基づく教育研究活動の改善・向上に大きく貢献するものとして、今後期待できる。

一方で、本学における教育研究活動を向上・発展させるために、改善・発展の余地があると思われる点についても確認することができた。内部質保証システムの更なる発展が一例として挙げられる。現在の内部質保証システムは 2021 年度の改善により、その有効性が大幅に改善している。現時点で具体的な課題があるわけではないが、本システムでは各部門単位で第一義的な点検・評価を行い、その結果について大学全体としての点検・評価を行う体制となっているため、複数部門に跨って行われる取り組みについては、その部門間で非効率な部分があっても、各部門の課題としては顕在化しにくいという懸念がある。今後、本学においては、「EAGLE」や「丸の内ビジネス研修 (MBT)」等を代表とする学部横断型のプログラムが増えていくことが予想され、そこには多くの学部・事務部署等の部門が関係していくことが考えられる。このような状況のなかで、内部質保証システムにおける点検・評価がより有効に機能し、プログラムの更なる発展・向上につながるよう、内部質保証システム自体についても検証を引き続き行うことで、継続的にブラッシュアップしていく必要がある。

本学は、2020 年度に新経済学部及び経営学部を新設し、2022 年度に理工学部を 3 学科から 1 学科に大幅に改組した。さらには、理工学部エリア(11 号館・12 号館・13 号館)を再開発し、2024 年度秋にはキャンパスの中心部に新棟が完成し、運用が開始されることとなっている。新棟では、文系・理系の学生がともに経験する様々なアクティビティに適した、創造性を育む、現代的な空間を提供するために整備を進めている。加えて、2023 年度からは「新しい時代に対応した教育活動と活力のある研究活動を推進し、持続可能な社会の実現に貢献する」ことを大学の目標とする『第3次中期計画』が開始する。このように、新たな取り組みが多く実施されているなかにおいては、その適切性を点検・評価する内部質保証活動はより重要性が高まるものと認識しており、内部質保証の定義でも述べたとおり「組織及び活動を不断に検証し、その充実向上に努め、適切な水準にあることを自らの責任で説明・証明していく」ことが社会からも求められる。新たに整備した内部質保証システムを今後更に発展的に有効活用し、適切な点検・評価を続けるとともに、より質の高い教育研究の環境を提供できる機関を目指す所存である。

以上